

アメリカにおける Hatch Act (Political Activities Act) 改正 (一九九三年) の背景

目次

- I 沿革
- II 現実
- III 判例
- IV 改正

竹尾 隆

1 沿革

アメリカ合衆国における情実人事制 (patronage system) と党派政治 (partisan politics) との連環の当否をめぐる論争は、この国における政治史全体の地下の鉱脈のなかに煌く引火線の鉱石のごとき存在を示している。この状況は、いまもなお、変わっていない。しかし、最近、当該論争の二位相が、輝かしい背光を浴びて、浮上するにいたっている。⁽¹⁾

その一つは、後述する情実人事に関する裁判所の判決をめぐる論争である。ここでいう判決とは、連邦・州・地方における各種の裁判所が、党派性のみに基づき採用された資格任用制 (merit system) 適用対象外にある職員に対する不利な行為、もしくは、解任は、憲法修正第一⁽²⁾条 および十四⁽³⁾条によって保護される憲法上の権利の侵害として解釈されるべきであると明示した、すくなくならぬ判決を指す。これからの判決にかかわる最近の事件として、*Rutan v. Republican Party Illinois*, 497 U.S. 62 (1990), *O'Hare Truck Service, Inc. v. City of Northlake*, 518 U.S. 712 (1996) などがあげられる。

もとより、これらの判決は、政党员または政党支持が職務の実効性のある遂行のための妥当な要件とされる上級の政策形成職務には適用されない。しかし当該職務と他の職務とは、図式的対比として描かれるのではなく、一方が他方に浸透し合う形で隣接し、ほぼ双方間の境界は、溶解し、混交を生じているといつてよい。両者は、相互に浸透し逆転し合うような領域にとどまり、こうした脈絡から独立していない。裁判所の判決は、未だ双方の境界に鮮明な形象性を与えていない。

これまで、裁判所は、情実人事の可否について、幾度となく判示してきた。しかし、情実人事の慣行的事実、ア

アメリカ政治体系の基調をなす価値ある底流として強固に確立をされている限り、その潰滅は、虚妄に終るとみてよからう。

他の論争は公務員が単に公務員であることを理由として、党派的中立性の維持を何ゆえ要求されねばならないかということである。この党派的中立性の維持が、十九世紀における公務員制改革運動の主要目的であり、その先端の疑集点が、本稿の主題である一九三九年制定の政治活動法 (Political Activities Act = An Act to Prevent Pernicious Political Activities, usually called Hatch Act, after its sponsor, Democratic Senator Carl A. Hatch of New Mexico) にほかならない。一九四〇年・一九六六年改正のいわゆるハッチ法は、連邦政府職員、連邦政府の交付金による施策の形成と実施の衝に当たる州および地方の政府職員、そしてEOA (Economic Opportunity Act) (経済機会法)⁽⁴⁾によって資金を給付された地域社会活動施策 (community-action programs) の運用に関する私的組織の職員、以上が、政治活動に積極的に参加することを禁止する。しかし、政府職員の政治上の諸権利が、一九六〇年代および一九七〇年代初頭に、世人の関心を惹くとともに、当該法の改廃のための努力が、展開されるにいたった。この努力の背後に控える強靱な論理は、政府職員の政治的介入を禁止する当該法の条項は、政府職員以外の他者であれば当然に認められ行使しうるはずの諸権利を政府職員に限って認めず侵害し、したがって、政府職員を結果において《二流市民》に貶めるものということにある。この論理によれば、政治的権利を投票権と等価で結合するということは、政府職員に余りにも苛酷である。政府職員にも、政治の全位相に参加する諸権利を、与えられるべきである。

一九三九年におけるハッチ法の議会による制定の背景には、一九三三年から一九四五年にいたるまでの、十二年間におよぶ行政権力の肥大化現象と互いに通底し合い、有機的な結びつきを創出した、時代的狀況が存在する。この狀況は、行政権肥大化現象の周囲に緊密に結晶されたもの⁽⁵⁾といってよい。すなわち、ニューディール期 (The New

Deal)とこれに引き続く第二次世界大戦とは、合衆国における政治状況と全国政府の構造とを、根本的に変革するにいたった。建国初期から一九二〇年代にいたるまで、十九世紀の辺境の存在とその後の資本主義の勃興期とを現実的基礎条件として成立し、個人や諸種の集団が迷うことなく自己利益の追求に専念し自由放任政策を享受しえた、社会の基本的安定性の支配という、恵まれた政治環境は、この時期、既に失われている。これに代わって出現したのが、内政・外交・軍事の危機的状況のなかにあつて諸利益の共同体的調節を不可避とする緊迫した政治環境である。

その結果、ニューディール期と第二次世界大戦という特異な事件は、想像しうる限度を越えて、連邦政府の規模と権能とを拡大しつづけるにいたった。これ故、連邦政府と国民との接触面積は、無限に増大してゆく観を呈していたといつてよい。

「大統領権力における最大の伸張は、F・D・ローズヴェルト (Frank D. Roosevelt) 政権の時代に生じた。このときに、内政政策の飛躍的發展と戦時責任との結合が、行政部中心の政府 (executive-centered government) の成立に、すくなからず貢献をした」⁽⁶⁾。

F・D・ローズヴェルト大統領は、時には行政部について不満を吐露したことがあつたにせよ、総じて、行政部に信頼を寄せていた⁽⁷⁾。合衆国史上、未曾有の経済不況に見舞われた大統領は、私的利益を個人や集団が憚ることなく追求しえた社会の基本的安定性の下における自由放任政策の享受という前世紀の余響を断ち切る意図にたつて、連邦政府による公共事業の施行を通して職を創出し、生産・物価・勤労条件に対する規制の強化によって景気の回復を図ろうとした⁽⁸⁾。大統領は、景気回復の事業の執行を、既設の行政諸機関を通すよりも、むしろ、新設の行政諸機関にその執行権限を授与する方途をすくなからず選んでいる。これは、未曾有の時代状況の先端に立つて、未耕の原野を切り拓いてゆく先駆者の論理と実践を表象するものといつてよからう。

かつて一九三三年から一九四五年まで、労働長官 (Secretary of Labor) の職にあったF・パーキンズ (Frances Perkins) 女史が述べているように「我々は、新たな錯雑きわまる諸問題に遭遇している。…何ゆえ、我々は、旧来の諸制度に、こうした問題の解決の責任を負わせるよりも、むしろ、この責務を引き受ける新たな統一的な行政機関 (a new agency) を設立しないのであろうか。…仮に、当該機関が常設ではないにしても、我々が、それにより悪しき先例に陥ることは、ありえない」。

この言葉の示唆するところは、非能率性、非実効性、不経済、浪費などの弊害を生みだすLilliputian Administrationへの決別とみてよい。

一九二〇年から一九三〇年代末葉にいたるまでの時期に、行政の分野における組織の乱立状態が現出し組織の構造と手続とを整序する緊要性が痛感されるにいたったという特殊事情が存在していた。この当時における人々は、主権者として、また、納税者として、政府の非能率と浪費に、重大な関心を寄せていた。なぜなら、この当時の行政諸機関は、二〇世紀に入って顕著となるにいたった政府職能の量的拡大と質的複雑化とに対応して、各機関の管掌事務の範囲も不分明のまま、どちらかといえば、急遽、乱造されたものであり、機関相互間における機能の重複と競合が、すくなく露呈していたからである。このような、いわば、徴視的観点に立つLilliputian Administrationの状況のなかで、当時の行政管理の理論と実践は、行政における《能率と節約》の確保を至上課題に巨視的角度から社会共同の利益の積極的実現を推進するBrodingnagian Administrationの具体化を期してあらゆる組織に普遍的に妥当する編成諸原理を発見し提起するにいたったのである⁽¹⁰⁾。

こうした政治哲学の潮流の単純直線的な進行の結果、一九三四年末にいたるまでに、約六〇の行政諸機関が新たに設置された⁽¹¹⁾。このなかで、長期にわたり存続した機関として、商品信用販売会社 (Commodity Credit Corporation) 。

連邦法に基づく銀行・連邦準備制度 (Federal Reserve System) に加盟する州法に設立根拠を置く銀行、連邦預金保険対象の州銀行などの預金を法定限度まで保証する連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)、そして、ラジオ・テレビ、CATV放送、無線通信、州際・国際電信電話、衛星通信の許認可・規制を主要業務とする連邦通信委員会 (Federal Communication Commission)、証券・金融市場の監督を主たる業務とし、投資家を保護し証券市場の公正を維持するために可能な限り完全な情報公開を要求しうる準司法機能を所持する証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission)、などがあげられる。その他の主要なニューデール期創設の機関には、失業保険・社会医療・老齢年金などの制度の運営を業務とする社会保障局 (Social Security Administration)、自ら裁判所への提訴や禁止命令を出して労働組合結成権の保護や不当労働行為の排除などの労使関係の安定を図る、労働関係委員会 (National Labor Relations Board)、そして航空運賃改定、航空路線開設・変更、航空会社の合併の認可、国際線業務の監督などを主要業務とする民間航空委員会 (Civil Aeronautics Board) (一九八五年一月一日までに既に廃止) などが、存在する。一九三七年にいたるまでに、こうして、大統領に直接に責任を負うほぼ一〇〇の独立行政機関もしくは独立行政単位が、設置された⁽¹²⁾。もとより第二次世界大戦も、このような脈絡から遊離していたわけではない。事実、大戦下における国防、資源動員、経済運営などの四囲の環境が、政府と、機関新設の方へ誘う動力として働いた。こうして新設された諸機関の多くは、暫定性の機関と看做されていた。

ニューデール政策の中心をなす論理や観念は、政府による人々の直接雇用である。この理論や観念が中心となって流れながら、ニューデール政策体系の形成と実施が、展開されてゆく。雇用促進事業局 (Works Progress Administration) の主要目的は、社会福祉政策もしくはその他の貧困層救済手段の代替として、職を彼らに給付することにあった。しかし、正規の行政諸機関の枠内においても、雇用数は、急角度に上昇した。一九三一年には、連邦

政府における文官数は、およそ六一万であり、この数値は、一九二二年に較べ、約五万増大している。(一九二二年文官総数は五六万)⁽¹³⁾一九三九年にいたるまでに、連邦政府の文官数は、九〇万に著増している。⁽¹⁴⁾この年以降、戦争の脅威の高まりとともに、連邦政府の職員総数は、爆発的に増加した。一九四〇年ならびに一九四一年の二年間を通して、職員総数は上向曲線を描き、平均して一ヶ月に三万五〇〇〇名以上の増員をみるにいたった。その結果、一九四一年の十二月までに、連邦政府は、ほぼ一八〇万の職員総数を擁する巨大な政府へと成長するにいたっている。⁽¹⁵⁾行政部における文官数は、一九四五年七月に頂点に達し、その数値は、三八〇万を優に越える。もとより、この数値には、《無給》(without compensation) 職員への《年俸一ドル》(dollar-a-year) 職員の三三万は、含まれていない。⁽¹⁶⁾一九四五年七月の時点における連邦政府の文官数の総計は、憲法制定者が憲法草案を作成した一七八七年における合衆国の人口に等しい。

ニューディール期と第二次世界大戦とは、膨大な額の財政赤字を産みだした。一九二〇年代全体を通じて、連邦政府は、黒字財政を維持してきた。これを示せば、次のようになる。⁽¹⁷⁾

一九二一〜一九二五会計年度 歳入二〇九億六二〇〇万ドル・歳出一七三億二二〇〇万ドル・黒字三六億三九〇〇万ドル

一九二六会計年度 歳入三七億九〇〇万ドル・歳出二九億三〇〇〇万ドル・黒字八億六五〇〇万ドル

一九二七会計年度 歳入四〇億一三〇〇万ドル・歳出二八億五七〇〇万ドル・黒字一一億五五〇〇万ドル

一九二八会計年度 歳入三九億ドル・歳出二九億六一〇〇万ドル・黒字九億三九〇〇万ドル

一九二九会計年度 歳入三六億六二〇〇万ドル・歳出三一億二七〇〇万ドル・黒字七億三四〇〇万ドル

一九三〇会計年度 歳入四〇億五八〇〇万ドル・歳出三三億二〇〇〇万ドル・黒字七億三八〇〇万ドル

世界恐慌が進行し人々の閉塞感が深刻化するとともに、こうした窒息感や徒勞感に、希望の一条の光と解放感とを与えてくれる力として、政府の政策や行為が社会経済に広範に、しかも、奥深く浸透するにいたったため、一九三一年から一九四一年までの期間、財政赤字が、累積することとなった⁽¹⁸⁾。

一九三一會計年度・歳入三一億一六〇〇万ドル・歳出三五億七七〇〇万ドル・赤字四億六二〇〇万ドル
 一九三二會計年度・歳入一九億二四〇〇万ドル・歳出四六億五九〇〇万ドル・赤字二七億三五〇〇万ドル
 一九三三會計年度・歳入一九億九七〇〇万ドル・歳出四五億九八〇〇万ドル・赤字二六億二〇〇万ドル
 一九三四會計年度・歳入三〇億一五〇〇万ドル・歳出六六億四五〇〇万ドル・赤字三六億三〇〇万ドル
 一九三五會計年度・歳入三七億六〇〇万ドル・歳出六四億九七〇〇万ドル・赤字四四億二五〇〇万ドル
 一九三六會計年度・歳入三九億九七〇〇万ドル・歳出八四億二二〇〇万ドル・赤字四四億二五〇〇万ドル
 一九三七會計年度・歳入四九億五六〇〇万ドル・歳出七七億三三〇〇万ドル・赤字二七億七七〇〇万ドル
 一九三八會計年度・歳入五五億八八〇〇万ドル・歳出六七億六五〇〇万ドル・赤字一一億七七〇〇万ドル
 一九三九會計年度・歳入四九億七九〇〇万ドル・歳出八八億四一〇〇万ドル・赤字三八億六二〇〇万ドル
 一九四〇會計年度・歳入六五億四八〇〇万ドル・歳出九四億六八〇〇万ドル・赤字二九億二〇〇万ドル
 一九四一會計年度・歳入八七億一二〇〇万ドル・歳出一三六億五三〇〇万ドル・赤字四九億四一〇〇万ドル
 以上であつた⁽¹⁹⁾。

(8) 一たび、合衆国が戦争に突入するとともに、一九四三年のみで、歳入二四〇億一〇〇万ドル・歳出七八五億五五〇万ドルであり、財政赤字は、五四五億ドルを越えた。このような赤字財政の旅程は、一九四七年に終止符を打った。一九四七年会計年度の場合、歳入三八五億一四〇〇万ドル、歳出三四四億九六〇〇万ドル、黒字四〇億一八〇〇万ド

ル、となっている。⁽²⁰⁾

しかし財政は、一九五〇年以降、再び赤字に転落する。一九四八会計年度では、歳入が四一五億六〇〇万ドル、歳出二九七億六四〇〇万ドル、黒字一一七億九六〇〇万ドル、一九四九会計年度歳入三九四億一五〇〇万ドル、歳出三八八億三五〇〇万ドル、黒字五億八〇〇万ドル、一九五〇会計年度歳入三九四億四三〇〇万ドル、歳出四二五億六二〇〇万ドル、赤字三一億一九〇〇万ドル、となる。

以後、財政赤字は、若干の会計年度を除き(例えば一九五一会計年度黒字六一億二〇〇万ドル、五六会計年度黒字三九億四七〇〇万ドル、五七会計年度黒字三四億一二〇〇万ドル、六〇会計年度黒字二億四七〇〇万ドル、六九会計年度黒字三二億四二〇〇万ドル、など)、⁽²¹⁾ 継続する。

行政機関数、政府職員数、歳出額、赤字財政規模における諸変化は、政治努力の主体が、《小さな政府》への人々の要望を代表する選挙された公職者や裁判官から、行政機関や選挙経験のない職業行政官へと、質的に移行したことを示す信号であった。この移行のなかに、現代アメリカの行政国家化という一つの主題が鋭く結晶されている。この主題は、合衆国憲法が想定する議会を統治構造の中枢に設定する立法国家の本質喪失的な変容として捉えられる。⁽²²⁾

「法律作成と裁定の二機能を行政諸機関に帰属させることが、常に亢進しつつある政府職能の範囲の錯雑度に対する国家の解決法であった。政府職能が拡大集中を遂げれば遂げるほど、それは、行政部によって実行される。

行政国家の主要な特徴は、行政諸機関が、立法、司法、そして行政の諸機能を遂行しているという点に求められる。換言するならば、このことは、こうした三機能を別個の部門に設定している憲法上の権力分立制が、行政諸機関のなかに崩落(collapse)しているという状況を意味する。この場合、行政官が法律を作成し、法規に対する疑わしい侵害に裁定をくだし、そして、公共政策を現実に移し執行する⁽²³⁾」。

これ故、*Federal Trade Commission v. Ruberoid*, 343 U.S. 470 (1952) において R・ジャクソン (Robert Jackson) 最高裁判所判事は、行政諸機関は、まさしく、政府の第四部門 (a veritable fourth branch) に変性するにいたったと指摘している。「この第四部門は、恰も四次元概念が我々の三次元思考を惑乱させるのと同じように、我が国の三部門にかかわる法理論を錯乱させる」と論じている。

一九三〇年代の末にいたるまで、議会は、行政部を自己に対する威嚇的態度を露わにする統御しがたい強大な勢力と看做していた。行政部と立法部とは、互いにいわば点対照をなすような、公益実現を目指す意味においてよく似ており、しかも、その内実において前者が国民的利益に収斂するのに対して後者が地方・特殊諸利益に多角的に拡散するという点において、断呼として違う二つの向き合う存在ということができよう。双方の間には公共政策の形成と実施をめぐって、相手方の言動に対する絶えざる肯定と否定の折り畳みが、認められる。一九四〇年に、議会在、自己の行政部に対する積極的な挑戦と叛逆の精神とを、そのなかに塗りこめ生動させようとする観点に立つて提起したのが、ほかならぬ行政手続法 (Administrative Procedure Act) (APA) の前身である Walter-Logan Act である。当該法案は、もとより、ローズヴェルト大統領によって拒否権を発動され葬られた。このことは、ローズヴェルト大統領自身によって、立法部に対する行政部の相対的優越性が、改めて宣明されたものとみてよい。こうして、行政部・立法部の双方の間における位置の相互移動によって、統治構造の機能が、行政国家の図柄によって染めあげられ、新たな律動が、生まれるにいたった。「大統領権力における最大の増加は、疑いもなく、F・D・ローズヴェルト政権の時代に起っている。このとき、内政政策の拡大と充実、それに戦争遂行の過大な責任とは、両々相まって、行政部中心の政府 (executive-centered government) の成立に、⁽²⁴⁾ 貢献したのである」。

このような顕著な行政国家化現象に対して、議会側は、もとより、反旗をひるがえし、行政部と政権を正面に据え

て論争を挑み、論を構える。

たとえば、ミシガン州選出の共和党下院議員 E・ミッチェナー (Earl Michener) は「官僚は権力を握ったまま気がふれた (gone mad with power)」と官僚を鋭く批判し、彼らは「議会に帰属する権力を篡奪し」、さらに「行政部の統治権力の危険きわまる集権化」(a dangerous centralization of governmental power in the administrative branch) を積極的に推進したと述べ、行政的現実の暗点に光りを当て、官僚機構に対する屈折した呪詛を表現している。⁽²⁵⁾ ミッチェナー議員は、つづけて次のようにいう⁽²⁶⁾「我々が、法律と同等の効力を有する規則の作成を官僚機構に許容し、次いで、彼らからの上訴をいっさい認めないとしたら、我々は、急速に、全体主義国家に近づいてゆく」。

同じくジョージア州選の民主党下院議員 E・E コックス (E.E. Cox) もこれとほぼ同じことを述べている。⁽²⁷⁾

「政府の第四部門を構成するこれらの行政諸機関の側で実践されている立法、司法、そして行政の三機能の混合態は、もし行政諸機関の行動が議会によって抑圧されないとしたら、明らかに、我が国を、早晩、破滅に陥れることになるであろう」。

同様に、一九四六年における A P A 関する討論と審議の渦中にあつたペンシルヴェニア州選出の民主党下院議員 F・E・ウォルター (Francis E. Walter) は、次のように説明している。⁽²⁹⁾

「二時代もの間、アメリカ人は、統治の新形式もしくは新方法と対面してきた。これが、我々の呼称するにいたつた行政法 (administrative law) にほかならない。それが行政法といわれるのは、まさに、当該法が、立法者でもなければ裁判官でもない行政官による統治の立法権および司法権の行使にかかわるからである。行政官の行為が法律であるということは、規則や判決が市民に対して拘束力を有するのと全く同様に、行政官の行為が市民の言動を拘束するからである」。

ウォルター下院議員と、ケンタッキー州選出の共和党下院議員 J・M・ロブシアン (John M. Robison, Jr.) とは、前者の関心事項について、共通の了解の地平に立つ。ロブシアン議員は、APAの強力な支持者であり、行政権力の現況に対する手厳しい批判者であった。彼は、「行政諸機関は、法律作成の権限をも、掌握するにいたった」と述べ、行政部が自己の法律作成機能という解説板に、立法部の法律作成機能を従属させている現実に、論及している⁽³⁰⁾。すくなからざる下院議員は、自己の視野の垂鉛を行政権力の深淵にまで降ろし、その本質に属する自由裁量性を汲みあげ、これに対して痛烈な反対の集中砲火を浴びせる。

前述のロブシアン議員は、行政官は、「日ごとに、しかも、アメリカ国民に対する何の予告もなしに、行動規範 (the rules of the game) を変えてゆく」と述べ、その日その日で行動規範を魔術的に変容させてゆく行政部の無定見に強い不満を吐露している⁽³¹⁾。

とりわけ、テネシー州選出の共和党下院議員 J・ジェニングス (Jone Jennings) は、行政権力の異常肥大に対する議員の心象風景を次ように描写する⁽³²⁾。

「連邦政府の政策と行為は、今日、合衆国国民を構成する多数の人々の生活領域に起るほとんどすべての活動の局面に参入する。連邦政府における官僚の主要な屋内競技 (indoor sport) は、恰もクモが巣をかけるように、彼自身の内面の意識から、人々を混乱に陥れる無数の規則・規制を、徐々に発展させることである。これらの規則・規制は、人々から、財産と自由を奪い去り、しかも、人々の生活そのものを窮地に陥しいれている」。

この言葉には、議員の意識の基部深く流れる行政権力の拡張への底知れぬ恐怖と猜疑の感情を、普遍性の高みから俯瞰する鳥の視線が、認められる。議員の行政部に対する敵意と糾弾は、《協同的対立》 (cooperative conflict) の緊張状態が支配する峻厳な権力分立制の統治構造の下にあっては、議員の生の奥底にひそむ原初的な力であろう。

それは、常に遠心的な拡大器にかけられつづけ、時空を越えて、権力分立制の下で、再生し環流し循環して、いつまでも生成流動をつづける議員の政治生命の根源とみてよからう。

もとより、議員は、行政権力の肥大が、主として、委任立法の所産であるという事実を熟知している。委任立法の連続という卑小な平面の背後に、行政権力の異常肥大という奥深い立体を聳立させるにいたったというのが、これである。しかし、一九四六年の時点にいたるまでに、実質的な立法権限を、行政諸機関に帰属させるという方策以外に、時の公共問題の解決策は、不在であったとみてよい。

例えば、ロブシアン議員は、行政国家化の現象に不快感を示しながらも、「議会が、多様な行政諸機関に、立法の施行を委任する立法を通過させるといふ状況は、いまや不可避である」と述べている。⁽³³⁾

さらに、当時におけるテネシー州選出の民主党下院議員 E・キーフォーヴァー (Estes Kefauver) の見解によれば、行政諸機関における権限の増大は、避け難い。なぜなら、「議会は、公共問題の複雑性という、まさしく、その実態の故に詳密な規則・規制のすべてを形成することが、不可能であるからである」。⁽³⁴⁾

このように、立法部自身による直接的な公共問題の解決とは、二〇世紀以降の公共問題に特有の複雑高度の専門性の属性との根の絶たれたところに生まれ出る幻影の問題解決策にはかならない。立法部による伝統的な公共問題の実質的解決という歴史に承認された採集法では、その解決を以ってしても、とうてい、捉えきれない厖大な公共問題が、未解決のまま取り残されることになる。

同じく、 Wisconsin 州選出の R・M・ラフォレット (Robert M. La Follette) 進歩党 (Progressive Party) 上院議員も、次のように論じている。⁽³⁵⁾

「新たな立法草案の作成に際して、行政部に指導を仰ごうとする、増大の一途を辿る議会の性向は、その作成責任

を回避したいとする議会の怠惰からではなく、実効性のある優れた立法を構成しようとする議会の誠実な努力に基因する」。

当時の議会には、ワALTER下院議員の「行政部中心の政府は、明らかに、ここ合衆国にとどまりつづける」という予言に関する広範囲な同意が、瀾漫していたといつてよい。⁽³⁶⁾

行政機関の増設、政府職員数の増加、財政赤字の恒常化、そして、行政権力の肥大は、議会権力の微分化・拡散化という重大な事態を招いた。議会は、行政部の運営実態に包括的にして常規的な監視を有効に行使しうるだけの能力を欠落していた。もし行政部の組織秩序が破壊されたとしたら、どのような状況の下においても、議会の行政部に対する挑戦は、実体的な効果を発揮しよう。しかし、議会には、散発的な監視以外をなしうるだけの包括的戦略、組織体制、そして、十分なスタッフ、これらのいずれも不在であった。議員は、多数の常任委員会に同時に多元的に分属し職務を遂行する。これの委員会は、しばしば、少数の出席議員によつて運営されるか、あるいは、その活動は、皆無も同然であった。常任委員会相互間における管轄領域の重複は、通常であった。「政策専管領域のそれぞれの一区画」(pieces of policy turf)を統治する常任委員長もしくは常任小委員長は、明らかに、特権を享受していた。⁽³⁷⁾しかし、常任委員会制全体には、首肯しうるだけの合理的な存在根拠が、見出され難いといつてよい。

一九四六年に、上下両院の常任委員会に、それぞれの管轄領域の下における行政部による法律の執行を「不斷に監視する」(continuous watchfulness)を義務づけた立法部再組織法 (Legislative Reorganizational Act) が、制定されるにいたつた。このような立法部組織の秩序の交替期に、すくなからざる議員は、立法部は絶望的なほど時代遅れではないかという疑問府を、公然と投げかけはじめた。オクラホマ州選出の民主党下院議員 A・S・M・モンロニー (A.S.Mike Monroney) 下院議員は、立法部再組織法の主唱者として、議会の構造・機能の徹底的な変革を主張

し、次のように述べている。⁽³⁸⁾

「今日、まさしく議会の機能状況は絶対的に時代遅れであり廢物同然であるため、現在の議会の装備と組織の下において、下院議員四三五名の聖者といえども、おそらくそれによって何もしえない無効の手段を用い、三五〇億ドルの政府予算の裏付けのある職務を遂行しようとする課題に、我々は直面し、また、困惑している。

我々は、今日、この国の諸状勢を眼のあたりにし、世界最大の企業であるこの国の取締役会として、業務を遂行している。この国は、ゼネラルモーターズ社 (General Motors)、フォード社 (Ford Motor Co)、A・T・&T、ゼネラルエレクトリック社 (General Electric)、そしてペンシルヴェニア鉄道会社 (Pennsylvania Railroad System)、これらのすべてを合わせて一社になった規模よりも一〇〇倍も大である。我々は、机を閉じると斜になる垂れ板のついた机 (slant-top desk) を前に、南北戦争時代の古い元帳 (a Civil War ledger) と羽ペン (quill pen) を携えて、旧式の脚の高い止まり木 (old-fashioned high bookkeeper's stool) に腰を下し、この巨大企業の運営に当たろうとしている。もし我々が新たな技術、手段、組織を手に入れない限り、我々は、明らかに、この国が我々に実行を期待している職務の重責を果たすことができない。

我々は、行政部と同等ではない。もし議会が我々に託した、憲法制定者が意図した行政部の言動に対する監視という重大な基本的課業を果たしうるだけの剛健性や強力性、それに、これを果たしうるだけの素養を備えていないとしたら、我々は、この課業を遂行することができない。

上下両院を組織する五三一名の議員は、行政部の各省庁に散在している三〇〇万を越える行政官の職務を統制し、監督し、査察するという、すくなくならぬ過酷な経験を当然覚悟しなければならぬ。この課業は、戦艦を、ジープもしくはT型フォード車によって、動かそうとするに等しい」。

また、前述のミッチェナー下院議員は、議会組織の特色を的確に捉え、次のように表現している⁽³⁹⁾。

「現在の常任委員会制度は、《最新のものにされた馬車時代の昔》(horse and buggy days brought up to date)の紛れもない事例である。しかし、いまなお、《一頭立ての軽装馬車》(horse and buggy)を用いている」。

数多くの政治的被任命者、したがって、政治的行政官もまた、議会に難問を提起する。憲法の下において、議会は、連邦人事制度に対する重要な権限を保持する⁽⁴⁰⁾。合衆国憲法は、第一条 第八節 十八項に、議会は「上記の権限

(the foregoing powers) およびこの憲法により、合衆国政府またはその官庁もしくは官吏に対して与えられた他の一切の権限を執行するために、必要にして適当な(necessary and proper)すべての法律を制定すること」と規定している。

一八八三年制定の公務員法(Civil Service Act)「通称ペンデルトン法(Pendleton Act)」は、様々な種類の革新主義(Progressivism)の見解の描線を重ねて、内容的に纏りと含蓄とを、備えている。当該法が構想する公務員制度は、煩瑣であり、したがって、国民の信託を得たF・D・ローズヴェルト大統領の政治の基本方針を承けてニューデールの政策体系を形成し実施しうるだけの見識と才質とを有する政府職員を調達するということは、決して容易なことではなかった。こうしたことから「一九三四年にたるまでに、議会は、ほぼ六〇の新設行政機関の職員を、公職数にしてほぼ一〇万を、資格任用制の規制領域外とすることになった。その結果、僅か五機関のみが、人事委員会(Civil Service Commission)の管轄下の置かれたにすぎない⁽⁴³⁾」。総じてF・D・ローズヴェルト大統領の一期の間に任用された二五万名の政府職員の実に八〇%が、公務員制の圏外にあった⁽⁴⁴⁾。資格任用制の適用圏内にある政府職員の比率は、一九三二年の八〇・一%から一九三六年の六〇・五%まで、低落している⁽⁴⁵⁾。このような事情から、ニューデール期の政策体系の展開状況は、資格任用制の適用外の職員による実現可能の地平と、適用内の実現不可能の地平とが、互いに壁をなして見合い、互いに斥力と引力とを作用させながら進行する形式で捉えられよう。

このような資格任用制の大規模な適用免除は、確かに、経済危機の收拾のために必要な、あるいは、適切な政策対応であったにせよ、議会に対して必らずしも善ではなく、行政部と立法部の間に、力学的葛藤を導入するものである。広範囲にわたる情実任命は、伝統的な党派性を基盤としてなされたのではなく、むしろ、すくなからざる任命が、被任命者を知的能力やニューデイル政策⁽⁴⁶⁾に対する支持と忠誠という換算表を通過させ、これを任命の可否を選別する新たなセンサーとして登場させ、機能させることによつて、実行された。こうした精実任命の事実から解読される F・D・ローズヴェルト政権の文法は、被任命者が行政・執行権 (administrative and executive power) の肥大化にのみしており、このような政治的任命の彼らに議会からの独立性の主張を許容し、彼らによる公共政策の形成を正当化してゆくということである。このことは、議会に帰属する立法権の価値と尊厳が、ともすれば、無意味な破片と化すということの意味する。これは、議会が無視しえぬ問題であろう。議会の直面するもう一つの問題は、次の点に求められる。この時代の法律の枠内において、資格任用制の適用外の政府職員は、本質的に、自らを登用してくれた讃仰の的である大統領それに政治的に任命された行政部幹部の意思の赴くままに職務に精励するというのが、これに当たる。大統領と行政部幹部の意思が、彼らの職務の遂行を推進してゆく駆動力にはかならない。大統領と行政部幹部の意思こそ、このような政府職員の存在を統轄する理法にはかならないからである。この理法は、時には、彼らを、党派目的の遂行の、あるいは、派閥目的の遂行の、業務に引き入れてしまう強烈な喚起力を具備している。

ローズヴェルト大統領のこうした言動を、共和党の側に、視角を据えて描写の射程に収めるとき、それは、民主党による描写と鮮やかな対照を示す。この場合、ローズヴェルト大統領とは、自由・個人主義・自恃心の破壊者として描かれる。

一九三六年の大統領選挙における共和党候補 A・M・ランドン (Alfred M. Landon) は、ニューデイル政策を、

「愚劣」(folly)と一蹴し、当該政策を「膨大な数の新たな公職の造出」(vast multitude of new offices)と「集権化とされた官僚制の完成」(centralized bureaucracy)の二者に基づき、国民の生活機能全般を対象とする「検閲官の大群」(swarms of inspectors)が、「わが国民を困苦に陥いれるために」(to harass our people)、中央から地方に舞い降り急襲するものと論難した。ランドンのこのような辛辣な口調は、行政部の攻勢による議会の切迫した状況を象徴するものであろう。なぜなら、ランドンは、ローズヴェルト大統領のニューディール政策は、自由に対する、「明白かつ現在の危険」(a clear and present danger)を提起するものにほかならなかったからである。⁽⁴⁷⁾

ランドン大統領候補の主張に象徴される共和党の政策的立場は、同党の一九三六年の政策綱領に凝縮されている。一九三六年の共和党の政綱は、ニューディール政策について、次のように記している。⁽⁴⁸⁾

「アメリカは、いまや、危険にさらされている。アメリカ国民の福祉と青少年層の将来は、ともに、存亡の危機に直面している。我々は、史上はじめて政府自身によってその存続を脅かされている政治的自由・個人の機会・自由な市民としての特質、以上三者の擁護に専念しなければならぬ。

議会権力は、大統領によって、篡奪されるにいたっている。

最高裁判所の廉潔性と権威とは、侮辱されている。

アメリカ国民の権利と自由とは、踏みにじられている。

規制された独占が、自由企業制に代替されるにいたった。

ニューディール政権は、州ならびに国民に留保されているすべての権利を強奪しようとして、常に企んでいる」。さらに、ランドン候補は、ニューディール政策の核質に当たる社会保障政策を、次のような言葉で攻撃する。⁽⁴⁹⁾

「ニューディール政策における社会保障諸施策の記録を保持するために必要とおもわれる莫大な数の事務官を想像

されよ。実地調査官というもう一つの巨大数の集団が、記録が明らかでない人々に対して、あるいは、現状を伝える情報が届いていない人々に関して、照合し精査するために必要とされる。しかも、官僚機構は、成長の一途をたどり、連邦政府の社会経済生活に対する干渉は、ますます、増長してゆく。

こうした、状況からローズヴェルト大統領は、議会権力の収奪を試みる不逞の徒として映像化される。こうして、共和党の強引ともいえる論理の操作によって、価値の反転が行われるといつてよい。そこに現出するには、ニューディール政策を裏側から照らしだす陰面にはかならない。一九三八年の議員選挙がこの好個の事例である。

一九三八年の議員選挙に際して、F・D・ローズヴェルト大統領は、一つの鬼面となつて。反ニューディールの政策立場を堅持する現職民主党議員を脅やかし落選させるために、選挙介入を断行した。大統領は、上院議員二七名、それに、およそ三〇〇名の下院議員に対して、自らの政策的立場に同調する議員には情実人事の報酬を、同調しない議員には懲罰を課すという、二組の二項対立に議員を分節化し、それぞれ別の位相に位置づけようとする準備体制を整えたとき、大統領は、政治領域全体の支配権を恰も掌握したかにおもわれた。⁽⁵⁰⁾しかし、この《追放》(purge)は、不成功に終わり、大統領は、政治的大敗を喫した。⁽⁵¹⁾

にもかかわらず、議会は、一九三九年には、ハッチ法 (Hatch Act) を通過させることによつて、大統領に対抗し行政部権力の抑制の矢を放った。ハッチ法は、ほとんどすべての行政部職員に、政党運営あるいは政党主体の選挙活動への積極的参加を禁止している。⁽⁵²⁾

当該法は、確かに、《大統領支配の全国段階における政党幹部組織》(presidentially dominated national political machine) の成立可能性の排除という議会の当面の目標達成に、すくなくならぬ貢献をした。けれども、ハッチ法は、潤沢な自由裁量を保持する肥大化した行政部の職員に対する政治的任命権の行使を回転軸として拡がり不断に強大化

しつづつあった大統領職の趨勢を、抑制するという一点において、見るべき効を奏しなかったといつてよい。ハッチ法をめぐる大統領と議会の攻防は、さながら二本の双曲線のようにおもわれる。

II 現実

政府職員の、したがって、公務員の、政治活動に対する制約への関心は、現在にいたるまで、政治・行政分野における主要な争点を構成している。一般に、公務員の政治関与に対する規制は、底深い宗教的鉾脈から発し、特定の公職、もしくは活動が、相互に矛盾するという《イギリス教会法の伝統》(the English canon tradition)を源流とする⁽⁵³⁾。特定の諸公職を同時に占有することを禁止する《利害調整》(conflict-of-interest)の制定法、命令と規則、立法、あるいは、憲法条項は、この伝統から手練りだされた様々な思考の糸を、実践の場に移す主要な方法である。積極的に政治活動を展開する政府職員は、偏見に捉われることなく行政サーヴィスを給付しえないとする世人の政治的確信が、政府職員の政治活動の容認から禁止に転化する回路として作動した。民主主義社会は、個人としての政府職員の権利と、何れの立場にも偏しない公平な行政サーヴィスを享受する国民の権利とを、対等のものとして併置するのではなく、双方の権利の間に、厳粛な対立と優劣が存在することを承認する。合衆国の場合、権利二者の間における優先順位は、国民の行政サーヴィスを享受する権利にある。そして、公的官僚制全体に対する政治的中立性の厳格な保持の代償として、政府職員の権利の側に、制限が課されたといつてよい。ハッチ法は、このようなパラダイムの視覚形象による表出と伝達と考えてよかる⁽⁵⁴⁾。

もとより、政府職員に対する政治的中立性保持の要求は、ハッチ法をもって嚆矢とするわけではない。当該法は、幾重にも時間の層を貫ぬき成立した⁽⁵⁵⁾。

すなわち、政府職員に対する政治的中立性の保障のための闘争は、困難をきわめた。なぜなら、公務員制そのものが、猟官制の下において、政党に対する社会の反発力と牽引力の矛盾的な錯綜と重層によって、形づくられたためである。公務員制の著名な改革論者 D・イートン (Dorman Eaton) によれば、猟官制は、「合衆国における政治の最大の特異性の一つでとまっている。：わが国では、政治的な、もしくは、党派的ともおもえる、目標の達成のために、公的権限を使用することに、明瞭な制限を固定的に画すべきであるとする世論は、これまで、形成されたことがない⁽⁵⁶⁾」。この当時、猟官制を奇異とみる世人の証拠は、皆無も同然であった。公務員制の改革の視点にたつて、一八七七年に、政府職員の政治的中立性擁護の行政命令を、最初に公布した大統領は、R・B・ヘイズ (Rutherford B. Hayes) である。それは、次の内容を有する⁽⁵⁷⁾。

「いかなる政府職員も、政治組織、地方政党幹部会議 (caucus)、政党大会、あるいは、選挙運動の管理・運営に与することを、命令されてはならないし、また、承認されるべきではない。投票する権利ならびに公共問題に関する意見を表明する権利は、口頭もしくは印刷物のいずれを介してにせよ、否定されてはならない。ただし、そのことが政府職員の公式義務の履行に抵触する場合は、この限りではない」。

しかし、右の行政命令は、施行されなかった⁽⁵⁸⁾。

ヘイズ大統領の行政命令を素朴に継承したのが、G・クリーヴランド (Grover Cleveland) 大統領である。クリーヴランド大統領の行政命令は、一八八六年に發布され、「押しつけがましい党派性の顕示による違法行為」 (offending by display of obtrusive partisanship) を、連邦政府職員に禁止することを試みた⁽⁵⁹⁾。

こうした行政命令二者の形式と意味とを巧みに調律しつつ、持続的にして効果的な政府職員の政治的中立性確保のための体系を導入しようとしたのが、T・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt) 大統領が発した一九〇七年六月三

日の行政命令六四二号である。ローズヴェルトは、公務員制改革論者であり人事委員会の委員であった。彼は、一九〇二年に、政治的中立性確保の方向に、限定的ながら一歩踏み出した後に、公務員規則 I (Civil Service Rule I) を、行政命令によって修正した⁽⁶⁰⁾。一九〇七年の規則 I は、次のようになる⁽⁶¹⁾。

「当該規則の条項によって、競争試験に基づく分類職 (competitive classified service) に配置されている政府職員は、一方に自らの意思による自由な投票の権利を保持すると同時に、他方、政治の管理・運営、あるいは、政治活動に積極的な役割を担ってはならない」。

規則 I は、実効性を有し、厳格に施行された。一九四〇年にいたるまでに、合衆国人事委員会は、三〇〇〇を越える裁決にかかわる一種の判例法を發展させた⁽⁶²⁾。

それにもかかわらず、政治的中立性確保の体系は、ニューディール期に、崩壊の危機に見舞われた。一九三三年における F・D・ローズヴェルト大統領の第一期就任時とその終期の一九三四年までの間に、既にふれたように、約六〇の行政機関が新設され、五機関を除くそのすべてが、人事委員会の統制の軌道から逸脱し自動運動を起こすにいたった⁽⁶³⁾。

規則 I の対象とされる政府職員総数は、一九三三年の八〇%から、一九三九年の約六六%にまで低落した。しかし、この間、連邦政府職員の総体規模は、急角度に上昇した。このような状況は、議員の間に、ローズヴェルト政権に対するすくなからざる危惧と警戒の念を惹起した⁽⁶⁴⁾。このことは、カンザス州選出の共和党下院議員 E・H・リーズ (Edward H. Rees) が一九三九年に述べた次の一文に覗われる⁽⁶⁵⁾。

「我々は、非常事態の名の下に、多くの部局や委員会を創設した。そのうえ、我々は、すべての期待を越える権力と権限とをこれらの諸機関に付与した。さらに、我々は、陸続と、政府職員の総定員数を増加させていった。このよ

うな議会の政策は、政府職員数や行政諸機関数を減少させるよりも、むしろ、増大させることになる。…今日、連邦政府には、ほぼ九〇万の職員が存在する。彼らのうちの三〇万は、政治的な情実人事を通じて、その職位を獲得した。…もし議会がこうした慣行を継続してゆくならば、我が国は、いずれの国においても知れ渡るような、最も巨怪な政党幹部組織 (political machine) の育成と是認の方向に邁進することになるであろう」。

同じく、一九三八年に、C・ハッチ上院議員は、次のように記している。⁽⁶⁶⁾

「私が、合衆国全体を見渡し、合衆国の津々浦々に進出している莫大な数の連邦政府職員を眺めるとき、私は、合衆国のあるべき政権とは異なる何か別の政権が、下院議員、上院議員、あるいは、大統領をも指名されるべき政治大会を絶対的に支配していると、明瞭に自覚せざるを得ない」。

ほとんどすべての連邦政府職員を、政治的中立性堅持の網の目の連続的な拡がりにおいて捉えようとする政治的圧力は、一九三九年のハッチ法制定として結実した。当該法の Section 9 (a) は規則 I を、行政部におけるすべての連邦政府職員に推及する。ただし、大統領、副大統領、各省の長官・副長官・次官・次官補、それに、外交政策の形成と執行あるいは全国規模の法律の施行を担当する大統領直属の大統領府における最高幹部は除かれる。しかし、ハッチ法の文言は、規則 I と同一ではない。なぜなら、当該法の文言は、連邦政府職員に、自己の見解を《私的に》(privately) のみではなく、むしろ、すべての政治諸問題に関する自己の見解を、公私を問わず、表現することを許容しているからである。この変化は、慎重に考慮されたものであり、規則 I の文言は、一九四一年に、当該法のそれと均整を保つために変更された。これにより、双方の間に脈絡が生じ、再生と循環がみられる。ハッチ法の深部にまで視線を投げ入れるならば、ハッチ法には、自己矛盾が認められる。なぜならば、当該法の Section 15 によれば、一五節の文言は、《政府職員に、すべての政治主題に関する公的な意見表明を許容してはならない》とする、人事委員会

が既に規則I違反と認定したのと同じの活動を、禁止するものと解釈されねばならないからである。このことは、ハッチ法の意味内容の混沌と揮融とを象徴的に表現するものであろう。しかし、この矛盾は、ハッチ法の合憲性の本質喪失的な問題として補足されていない⁽⁶⁷⁾。

一九三九年のハッチ法の制定によって、連邦政府職員の政治活動は、制限された。一九四〇年には、当該法は修正され、連邦政府資金によって俸給の全部もしくは一部を支払われている州・地方の政府職員にも適用されることとなった。しかし、一九七四年における連邦選挙運動法 (Federal Election Campaign Act) の修正によって、州・地方の政府職員による政治活動への関与に対する多くの制限は、撤廃された。けれども、州・地方の政府は、こうした政治活動の関与に対する独自の法的制限を設けている。これが、《小ハッチ法》 (Little Hatch Act) と呼称されるものにほかならない⁽⁶⁸⁾。

一九三九年制定のハッチ法の政府職員に対する禁止項目を列記的に述べるならば、以下の六点到要約される⁽⁶⁹⁾。

- (一) 政党大会 (全国・州・地方) への代議員あるいは代議員代理としての、あるいは、政党委員会 (全国・州・地方) の一員としての政治活動の展開
- (二) 政党への献金の懇請もしくは運用
- (三) 政党の外郭団体である政党クラブの幹部 (officer) もしくは組織者 (organizer) としての活動
- (四) 政治集会 (political meetings) ないし決起大会 (rallies) の指導と組織化、あるいは、当該集会ないし大会における政党支持演説
- (五) 投票の勧誘、もしくは、その他の政党選挙活動の実践
- (六) 党職への立候補

以上である。⁽⁷⁰⁾

ハッチ法における政府職員に対する制限条項の合理的根拠、以下の五点に集約される。⁽⁷¹⁾

第一は、ハッチ法が、政治の影響力を本質的に受けいれやすい公務員制内部の不安な流動態の固化を試みるという点である。当該法の禁止条項は、政府職員を、特定の候補者、もしくは、政党のための活動に強制する政治的圧力から保護し、また、政府職員が展開する行政サーヴィスの受益者にも、併せて、こうした圧力が波及するのを防ぎ、さらに、政府職員が公的資金と職位とを、自己の政治的経歴を高めるために利用するという不測の事態の発生を回避する。

第二は、ニューデール期の官僚制という合衆国支配機構の糸を握った権力者の抑制である。ハッチ法通過の直接的な政治的理由は、このような官僚制が、政権維持のため、巨大な政治機関として、議会牽制の一大エネルギーを自らに結集することに対する脅威である。こうした脅威の発展を促す機軸は、与党が、政治的に活発な職業行政官を利用しようという状況への、議員の重大な関心である。この場合、政権と議会の間には、開かれた虚空の交感は、見当らぬとってよい。議会は、政権に、冷めた距離を保ちつつけることになる。ここには、国民の生存配慮の責任主体とみる評価軸とは別の視軸で眺望する政権ないし官僚制の映像が、認められる。ハッチ法は、当時における獵官制政治への耽溺を、合衆国政治の伝統から解放し、解毒しようとするものといつてよからう。⁽⁷²⁾

第三は、《政治・行政分断論》(politics/administration dichotomy) の実践である。ハッチ法は、革新主義時代における改革の《完全な例証》(a perfect example) として表示される。革新主義の一つの目標は、行政官が、政治的諸要因への顧慮ではなく、彼らの最良の専門知識・特殊技術に基づき意思決定を行うことを確保するために、政府における政治と行政とを分離することにあった。これによって、功利の体系である政治は、専門技術性の貫徹を特色

とする行政という外部への通路を、閉鎖されることになった。その結果、行政官の政治的中立性が保障され、このことが、行政能率の向上と腐敗の排除に、すくなくならず貢献すると考えられたのである。ハッチ法には、《政治・行政分断論》の思想的な定着ないし固着が、見てとれる。

第四は、政府に対する世人の信頼の確保である。政府職員が、一定の政治活動の様式に従事するという状況が、容認されるとしたら、政府に対する世人の信頼を、掘り崩すことになるであろう。もし政府職員が選挙運動を積極的に繰り広げ、公職に立候補し、あるいは、政党活動にかかわるその他の政治運動に専念したと仮定する場合、彼らのこのような政治風景を観察した世人は、果たして、政府職員は、国民の最良の利益を実現するために行動しているのか、それとも、単に、自己利益の満足のためのみ活動しているのか、疑問におもうであろう。政府職員、(彼らを介して政府)と、世人の双方は、このため、互いに猜疑を投げかけ合い、和解し難く対立するという、深刻な構図が、開けることになるであろう。ここには、国民の二重の屈折の陰影が、示される。

第五に、ハッチ法が、選挙された公職者と連邦政府職員の双方が、一体となって他の政府職員に政治に関与させるための圧力を行使することを、禁圧する一手段となっているという事実である。以上である。

いずれにせよ、ハッチ法は、政治の外圧から政府職員を守護する防衛的な城砦の役割を果たしているといえよう。

III 判例

アメリカ政治の奥底に潜む原初的な力としての情実人事制の政府人事に対する介入と、政党政治との連関の当否をめぐる論争は、これまで、無定形な波動をとめどなく拡げて展開してきた。しかし、同時に、それは、地下の鉉脈を

なかにあつて、合衆国の政治全体の構造を最終的に結節させる中心のような観を呈している。⁽⁷³⁾

しかし、最近、一九七〇年代以降、人事行政の理論と実践の発展過程のなかで、当該論争の二位相が、輝かしい照射を浴びて浮上するにいたっている。当該論争は、いわば、二元性を有し、この二元性の一方の極に情実人事制度を置き、他方の極には、資格任用制に座を占めさせる。双極は、互いに鋭い対比をなしながらも、憲法修正第一条、第十四条の一点のなかに、融合する。

その一極は、情実人事に関する最高裁判所の判決をめぐる論争である。いうところの判決とは、各種の裁判所が、党派性 (partisanship) のみに基づき採用された資格任用制の適用対象外の職員に対する不利な行為、もしくは、解任は、憲法修正第一条および第一四条によって保護される憲法上の権利の侵害として、解釈されるべきであると明示したすくなからぬ判決を指す。これらの判決にかかわる代表的な事件として、*Elirod v. Burns*, 427 U.S. 347 (1976), *Branti v. Finkel*, 445 U.S. 506 (1980), それび、*Rutan v. Republican Party of Illinois*, 110 S. Ct. 2729 (1990), などあげられる。⁽⁷⁴⁾

もとより、これらの判決は、政党員であること、または、政党支持が、職務の効果的な遂行のための妥当な要件とされる上級の政策形成職務の担当者には適用されない。しかし、当該職務と他のそれとは、図式的な対照として、必ずしも描かれるわけではない。一方が他方に浸透し合う形で隣接し、ほぼ双方の境界は溶融し、混淆を生じているといつてよい。この錯綜状態は、光と影の入り乱れる空間を構成する。裁判所の判決は、未だ双方の境界に鮮明な形象性を与えていない。

これまで、確かに、裁判所は、情実人事の可否について、すくなからず判示してきた。けれども、情実人事の慣行的事実、アメリカ政治体系の原質的な深部をなし、民主主義の価値ある底流として、牢固に確立されている限り、

その潰滅は、虚構に終るとみてよい。

他の論争点は、政府職員ないし公務員が、公務員であることを理由として、政治的中立性の維持を要求されねばならないかどうかということである。しかし、政府職員の権利が、一九六〇年代および一九七〇年代初頭に、世人の関心を惹くとともに、当該法を改廃するための努力が、展開されるにいたった。こうした改廃論の背景には、政府職能の拡大・集中と高度の専門技術化の二者が、拡がっている。それは、合衆国労働人口に占める政府職員数の膨張と、給付されるべき行政サーヴィスの質的高度化といつてよい。⁽⁷⁵⁾

一九二九年から一九六六年の間に、連邦・州・地方のすべての段階における政府職員の労働人口に占める比率は、六・二%から一七%へと、急増した。⁽⁷⁶⁾一九六〇年代にいたるまでに、憲法上の諸権利の侵害という不可視の暗部を透視するとき、こうした侵害は、政府職員という合衆国人口の相当部分に及び、内部の不可視の領域は、確実に層を拡げつつあった。このことから、公的雇用の範囲の拡張そのものが、すくなくならぬ裁判官の注視を集めるにいたった。⁽⁷⁷⁾ ハッチ法の改廃努力の背後にある明快な論理は、政府職員の政治的中立性を保障し、彼らに対する党派性の介入を禁止する当該法の条項は、他者であれば正当に行使しうるはずの憲法上の諸権利を侵害するものであり、したがって、こうした諸権利の正当な行使を許容されない政府職員を、《二流市民》(second-class citizenship) に降格させるもの⁽⁷⁸⁾ ということになる。この論理を辿るならば、投票権の行使だけでは、十分ではない。政府職員は、政治の全局面に参加する権利を所有すべきである。

一九七〇年代初期に裁判所に提訴された一連の事件のなかで、ハッチ法の合憲性が争われ、若干の事件では、とりわけ、下級審では、その合憲性が否定された。一例をあげるならば、一九七二年の *National Association of Letter Carrier, AFL-CIO v. United States Civil Service Commission*, 346F. Supp. 578 (1972) が挙げられる。

この事件の判決は、ハッチ法を、その文言の曖昧性と憲法修正第一条違反とを根拠に、違憲と判断した。違憲判断は、一九七二年七月、コロンビア区連邦地区裁判所 (U.S. District Court for the District of Columbia) において、三名の裁判官のうち二名の多数意見により決せられた。しかしながら、多数意見が、当該法の内面奥深く思索の垂鉛を降ろし、政府職員による政治活動に対する禁止事項について、一歩踏み込んだ審査を展開したとする痕跡は、もとより、認められなかった。多数意見の視線は、政府職員の政治活動に対する当該法の禁止条項の文言が正確性を欠き、したがって、当該法は「大ざっぱでむらのある適用可能性」(capable of sweeping and uneven application) をはらむとする一点の上に、収斂している⁽⁷⁹⁾。多数意見は、さらに、一九四〇年以前に人事委員会によって作成された禁止されるべき政治活動に関するすべての規則と裁定を、引照事項として採用する当該法の条項に論及している。そして、当該法を理解するためには、政府職員は、一九〇七年から一九三九年までの間に人事委員会によって下された約三〇〇〇の裁定に習熟しなければならなかったと、多数意見は、言及する。多数意見は、当該法の実施に当る人事委員会の実績を評価しつつも、次のような結論を下す⁽⁸⁰⁾。

「自己」の職の安定に関心を集中し、さらに、自己を規律に服させる上司の潜在権力を意識しこれに怯える誠実な政府職員は、自己の政治的言動の妥当性について、絶えず、疑念を抱かざるをえない。自由な意見表明という高度に慎重を要する領域における文言の曖昧性と過度の包括性とを排除する必要性の観点にたつて、自己の政治的言動を評価するとき、その結果は、容認し難いものとなる。」

しかし、一九七三年に、最高裁判所は、*United States Civil Service Commission v. National Association of Letter Carriers, AFL-CIO, 413 U.S. 548 (1973)* において、裁判官の六対三の比率で、ハッチ法を合憲と判断した。当該判決は、ハッチ法合憲のいわば烽火として、滔々たる合憲論の系譜を創りだした *United Public Workers v. Mitchell, 330*

U.S. 75 (1947) の中心主題を承継ぎ、再肯定し、これと思考の基軸を等しくする。

United Public Workers v. Mitchell は、まず、次のように説く⁽⁸¹⁾。

「上訴者は、次のように強力に主張する。すなわち、連邦政府職員は、権利章典によって保護されており、また、議会は、いかなる共和党員であれ、ユダヤ人であれ、あるいは、黒人であれ、連邦政府職員に、彼らを任命してはならず、さらに、いかなる連邦政府職員も、ミサ聖祭に出席してはならないし、あるいは、伝道活動に積極的な役割を演ずべきではないと規定する法規を制定してはならない」というのが、すなわち、これに当る。何びとも、議会権力に課せられたこうした制限を、否定しないであろう」。

次いで、当該判決は、裁判官の四対三の比率で、政府職員が「政治運営、もしくは、政治運動のなかで、積極的な役割を果たすこと」(taking an active part in political management or in political campaigns) に対するハッチ法の禁止条項は、憲法修正第一条・第五条・第九条・第一〇条のいずれにも違反するものではないということを、判示した⁽⁸²⁾。

いうところの《基本的人権》(fundamental human rights) とは、決して絶対的なものではないと主張した後、当該判決の多数意見は、最高裁判所の職務を、「政府の分類職員 (classified employees) による政治的な党派活動がもたらすとおもわれる悪に対して、民主主義社会を守護するために、議会の制定法と、自由の保障の範囲とを均衡させること」と、明確に定義した。この際、多数意見が適用した基準は、規制対象の行為が、「職務遂行の能率性を阻害するものと、議会によって、合理的に看做される」ということである。議会と大統領は、能率的な職務遂行の確保に責任を有している故に、双方の判断において、能率性は、「分類職員が、政党幹部もしくは政党活動員として政治に積極的に参加することを禁止することによって、最もよく確保される」とされるならば、その禁止条項は、憲法上、何の欠陥もない⁽⁸³⁾。

このハッチ法合憲判決の主題に関する論理的構築を受容したのが、*United States Civil Service Commission v. National Association of Letter Carriers, AFL-CIO*, 413 U.S. 548 (1973) である。判決二者は、いわば、揺れ動く波動として有機的に繋がり、それぞれの主題に関する思考空間に、大差はない。

裁判官の六対三の比率で確定した当該判決には、党派的な政治活動に従事する政府職員の権利に対する制約は、不当に曖昧でもなければ、また、過度に限定的でもない故に、一般に合憲であるとする明確な論理の糸が、通っている。当該判決において、最高裁判所は、禁止されるべき広範囲にわたる政治活動を設定している。そこには、政府職員に対する政治活動の禁止という深淵に世人の思考を導く道標が、創りあげられている。⁽⁸⁴⁾ 当該判決は、次のように記している。⁽⁸⁵⁾

当該判決は、《当該法規（ハッチ法）に関して、致命的ともおもえる過度に包括的な》(fatally overbroad about the statute) 事項は何も存在しない。それに、当該法の実施に当る人事委員会の規制は、《通常の常識を働かせる普通人が、公共利益を犠牲に供することなく、十分に理解し順守しうるとする条件の下に設定された》(set out in terms that the ordinary person exercising ordinary common sense can sufficiently understand and observe, without sacrifice to the public interest.) のであり、そこには、許容し難い文言の曖昧性は、何ひとつ見当らない。選挙向けの広告・宣伝・放送・文書における推薦に対する制限、それに、公職もしくは党職への政党公認候補者を支持するための政党集会における演説に対する制限、これらの制限は、明確に記述されており、さらに、制限対象は、政党の選挙運動において活発な役割を果たす単一人によって、こうした選挙運動の脈絡のなかでのみ正常に行われている政治行為である。しかも、政治運動に関するその他の行為は、憲法上、その保護の外に置かれているのと同じ理由から、これらの制限は、支持されてよい。

また、「我々は、ためらうことなく、以下の事項を再確認する。すなわち、議会は、…連邦政府職員が党職を占め、選挙に際して投票の勧誘に奔走し、そして、他の政党活動家のために政党の会計係として行動する、という事態の発生を抑止する権限を、これまでも、また、これからも、保持している。規制内容がここまでにならない議会在が制定する法律は、もとより、有効である。それ故に、簡明・平易な文言で表現するならば、連邦政府職員が、政党ないし政党クラブを結成し、政党公認の候補者、あるいは、政党のために、政治資金調達活動に積極的に参加し、選挙公職の占拠を目ざす政党公認候補となり、あるいは、選挙運動を繰り広げ、公職確保を目標とする政党公認候補の選挙運動を自ら進んで巧みに運営し、公職への政党公認候補者指名を獲得するための請願書を発議し、あるいは、配布し、公職への政党公認候補のために投票を懇請したり、あるいは、政党大会の代議員、代議員代理、あるいは、補欠として行動したりするような、諸活動を、制定法が禁止するということは、妥当といってよい」。

このように、当該判決は、連邦政府職員の政治活動の禁止という同一旋律を幾重にも累層化することによって、その主題の交響効果をあげている。

当該判決は、連邦政府職員に、政治的中立性を確保するための規制に関する憲法上の異議申し立てへの途を、閉塞するものであったとい⁽⁸⁶⁾ってよい。しかし、この判決以後、連邦・州・地方の約五〇〇万にも及ぶ政府職員に対する政治活動禁止のハッチ法の条項を撤廃しようとする政治的努力は高潮し、すくなくならざる成功を収めた。一九九三年にいたるまでに、連邦政府と四〇を越える州が、このような禁止条項の緩和を達成している。⁽⁸⁷⁾ただし、このような禁止条項撤廃への時代の志向総体に反逆したのが、アラバマ州である。アラバマ州では、禁止条項の適用範囲が、逆に拡大された。一九八三年に、州法務長官が、州法は非党派性の選挙への政府職員の参加を禁止すべき旨の見解を、表明している。⁽⁸⁸⁾これは、政治・行政分断論の原初への回帰を目ざすものとい⁽⁸⁸⁾ってよ⁽⁸⁸⁾かるう。

ハッチ法における政府職員に対する政治活動の禁止条項を撤廃しようとする政治的努力は、これ以降も、続けられた。このような政治的努力の底のほうに、一種の激流が潜む。現代に特有の公共問題の複雑高度化にともなう政府職能の特種細分化・専門技術化、そして、政府職能を担当する職員の高学歴化が、これに当る⁽⁸⁸⁾。

現代に固有の複雑高度の多面・多層の公共問題の解決に直面するにいたり、二〇世紀末葉の民主政治は、いまや、公権力、したがって、政府権力による総合的な計画化という新しい確かなsystem analysisの技術を導入しなければならぬ状況に立ちいたった。したがって、問題解決に際して、これまでのbargain politicsには想像もされなかった、問題状況に対する鋭敏な洞察、予備的な綿密な思考、状況の本質把握、そして、具体的な問題解決政策代案に関する体系的調査ならびに個々の政策代案の適否に関する証拠の集積と統合、各代案がもたらす顕在・潜在諸効果の推測・分析・相互の比較考量、それに、政策代案の選定といった、高度のpolicy analysisの技法の受容が、問題解決主体である政府権力に要求されはじめた。そして、政府権力の静態から動態への、換言するならば、政府権力が、個人や集団相互間における自発的な利害の調整行為に基づき、後行的・消極的に行動を起すのではなく、むしろ、そうした行為にはるかに先行し、これを社会全体の生存と将来の保障に向って強力に統制し積極的に誘導しうるだけの、受動から態動への、権力行使の方向転換も、行われるにいたった。このように、静穩の社会経済政治の時代は、既に、歴史の年輪のなかに刻みこまれ、政府権力による深慮、速断、そして、果敢な行動が、現代民主政治を維持してゆくための至上命令として登場するにいたった⁽⁹⁰⁾。

このことは、同時に、政府権力の具体的な運用の衝に当る政府職員に、広大な視野、未来への展望性、潤沢な情報・知識、卓越した特殊技術、などの具有が、求められるにいたったことを意味しよう⁽⁹¹⁾。

こうした趨勢を逸速く察知したのが、Pickering v. Board of Education, 391 U.S. 563, (1968) である。当該判決

は、ハッチ法に関する当時における最高裁判所の判決気流のなかでは異風のものであったにせよ、そうした判決の背後で働く当該法の改正を誘導する社会経済政治の諸力の動向を、明瞭に照しだす鏡の役割を果たしたといつてよからう。

*Pickering*事件を素描するならば、以下のようになる。⁽⁹²⁾

*Pickering*は、イリノイ州における公立高校の教諭であり、彼は、運動競技を過重視する教育委員会の言動を批判する手紙を地方新聞に送付したことを理由に、解職された。教育委員会は、自己の教育指針の軌道に沿い、新たな運動競技施設の充実のため、公債発行によって必要資金の調達を試み、その可否を住民投票に付託した。しかし、教育委員会の試みは、住民投票によって否決された。*Pickering*は、自らの書簡のなかで、教育長 (the superintendent of school) が、公債発行による資金調達の可否を問う住民投票に反対する教員は「自己の行為結果に対する責任を負う準備をすべきである」と述べたと申し立て、さらに、彼は、教育委員会は、過剰なまでに教育資金を運動競技関係の活動に投入していると主張した。これに対して、イリノイ州の裁判所は、教育委員会による*Pickering*の解職措置を支持し、さらに、教員として、*Pickering*が「こうした原告の地位にないとしたら当然に携わるべき権利を保持する」はずの、教育運営に関する公式の見解表明を、なすべきではないとする根拠に基づき、*Pickering*の憲法修正第一条・第十四条による保護の主張を、退けた。⁽⁹³⁾

最高裁判所は、*Pickering*事件の判決において、政府職員は、いかに非合理的であろうとも、いかなる条件にも服さなければならぬとする主張を拒絶し、*Pickering*の申し立てを支持して、憲法修正第一条に定められている彼の保有する諸権利は侵害されたとする判断を示した。しかし、当該判決によるならば、教員は、「彼らが奉職している公立学校の運営に関連する公共利益の諸問題について批評するという、市民として、さもなくば享受しえたであろう」

権利を、憲法上、放棄しえない反面、州は、「一般市民の言論の規制との関連性において自らが保有する利害関係と著しく異なる、自己の職員の言論を規制する雇用者」としての利害関係をも併有している。それぞれの場合において、均衡が保たれねばならないのは、公共の関心事項の諸問題について批評する市民としての教員の利害関係と、社会に職務の能率的な遂行を給付する《公共雇用者》(public employer)の利害関係である。

最高裁判所は、この平衡原理を適用することによって、Pickeringの見解表明は、教員としての日常業務の遂行のなかで、通常に接触している人々に向けられたものではなく、それ故、「直接の上司による規律、あるいは、同僚間における調和の、いずれかを維持することの問題は、起こりえない」(no question of maintaining either discipline by immediate superiors or harmony among co-workers) という判断を下した。さらに、Pickeringは、教育委員会、あるいは教育長とも、個人的忠誠心や信頼感を不可欠とするような、緊密な職務上の関係を持ったこともなかった。最高裁判所は、こうしたことから、Pickeringの見解表明は、「基調において十分に批判的であるが故に」(because sufficiently critical in tone)、実質的に正しいものであっても、なお、彼は罷免されうるといふ、教育委員会の立場から抽きだされる推論を却下した。当該判決の示すところによれば、Pickeringは、教育委員会は運動競技者の輸送に年間五万ドル(真正の費用は一万ドル)を費消していると述べている。そうではないとしたら、教育委員会は、正確な輸送費用を公表することによって、彼に容易に反駁しえたはずである。Pickeringは、自己の教員としての適合性を議論の対象とするために何の行動も起こさなかった。この事件の状況を考えるならば、教育委員会の教育政策に関する彼の見解表明は、一般市民と同一の憲法修正第一条・第十四条の保護を受けるものとされたのである。⁽⁹⁵⁾

Pickering事件の最高裁判所による判決には、表現の自由という原告側の主張と、政府職員の言動の非政治化による行政能率の向上という被告側の要求とを対極的に置いた思考軸が、貫ぬかれている。しかし、憲法修正第一条、第

十四条という座標軸をこの対立空間のなかに据えつづけるとき、そこには、相互的に交流し合う緊張関係が生まれよう。最高裁判所は、《政策中心の政治》(policy politics)の視点にたつて、W・ウイルソンの《政治・行政分断論》の基本的前提に正面から挑戦する見解を披瀝し、個人の憲法上の諸権利を擁護する旨、判示した。

「自由にして公開の討議は、選挙民による豊富な情報に基づく意思決定に、必要欠くべからざるものである。教員は、階層として、公立学校の経営にどのように公的資金が配分されるべきかについて、十分な情報を基礎とする明確な見解を、最もよく形成し表明しうる社会の構成員である。これ故に、教員が、報復的な罷免を恐れることなく、こうした諸問題について、明瞭な言葉にだして意見を述べるということは、民主政治の存続に、きわめて肝要である」。右の判決の言葉は、単に教員だけにとどまらず、公共政策、したがって、公共諸施策を執行する政府職員一般にも、当然、妥当する。⁽⁹⁶⁾

Pickering事件の最高裁判所の判決は、W・ウイルソンの《政治・行政分断論》を継承するよりも、むしろ、公共政策問題に関する政府職員による政治的言論の行使に積極的価値を見出す、政治・行政融合論の襞を畳みこんだ論理を、厳然と貫く。そこには、政治と行政の泡立つ交流が、成立しよう。これ故に、政治的言論の自由な行使の抑制は、全体としての政治社会に、不利益となるであろう。政府運営に参加し公共政策決定過程に関与する政府職員の政治的言論の行使を抑制するということは、選挙民が選挙において政党間の合理的選択をなす際に不可欠とされまた政府職員⁽⁹⁷⁾の言論活動を通して社会に伝達され拡散してゆくところの、情報や知識を、選挙民の掌中から剥奪することを意味するとみてよからう。もしそういう事態が起こるとしたら、これは、政府職員に対する言論の抑圧という暗闇の迷宮となつて、民主政治を押し包むことになるであろう。したがって、行政能率は、言論の自由・基本的人権の尊重・個性的人格への配慮・社会的満足といった、より高次の民主主義価値の増進に対して、第二義的地位を占めるにすぎな

い。一般に、《政府職員》は、《政策中心の政治》の視点からいって、非政治化されるべきではない。このことは、政府職員の政治的見解の表明が、社会に多大の《意見の衝突》(friction)を惹き起したとしても、また、それが行政部内でなされたとしても、変わらない。政府職員が表明する政策見解は、憲法上、保護される。なぜなら、彼らの見解は、余りにも貴重であるため、行政能率・実効性・経済性の名の下に、抑圧されてはならないからである。⁽⁹⁷⁾

このように考えるならば、Pickering事件の最高裁判所の判決は、政府職員の政治的中立性保持の問題に贈られた挽歌であり、同時に賛歌でもある。

IV 改正

一九七〇年代の中葉以降、政府職員の政治活動に対する制限の緩和を要求する社会の圧力は、労働組合を中心に、主として議会に集中する。これにんえ、一九七六年および一九九〇年の二度にわたり、議会は、政府職員の政治／党派的活動の積極的参加に関する制限条項の多くを緩和するとおもわれる改正ハッチ法を制定している。これに対して、G・フォードとG・ブッシュ(Gerald Ford and George Bush)の両大統領は、当該法案は、公務員制を《政治化する》(politicize)ものとして、拒否権を行使するにいたった。⁽⁹⁸⁾

一九九三年に、再度、議会は、クリントン政権の勸奨にしたがい、ハッチ法に綿密な検討を加え、論議し、その結果、連邦政府職員に、多様な形式による政治への参加を許容するにいたった。これが、改正ハッチ法である。当該法の下では、大部分の一般政府職員が、党職を占め、政党資金を調達し、選挙運動に参与するということは、許される。⁽⁹⁹⁾改正ハッチ法に定められた政府職員の政治活動に関する許容条項と禁止条項は、以下の通りである。

許容事項

- ① 職員自身の有権者登録と投票権行使
- ② 世人の有権者登録への支援活動
- ③ 公職候補者ならびに時の係争問題に関する意見の表明
- ④ 勤務時間外活動としての選挙運動への参加と運営
- ⑤ 選挙運動文書の配布と投票の勧誘
- ⑥ 政党組織ないし政党候補者への献金、もしくは、政治資金調達行使への参加
- ⑦ 政党のバッジ、ボタン、あるいは、ステッカーの装着
- ⑧ 政党集会や会合への出席
- ⑨ 政党クラブ、あるいは、政党パーティーへの加入
- ⑩ 不特定多数に対する電話による投票への依頼
- ⑪ 政党内職位の占有ないし占有志望の明示
- ⑫ 住民投票の争点、憲法改正、それに、地方公共団体の条令、以上の賛否に関する政治運動の展開

禁止条項

(一) 政党活動の禁止

- a 勤務時間内
- b 連邦政府職員が占拠している執務室内、もしくは、建造物内
- c 連邦政府の制服を着用し、あるいは、公式の記章を佩用している場合

d 連邦政府の所有、もしくは、借用の車両使用中

(二) 寄付金の懇請の禁止

a 懇請者の部下ではなく同一連邦政府労働組合に所属する成員に対する懇請を除く

b 当該労働組合が支持する複数候補者の各政治委員会のための寄付金の懇請は、この限りではない

(三) 以下に対する政治参加の懇請、もしくは、阻止の禁止

a 懸案の補助金、契約、裁定、許認可、あるいは、証明書の申請者

b 懇請者所属の政府機関による現在進行中の会計検査、調査、あるいは、強制執行への参加者、もしくは、これらの対象者

c 選挙の結果に影響を及ぼし、あるいは、干渉することを目標とする公式権限の行使者

d 党職への立候補者

(四) その他

a 政党間選挙における公職への立候補

b 部下からの寄付金の徴集、あるいは、寄付金調達のための部下に対する政党集会・パーティーなどのティケットの販売

c 政府職員が所属する担当部局の監督権限の下で業務を遂行する私人に対する寄付金供与の懇請、もしくは、当該私人の政治活動の阻止、以上である。

なお、当初のハッチ法の政治活動禁止条項が適用される行政諸機関は、次の通りである。⁽¹⁰⁰⁾ 連邦選挙委員会 (Federal

Election Commission) 連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation) 財務省合衆国シークレットサービス局

(Department of Treasury U.S. Secret Service) 中央情報局 (Central Intelligence Agency) 国家安全保障会議 (National Security Council) 国家安全保障局 (National Security Agency) 国防情報局 (Defense Intelligence Agency) 資格任用制保護委員会特別諮問局 (Merit Systems Protection Board Office of Special Counsel) 国税庁刑事調査局 (Internal Revenue Service Office of Criminal Investigation) 司法省刑事局 (Department of Justice Criminal Division) 財務省合衆国関税局調査計画課 (Department of Treasury U.S. Customs Service Office of Investigative Programs) 財務省アルコール・タバコ・火器局法執行課 (Department of Treasury Bureau of Alcohol, Tobacco, and Firearms Office of Law Enforcement)

このような高度の国家機密にかかわる連邦政府諸機関に所属する政府職員は、ほとんどすべての政治行動を禁止される。とりわけ、合衆国軍隊に勤務する職員は、政治的関与を規制する厳格な規則の下にある。⁽¹⁰¹⁾

伝統的な行政の組織範型であるウェーバー型官僚制 (Weberian bureaucracy) の自己の組織成員に対する、したがって、政府職員の言動に対する、強固な統制と組織運営の能率性・実効性の確保とを認証する、《政治／行政分断論》を根底に据えた《節約と能率》 (economy and efficiency) という行政価値に、普通の市民に保障される憲法上の諸権利の政府職員に対する少なからざる制限が、胎生する。⁽¹⁰²⁾ この意味で、政府職員と一般市民とは、同一平面上に併置されていない。また、その限り、憲法上の諸権利に盛られた理想主義の虚構性が、みえてくる。

しかし、こうした状況は、今日、変化を蒙りつつある。その理由として、二者が考えられる。その一は、既述のように、最近における最高裁判所の新たな憲法解釈が、過去におけるような政府職員の政治活動に対する禁止条項の実施はもはや今日では受容し難いものと判示するにいたったという事実である。⁽¹⁰³⁾

他は、《政治・行政分断論》 (Politics / Administration dichotomy) の神話の破産である。⁽¹⁰⁴⁾ 《政治・行政分断論》

という神話的基層に支えられた行政の能率と節約を確保するために、綿密な計画と深い省察の上に組み立てられたペンドルトン法とハッチ法の下に、圧状をよぎなくされてきた、建国以来のこの国の政治的伝統の奥底に原初的な力として生動してきた「政治化された大統領職」(politicized presidency)とそこから抽きだされる「公務員制の政治化」(politicizing the civil service)が、二〇世紀末以降のNPM (New Public Management)の台頭を触媒として、地表に噴出するにいたったというのが、これにあたる。⁽¹⁰⁶⁾

ハッチ法改正の背景には、最近における最高裁判所判決の趨勢のほか、《公務員制の政治化》、そして、触媒としてのNPMの発達という錯綜する二者の骨組が、透けてみえる。⁽¹⁰⁷⁾ こうした背景のなかに、種子のように折り畳まれ、当該法改正を主導する点火の重要な動力となった《政治化された公務員制》について、E・スレイマン (Ezra Suleiman) 教授 (IBM Professor of International Studies, Professor of Politics, and Director of the European Studies Program at Princeton University) の説くところにしたがい、叙述するならば、次のようになる。⁽¹⁰⁸⁾

アメリカ合衆国は、一八八三年のペンドルトン法の制定を通して、「政治的統制下の官僚制から職能優先主義の原理の基づく官僚制への変換」(the transition from a politically controlled bureaucracy to one based on principles of professionalism)⁽¹⁰⁹⁾を遂げ、公務員が「政党諸利益を超越する国民の利益に奉仕するために専門特殊の資格に基づき選定されるよりもむしろ調達された」(recruited, rather than chosen, on the basis of professional qualifications to serve an interest that transcend party interests)⁽¹¹⁰⁾、資格任用制の創設に向って、大きく一歩を踏みだした。さらに、合衆国は、一九三九年にハッチ法を公布し、当該法に、による干渉と影響力行使の束縛から、公務員制を解放する、いわば変革の軌道に彼らを誘引する先導者としての役割を与えた。これによって、公務員制は、「正当に選出された政権の道具」(an instrument of the legitimately elected administration)⁽¹¹¹⁾と等価の転換式として、単純に結ばれないこと

となる。

しかし、第二次世界大戦後、共和・民主両党の政権は、互いに呼応しながら、政治的中立性の保持という資格任用制に基づく公務員制の精神を巧みに迂回し、公務員制に対する政治的影響力を断ち切り、あるいは、凍結状態に封じこめようとするハッチ法の厳格な要求を緩め、より正確には、当該法の当該事項に関する文言を書き改めることに、絶えず腐心してきた。いずれの政権も、公務員制に対する、実体的には官僚制に対する、支配権の獲得を目ざすという政治課題は、政権の底深い政治的鉅脈に埋めこまれた、動かし難い堅固な自然の性状といってよい。事実、行政部指導者は、彼ら自身の再選、威信、そして、実績を考慮に入れるとき、官僚制という統治の装置に対する統制権の確保が、彼らの視野の正面に大きな位置を占め、その積極的実現に向って、努力を傾注する。この点について、T・M・モウ (Terry M. Moe) 教授 (Stanford University) の合衆国の大統領職に関する次のような古典的な表現がある。⁽¹¹²⁾

「現代における大統領は、政府の構造と統治方法に対する支配の全権を掌握しようとする、恐るべき期待に駆られている。大統領が希求してやまないことは、政治指導者としての彼の必要性に常に応答しうるだけの制度体系 (institutional system) の存在にほかならない」。

大統領が強力な指導性を発揮し見るべき実績をあげるためには、最高度の専門知識・情報・特殊技術を蓄積している、公共問題の優れた解決機構である官僚制に、自らの政治的干渉の影を、直接に色濃く投げ込むことはできないにせよ、少くとも官僚制の先導と媒介とを不可欠とする。

政治的影響力の束縛から公務員制ないし官僚制を解放し、それぞれ別の位相に位置づけられた双方の間に、構造上の連鎖を回復しようとする試みは、共和党よりも、むしろ、民主党の意図するところであった。げんに、既述のようにフォード・ブッシュ両大統領は、ハッチ法の改正に拒否権を行使している。他方、民主党選出のJ・E・カーター

(James Earl Carter, Jr.) 大統領は、一九七七年に、ハッチ法の改正を企図した。しかし、それは、議会における、とりわけ、下院における彼との軋轢と不和の結果として、中止をよぎなくされるにいたった。⁽¹¹³⁾ ハッチ法は、W・J・クリントン (William Jefferson [Bill] Clinton) 大統領の第一期の最初の年に改正され、大統領の署名を経て改正ハッチ法として成立し、一般政府職員に、政党による政治活動への参加が、許容されることとなった。

今日におけるハッチ法の改正と《公務員制の政治化》の亢進とは、連動状態にあると認められる。ハッチ法の改正と《公務員制の政治化》とは、関数的に変動する不定式とみてよい。官僚制に対する大統領の不信感は、ニクソン大統領において、全開状態に到達する。ニクソンの主張によるならば、連邦政府における官僚制は、《ニューディー・偉大な社会》 (the New Deal and Great Society) 関連の諸立法計画を積極的に推進しこれらにすくなからぬ忠誠感を寄せる、本質的に、民主党傾斜の制度である。これは、ニクソン大統領の完全な錯誤であったとする痛烈な判定とは、必ずしも素直に認め難い。ニクソンは、むしろ、官僚制、議会、そして、社会における反ニクソン勢力の陣列、以上の三者の間に、政権打倒の陰謀という新しい変奏が鳴っていることを、逸速く見きわめていた。彼は、官僚制を意のままに統御することの堅固な決意の視線や意識の光を通して、官僚制の徹底的な批判を展開した。この点について、J・D・アバーバック (Joel D. Aberback) 教授 (University of California Los Angeles) は、次のように記している。⁽¹¹⁴⁾

「政権は、自らが継承した官僚制に対する攻撃の手を、いささかも緩めることはなかった。しかし、政権が発足当初に官僚制に影響力を行使するという事実も、皆無であったといつてよい。ニクソン大統領の官僚制に対する最初期の無関心は、彼の政策選択が、同じく、すくなからぬ問題を含む彼の戦術の若干が、抵抗に遭遇していると自らが確信するとき、官僚制を統制下に置こうとする途方もない努力に、姿を一変した。…官僚制の応答性を極大化しよう

とするニクソン大統領職の努力は、世人から不興を買ったにせよ、多大の影響力を残した。世人は、ニクソン大統領職の意図した行動とは何かを慎重に見守り、その意図がどのように効率的に実行されるかに注目した⁽¹¹⁴⁾。

事実、ニクソン大統領は、「職業官僚制に対する伝説に残るような不信の念」(a legendary distrust for the career bureaucracy)⁽¹¹⁵⁾を抱いていた。大統領は、官僚制を、「現状維持のために奮闘する生来の体制派」(built-in establishmentarians fighting for the status quo)⁽¹¹⁶⁾と規定し、大統領補佐官J・アーリックマン(John Ehrlichman)に、次のように述べている。

「我々は、こうした官僚制に、何の規制も加えることができない。我々は、官僚の何びとたりとも解雇することができない。我々は、官僚を、一人として懲戒することもできない。我々は、決して、彼らを降等させることができない。我々は、常に、我々を愚弄する不愉快な連中を増長させている。このことは、国務省(Department of State)、厚生教育省(Department of Health, Education, and Welfare)、管理予算局(Office of Management and Budget)以上のいずれの省庁にも妥当する」。

こうして、ニクソン政権は、官僚制と「ゲリラ戦」(guerrilla warfare)⁽¹¹⁸⁾を繰り上げた。まさしく、ニクソン政権は、この意味で、「反官僚政権」(anti-bureaucratic administration)⁽¹¹⁹⁾であった。全体的眺望の下に見渡すならば、こうした官僚制への反応とは、いずれの政権の底辺にも、直線として排列される文字とあってよい。

ニクソン政権の反官僚制の姿勢について、著名な行政学研究者の一人であるR・P・ネイサン(Richard P. Nathan)⁽¹²⁰⁾(Nelson A. Rockefeller Institute of Government)は、次のように言う。

「官僚制に対する不信の念は、この政権において、減退することはなかった。むしろ、逆に、こうした反官僚制の態度は、政権の第二期に備えて、官僚制の機構を統轄するために、前例のない政府再編行程が具体的に計画されると

いう状況にいたるまでに、硬化していった」。

官僚制に対する否定的な、あるいは、敵意ある言辭は、ニクソン大統領を基点として、補佐官の間に、さまざまに拡がっていく。あるスタッフは、ホワイトハウスは、明らかに、大統領の提示する諸政策よりも、むしろ、多様な利益諸集団が掲げる特殊諸政策に共鳴し調律する官僚制によって、包囲されていると述べている。⁽¹²⁾ 大統領は、まさしく、様々なところに、官僚制と連繫する多種の利益諸集団の磁力点が配置されている政治的磁場のなかで、機能しなければならぬ。大統領は、それぞれの磁力点から同時に発せられる牽引力と斥力の複合影響の下に行動する。

別の大統領補佐官 M・P・バルザーノ (Michael P. Balzano) は、一九七二年六月に、連邦政府の官僚制を、次のように描写している。⁽¹²⁾

「ニクソン大統領は、官僚制を、望み通りに操縦することができない。…官僚制の内部でどのような職務が遂行されているかを確認するにいたるまで、大統領は、三年の歳月を必要とした。第一期終了後、いかなる大統領であれ、次期選挙に臨んで敗退するという事態は、決してあつてはならないことである。なぜなら、この場合、官僚制は、後の三年の間、次期大統領を、《軽くあしらひ》 (to play game with) つづけるからである」。

レーガン・ブッシュ両大統領と同様、ニクソン大統領は、連邦政府の官僚制が、選挙された行政部首長に、これまでになく応答しうるように構成されねばならないとする見解にたつて、官僚制に対する大統領の中央集権化された統制力の強化を試みた。こうした試みは、一九七〇年の予算局 (Bureau of Budget) の管理予算局への再編成と、それに続く行政命令一一五四一号の発布に、鋭い露頭をのぞかせている。当該命令は、OMBに、すべての行政機関の立案計画と予算に対する強力な監視と精査の職務の遂行を命じている。この命令によって、OMBは、過去の《目だたない》 (low-profile) 単なる予算作成機関から、《強力かつ議論の的となる大統領職の政策形成の片腕》 (a powerful

and controversial policy-making arm of the presidency) へと、大きく変貌した。ここには、大統領と官僚制との間に、⁽¹²³⁾ 一対の陽面と陰面をみるような反転した対応関係が、現われている。

レーガン大統領も、ニクソンと同じく、反官僚制という一つの問題系列を追求した。彼は、ニクソン大統領の反官僚制の立場を直系的に継承し、《官僚制叩き》(bureaucratic bashing) を展開した。彼は、《政府に我々のあらゆるしをやめさせる》(get off the government our back) ことを約束した。レーガンは、自らが配置された行政諸機関に公然と敵意を表明する多数の政治的被任用者を創出し、さらに、政府の内政担当諸機関に対する人員削減と経費支出の節減に、最善の努力を集中した。⁽¹²⁴⁾

そればかりか、レーガン大統領は、ニクソン大統領より一歩進み、一九八一年に行政命令一二二九一号を発し、連邦政府諸機関による新たな法規の提案もしくは公布を禁止した。ただし、OMBが、当該法規の便益がその経費を超えることを確認した場合は、この限りではない。さらに重要な点は、一九八五年における行政命令一二四九八号の制定である。当該命令は、OMBの権限を拡大し、それが行政諸機関の《前法規作成活動》(pre-rulemaking activities) にも推及されるということを、定めている。いうところの《前法規作成活動》とは、規制の必要性の有無に関する審議を誘起するとおもわれる行政機関のほとんどすべての活動を指す。当該命令は、また、OMBが、各行政機関の提出する《年間規制計画》(regulatory program) を承認し、OMBの監察官によって承認されない限り、当該計画に基づく活動を禁止する旨、明示している。⁽¹²⁵⁾ こうして、レーガン政権の下におけるOMBは、官僚制に対する統制力の強化という、大統領の根元的な主題系のなかに、はめこまれるにいたったのである。

なお、B・ブッシュ大統領は、反官僚制の主題的磁場の上に脈絡づけられていたにせよ、官僚Ⅱ職業行政官の有する該博な専門特殊知識と彼らが抱く公務の理想とに対する尊敬と称賛の二点において、彼の直接の前任者とまさしく

対極点にたつ。⁽¹²⁶⁾

カーター大統領は、独自の方法で、また、明らかに非意図的であったにせよ、これまでにない官僚制の非政治化に、⁽¹²⁷⁾すくなからぬ貢献をした。一九七八年の公務員改正法 (Civil Service Reform Act of 1978) の制定は、その象徴である。

もとより、ニクソン・レーガン両大統領とカーター大統領との間には、反官僚制態度という眼に見えない触手のような、交感の糸が、通い合う。

げんに、カーターは、「ワシントンにおけるぞつとするほど嫌な官僚制のとんでもない状態」(horrible bureaucratic mess in Washington)に不満を表明するoutsiderとして、大統領選挙に立候補した。一九七八年における改正公務員法制定への動機と支持の主要原因は、政治的中立性の確保というペンドルトン法を防風林として、その蔭に身を潜める怠惰と安逸をむさぼる公務員の解任を容易にしたいとする願望に由来する。⁽¹²⁸⁾

さらに、カーターは、大統領就任後、官僚統制の困難な状況の闇のなかから、官僚制との対立と葛藤について、次のような述懐を浮上させる。⁽¹²⁹⁾

「私が大統領に就任する以前、連邦政府の官僚制を扱うということが、私が直面しなければならぬとおもわれる最悪の問題の一つであると、私自身、自覚していたし、また、その旨警告を受けていた。しかし、現実には、それは、私の予想をはるかに越える劣悪な問題であった」。

カーター政権の下で議会を通過した改正公務員法の多様な主題の底に鳴る重要な主調低音は、SES (Senior Executive Service) (最高行政幹部職) の導入である。SES導入がもたらした様々な結果のなかで、注目すべき点は、大統領による政治的任命職の増大である。カーター大統領の意図がどうであれ、議論の余地のない明白な事実は、

次の点にある。SES設定の究極の結果は、「行政部における政治的指導者に、最高行政管理職に彫刻を施しうるだけの優れた道具を与えたという事実である。とりわけ、このことは、政治目的の達成に批判的とみなされる行政諸機関についていえる」というのが、すなわち、これに当る⁽¹³⁰⁾。SESの創設は、「公務員制の政治化」を意図する改正公務員法を貫通し規制する、ライトモチーフの役割を果たしているといつてよい。

事実、カーター大統領の使命は、単に官僚制における職務遂行の能率化のみを推進しただけにとどまらない。SESの政策役割—政策形成・執行役割—の分類職⁽¹³¹⁾からの分離が意味するところは、「組織における資格任用制に基づき任用された職員と政治的被任用者との間における一種の緩衝地帯」(a kind of buffer zone between the merit employees and the political appointees in an organization)に、SESが、設置されているところ⁽¹³²⁾である。しかし、こうしたSESの《緩衝性、人事移動条項、そして、実績報償条項》(buffer quality, the mobility provisions, and the performance-award provisions)は、SESに対する政治的な指揮と統制の増大の兆候と認められる。ここには、政治的被任用者は上へ、多くのSESのような資格任用制に基づく職業行政官は下へ、というように、有機的な血脈が、通っている。事実、この点についていえば、すべての行政部の意思決定は、職業行政官の視野から遠ざけられ、政治的被任用者によって、遂行される。政治的被任用者と職業行政官とは、等価に相拮抗するのではなく、後者は、前者のために、また、前者の指示の下に、画面の下塗りの役を演じるにすぎない。前者は、後者に、監視と抑圧の眼を光らせることが、可能である⁽¹³³⁾。

第二次世界大戦後における大統領と官僚制の関係が描きだす特色は、官僚制に対する大統領の統制の強化という展開と屈折の軌跡である。公務員制を政治化するために用いた大統領の様式は、変化にとむ。それは、後のカーターが達成した人事上の配置換えをとまなう《最高行政幹部職》の創立という明白な目的に追い迫るだけの、自らの意のま

まになる官僚制を構築しようとしたニクソンの公然たる試図から、官僚制内の命令系統と指揮系列における低位段階の政治的任用職を廃止することなく、人員の削減を断行したレーガンにいたるまで、広範囲に及ぶ。このような継続的な行政部の改革と実践との累積効果は、負のエネルギーの噴出として公務員一般の評価を低落させたと同時に、連邦政府における官僚制の政治化を、一層、進捗させるにいたったという事実である。

信頼しうる資料によるならば¹³⁴、連邦政府における職員総数は減少しつつあるにもかかわらず、行政部首長としての《行政大統領職》(administrative presidency)の勢威と名望は、これとはベクトルの方向を逆にする。《最高行政幹部》と大統領の被任命者の合計は、一九六〇年には四五一名であったのが、一九九三年には二三九三名へと、四三〇%の伸びを示している。

第二次世界大戦後の各大統領は、こうした《公務員制の政治化》の過程にすくなくならず寄与してきた。彼らは、互いに呼応しながら確実に政治化の方向に足どりを運んできたのである。D・D・アイゼンハウアー(Dwight David Eisenhower)大統領が認識したところによるならば、大統領の命令が確実に実行されるためには、職業行政官に対する政治的被任用者、したがって、政治的行政官の比率は、増大させなければならない。このため、大統領は、指定職C(Schedule C)を新設した。指定職Cは、資格任用制に基づく試験と資格・能力具備との両要件を免除される《政策形成・執行担当職位》(policy position)である。この職位の活用によって、大統領は、公務員制の外部から《政策職位》への活用が可能となる。これにより、これまで制度内に厳封されてきた外へ広がる官僚制の創造性や構想力が、開放されることになるであろう。《政策職位》の活用は、民主制社会におけるすべての行政部指導者が依拠する慣行である。大統領と《政策職位者》とが、互いに、政治上の信念、価値観、態度、政策立場などの諸点において、照応しているならば、双方が、力学的基軸あるいは焦点の役を演じ、効果的な政治力学を形成することになる。

官僚制に対する統制権を確保したいとする願望は、軍階統制に習熟している大統領はもとより、文民出身の大統領においても、きわめて旺盛であるということは、注目してよい。例えば、カーター大統領は、この場合、指定職Cへの政治的任用を積極的に展開した。⁽¹³⁵⁾ 指定職Cへの政治的な任用が媒体となり、これが政権による官僚制に対する統制強化を触発して、官僚制に対する政権統制を結晶化へ再編成させるとみてよい。

指定職Cへの積極的任用による公務員制の政治化の動向は、いまなお、衰微していない。レーガン大統領は、指定職Cへの任用を乱発した。指定職Cへの任用は、階層的な官僚制という整然たる体系的な構造体のなかで、大統領選挙に表明された民意が流れる通風穴、もしくは、煙突の役割を果たし、官僚制に質的変化を起させて、その堅牢さを崩し軟化させ、大統領の一元的な政治視点による官僚制の統括を容易にするともみてよい。ブッシュ大統領は、自らの前任者にみられる官僚制に対する絶えざる攻撃を、一方に停止しつつも、他方、反官僚制という時代の趨勢を逆転させるという果敢な行動に走ることはなかった。ブッシュ大統領による指定職Cへの任用総数は、フォード政権終了時における任用数九〇〇のおよそ二倍の一八〇〇であった。⁽¹³⁶⁾ ブッシュ大統領は、官僚制に対して、いわば、矛盾した二つの方向、二つの力線を、両性具有的な統一の態度で臨んだ。

とくに指摘されねばならない点は、《公務員制の政治化》の達成に繋がる回路は、多元的である、という事実である。ニクソンは、可能な限り、多くの政治的任用を試み、これらの被任用者を、職業行政官にあらかじめ確保されていた職位に代替的に配置しようとした。他方、レーガンは、非任用によって、すなわち、職位を空席のままの状態に放置しておくことによって、政治化を展開させようとした。さらに、彼は、職業行政官を、公共政策決定過程から排除し別の位相に転置することを企図していた。このことは、もし職業行政官が公共政策決定過程に編成されるとしたら、政権の公共政策の実効性はすくなくならず弱体化するであろうというレーガンならびに彼の被任命者の恐怖感を発

端とする。こうした恐怖感の鉉脈は、彼らの言動の地層を、底深く、幅広く、貫いていたということが出来る。⁽¹³⁷⁾

《公務員制の政治化》は、今日、疑論の余地なく進行をつづけている。しかし、これには、問題点として三者が提起される。第一には、政治化が実効性をともなうかどうかという点である。第二に、政治的中立性の概念が、合衆国における公務員制の組織化の基礎原理として、存続を保ちうるかどうかである。第三は、今日の連邦政府における官僚制と将来のそれとの間に、一つの系譜の線が認められ、双方は、ほぼ鏡像関係にあるのであろうかという点である。

政治化の不断の過程は、大統領が期待した通りの過不足のない成果を、必ずしもあげていない。これは、次の一文に明らかであろう。⁽¹³⁸⁾

「約言するならば、官僚制から多大の応答性をかち取るために、選挙された行政部が、その問題解決策として、継続的に促進したとしても、多数の政治的被任用者を増加させるという、この問題解決策 (solution) は、これまで十分に機能してこなかった。こうした政治的被任用者数は、幾年もの間、増大の一途を辿っているという事実が存在するにもかかわらず、選挙された行政部は、より多くの政治的被任用者をなお必要とすると、依然として、考えてつづけている。このことが示唆するところは、この“解決策”は、官僚制の政治的応答性を高めるための道具としては、実効性に乏しいということである」。

合衆国大統領は、《基本的に、これまでのように、いまもなお、見当違いをしている》「(American presidents) have basically been barking up the wrong tree」といわれている。大統領が、仮に、最も堅固な理知の鎧を身につけ、世論の圧力を総動員したとしても、官僚制を自己の全面的な支配下に置くということは、極度に困難であり、大統領は、不能と不可知の淵に沈むことになるであろう。このような大統領の官僚制支配の熾烈な要望は、蜃気楼のように、はかない仮象であり、幻想である。これは、すべての他の幻想と同様、決して、現実に達成することが、できない。

このことは、J・F・ケネディ (John Fitzgerald Kennedy) 大統領の次の挿話から覗かれる。⁽¹³⁹⁾

官僚制における政治的任用が、大統領と、官僚制を構成する巨大な行政諸機関とを緊密に連結する。大統領の旋律と行政諸機関の旋律とが、政治的任用を經由して交錯し合いつつ生成され、行政部の基本旋律として流れる。このような政治的被任用者を調達し任命する大統領の権限は、恰も時代の要請に応じて系統樹のように分化してゆく行政諸機関の異質結合を統轄する行政部首長としての能力の發揮に、きわめて重要である。連邦政府に対する効果的な指導力の行使を確保するためには、大統領は、自己の政治的被任用者の能力と忠誠意識とに、期待を寄せねばならない。

一六世紀の政治理論家 Niccolo Machiavelli は、「支配者の知性について形成される最初の意見は、支配者が自己の周囲に張りめぐらした人々の資質に基づいて下される⁽¹⁴⁰⁾」と述べている。

この見解の示唆するところは、政権の指導性は、大統領が政治的に任用した公職占有者の能力や資質の優秀性と関係にあり、両者は、合わせ鏡のように対応する。しかしながら、行政部ないし官僚制の巨大規模によって、大統領は、自ら政治的に任命した公職占有者全員と、必ずしも面識があるわけではない。まして、大統領が、彼らの資質を、個人的に評価し査定するということは、不可能とみてよい。

数ヶ月に及ぶ選挙運動の後に、大統領を確保したケネディは、行政部における最高政治職位の充当を試みているときに、不満を吐露している。

「人、人、人！ (people, people, people!) 私は、何ひとつも知らない。私がよく知っているのは、投票者だけである。

(All I know is voters!) 私は、どのようにして、一一〇〇に達する職位を充当したらよいのであろうか」。⁽¹⁴¹⁾

彼は、自らが最後に任命した閣僚の半数も熟知していなかったといわれる。⁽¹⁴²⁾

ところで、官僚機構 (bureaucratic machine) は、余りにも巨怪であり、行政諸機関の間における権限の交錯と

重複によって命令系統と指揮系列において複雑な線形を描き、今日における公共問題の実質的な解決主体として、採集網をふるっていたるところから公共問題を引き寄せ、各行政機関の管轄権を横断する異常な数のこうした係争問題と対峙し解決してゆかねばならない。かつて、H・ヘクロ(Hugh Heclo)教授(George Mason University)は、「日常感覚からいえば、官僚のみが、官僚制を統制することができる」と述べた。⁽¹⁴³⁾しかし、とりわけ合衆国における官僚制、とくに職業官僚制に対する一般的な不信は、気体として人々の身边に漂う。したがって、政治家は、行政部に對する効果的な統制の手段として、官僚制を重用する傾向にない。むしろ、彼らは、官僚機構の内部に、政治的被任用者の多元的な層を累積させる戦略を好む。この戦略の採用によって、はじめて、政治家は、具体的には、大統領は、官僚制の全体の構成が、そこで最終的に結節される中心の位置を確実に取得することができる、彼らは考える。しかし、この戦略は、不可避であるにしても、敗北を招く。なぜなら、政治家は、早晩、職業行政官の言動や態度などの深部に潜むものまで視線を到らせるとき、彼らの優秀な能力を認識することになるからである。このことは、職業行政官が、彼らが所属する行政諸機関の政治的首長が発する指示や命令を正確に受けとめ、これらにしたがって困難な係争問題をほぼ見事に解決することができるという状況に由来する。けれども、政治家や政治的被任用者が、こうした事実を認識する事態にいたるまでに、彼らは、時すでに遅く、官僚制との協同関係の樹立の機会を失ってしまうということも、認識するはずである。⁽¹⁴⁴⁾このように、職業行政官と政治家や政治的被任用者とは、結果において、恰も双曲線のように、決して触れることのないまま相反する二者となり、双方は、相互拮抗・相互否定の状況のなかで、限らない循環を空廻りすることになる。

すべての官僚制の立脚基盤を形成し専門特殊化をとまなう政治的中立性の概念は、ペンドルトン法ならびにハッチ法の底流を形づくる重要な水脈であり、また、理論的基点でもある。しかし、この間の年月、この概念は、実践にお

いて強烈な一撃を蒙ったばかりではなく、また、組織原理の理想としての高潔性にも、壊滅的な打撃を加えられた。事実、アメリカ人は、功利の体系としての政治の世界において、利害関係を顧慮することなく行動することができる。と確信しなければならぬ厳しい時期を、常に経験してきたといわれている。政治的中立性の概念に対する攻撃は、《哲学的基礎》(philosophical base)から発している。それは、抽象性と形象性が互いに浸透し合い渾融する思考の基底部をなす根本原理に起因する。これ故、《哲学的基礎》は、政治的中立の能力を明確に記述したり、また、形あるものとして存在を信ずることを、著しく困難にしている⁽¹⁴⁵⁾。しかし、政治的中立性の価値が捨象されるとき、様々な結果がもたらされる。その最重要の結果が、《政府の肥厚化》(thickening of government)である⁽¹⁴⁶⁾。すなわち、《政府の肥厚化》の下では、政治家は、各省庁における責任ある職位に、自らが自由に統御しうる彼ら自身の支持者を配置しなければならぬ。こうした認識を単純直線的に進行させるならば、知識も経験も量質ともに疑問視せざるをえない人物が、政治的に任用されるという慣行的事実が、形成されかねないという、状況が、成立することになるであろう。《政府の肥厚化》が、このような浅薄な知識と乏しい経験を具有するにすぎない人物を、公共政策決定過程に関与させることなく排除するということは、もとより、可能である。このような深刻な事態が成立する可能性は、政治家と職業行政官の双方を、それぞれの職務の遂行において力動的に交差させ、彼らに互いに背反的な反発力を発動させないために、双方間に、コミュニケーション回路をどのように創出するかという問題を、おのずと提起してやう。このような循環的な往還の回帰路が、双方の間に設置されたならば、政治家が、職業行政官に政治的な指令を与え、職業行政官は、政治家に、妥当とおもわれる情報を提示するという、円環が完結する。この場合、政治家の職業行政官の問題解決能力に対する信頼と、後者の問題解決結果に対する前者への責任の自覚の、双方間の《責任と信頼の体系》(a system of responsibility and confidence)が、両者間の重厚な仕切りを無化し、順調に機能することになるで

あろう。そこにみられるのは、両者の視座の同一方向化と思考角度の同一化といつてよい。⁽¹⁴⁷⁾

政治化は、事実、公務員集団の《勤労意欲の低下》の主要原因の一つである。これは、何も、合衆国に特有の現象ではない。しかし、合衆国は、政治化の方向に過度に進行し、また、政治過程の進展を合理的に正当化した最初の国家であるという点において、合衆国は、他国と一線を画す。しかし、いわゆる《人間資源の腐食》(human resource erosion) 問題の研究者の結論によるならば、公務員制における勤労意欲の低下と職務懈怠は、「一に高級官僚の政治化、二に、各省庁における政策形成議事日程の作成のための予算配分と規制審査過程とを経由した OMB による各省庁に対する中央統制の最も広範な活用」(the politicization of the higher civil service and the most extensive use of central controls by OMB through the budget and regulatory review process to shape the policy agendas of departments and agencies) の、「二者の深淵から発している」⁽¹⁴⁸⁾。しかしながら、合衆国における政治化の真正の意味は、明白である。「行政諸機関の底層における政治的被任用者の数と重要性の両者の増大と、ホワイトハウス事務局による行政諸機関への指令の増大」(the increased numbers and importance of political appointees at lower and lower levels in the agencies and the increased direction of the agencies by the White House) が、これにあたる。⁽¹⁴⁹⁾

今日、政治的中立性、あるいは、近似値的な政治的中立性が、尊重されるべき価値を失うとともに、合衆国は、政治的中立性を、さして重要ではない問題の領域に退け、中立性の価値に終止符の位置をあてがうにいたっている。これは、伝統的な政治的中立性を徐々に窒息させ剥製化する道程であったといつてよい。この道程は、《企業家型管理概念》(the concept of entrepreneurial management) の導入によって、完了した。

官僚制が、公共善への奉仕という崇高な使命を、もはや、保持しえなくなったとき、官僚制が、財貨・用役給付の単なる組織に変容したとき、政治的中立性のあり方に関する争点は、第二次的重要性の地位に下降し、まさしく、忘

却の淵に沈められようとしている状況に立ちいたる。事実、管理としての合理性と企業家精神に関する論議の背後に視線を投げられるとき、そこには、「公務員制の確立によって大幅に奪われた、公務員に対する自らの統制権を、再確立しようとする政府の願望」(the desire of governments to reestablish their control over the civil servants which the institutionalization of the civil service has largely deprived them of)が、透視されると、主張されている⁽¹⁵⁾。

《公務員制の政治化》とNPMとの直接的な関係の有無は、もとより、分明ではない。政治化とNPMが、互いに交差したり、転換したり、接続しているという明確な構図は、必ずしも描けていない。なぜなら、政治化は、すべての政府が、自らに有益と判断する過程にはかならないからである。明らかな事実は、NPMが、政治化の過程に共感・共鳴・共振の弦を見出し、その過程の促進に寄与したということである。というのも、NPMは、公務員制と社会一般との中央に分水嶺のように聳える仕分けの壁を取りはらい、公務員制の範域外から《企業家型管理者》(entrepreneurial managers)の調達を、積極的に容認するからである。こうして、NPMは、公務員制を迂回する、あるいは、侵食するための合理的根拠と正当化の根拠の双方を、与えることになる。公務員制は、侵食されつつも、いまなお、残光を放っている過渡期にあるといつてよからう。

最後に、連邦政府における官僚制の政治化は、当該制度における専門的知識・特殊技術、広範な情報量、等の蓄積の重要性を減少させ、いわば、不活発な低温状態に置く。《政府の肥厚化》にもなつて、政府職員が多元的層を成して累積するということは、政府の官僚制構造を不安定に動揺させ、その外形線に変化をもたらしはじめているという現在進行形の、いわば零落した姿を、政治・行政の舞台にさらすことになる。このような現代の傾向が持続してゆくなれば、連邦政府における階統制は、結局、円環に類似してくとみてよい。この場合、底辺には、職員は皆無も同然であり、中間層には、何らかの種類の管理者(manager)、監督官ないし監察官(supervisor)、それに、専門情

勢分析官 (technical analyst) の一大集団が存在し、そして、政治・職業両者の行政部幹部の一团が、頂点を鮮明に彩る⁽¹⁵¹⁾。伝統的なピラミッド形の官僚制は、もとより、残存しよう。しかし、それは、連邦政府職員によって充たされるのではない。このピラミッド形官僚制は、かつての政府に代わって財貨、用役の給付を担当する、増大傾向にある請負契約者、非営利団体、そして、州・地方の諸機関の、三者のために職務を遂行する人々によって、占拠されることになる⁽¹⁵²⁾。

ハッチ法改正の背景には、以上に述べてきたように、《公務員制の政治化》の台頭と、NPMの活性化の、二つの基本旋律が交錯し合い支え合いつつ生成された、現代の政治環境が存在する。この状況とは、「top-downを特徴とする官僚制を企業家型政府に移行させる……政府の運営様式を根本的に変革する時代的狀況」(time to radically change the way the government operates-to shift from top-down bureaucracy to entrepreneurial government) である。これは、「少ない費用でよりよい仕事をする政府を創立するために、繁文縟礼から結果へ移動する」(moving from red tape to result to create a government that works better and cost less)⁽¹⁵⁴⁾時代的狀況にはかならない。この時代的狀況がハッチ法改正の思想を育成し論理を展開させるだけの起動力を、根底に潜めていたということができよう。

なお、合衆国ではいままお、「統治のための忠節な用具を所有したいとする行政部の必要性と、非政治的な行政を維持したいとする社会的要請との間における緊張関係」(the tension between executive needs to possess a loyal instrument for governing and the need to preserve a nonpolitical administration) の矛盾は、未解決状態のまま放置されている⁽¹⁵⁵⁾。両者は、互いにベクトルの方向を逆にしながら同時に牽引し合っているような二重の関係にあるといえる。このような行政部の必要性と社会的要請という、一見相反する矛盾共存をとりあげ、その結び目をのりかき注目し、これを探り当て、この結び目を、両者の一貫した内的整合関係の相の下に照らさし、断ち切り、矛盾関係を

解決してゆくことが、将来の課題とみてよからう。

註

(1) 拙著『現代行政学』（晃洋書房）（二〇〇二年）一六一頁—一六三頁参照。

See Frank J. Thompson, *Classics of Public Personnel Policy*, 3rd ed., 2003. Steven W. Hays and Richard C. Kearney (ed.), *Public Personnel Administration: Problems and Prospect*, 4th ed., 2003.

Owen E. Huges, *Public Management and Administration: An Introduction*, 3rd ed., Revised Expanded Updated, 2003.

H. George Frederickson and Kevin B. Smith, *The Public Administration Theory Primer*, 2003.

(2) アメリカ合衆国憲法修正第一条（一七九一年確定）

「連邦議会は法律により、国教の樹立を想定し、もしくは信教上の自由行為を禁止することはできない。また言論および出版の自由を制限し、あるいは人民の平穩に集会をし、また苦痛事の救済に關し政府に対して訴願をする権利を侵す事はできない」

(3) 同修正一四條（一八六八年確定）

「第一節 合衆国において出生し、または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権或は免除を損なう法律を制定し、或は施行することはできない。またいかなる州いえども正当な法の手続（due process of law）によらないで、何人からも生命自由或は財産を奪つてはならない。またその管轄内にある何人に対しても法律の平等なる保護を拒むことができない。

第二節 代議院議員は各州の人口に比例して、各州の間に配分される。課税されないインディアンをのぞいた総人口を各州の人口とする。しかし、もし合衆国大統領並びに副大統領の選挙人の選任、連邦議会代議員、各州の行政官並びに司法官、もしくはその州議会の議員の選挙に際して、いずれの州かが自州の住民たる男子中、年齢21歳に達し、かつ合衆国市民たる者に対し、叛乱の援助またはその他の犯罪によるのではなくして、投票の権利を拒み、またはなんらかの形で制限する場合には、その州より出す代議院議員の数は、これ等の男子市民の数とその州における21歳以上の男子市民の総数との割合に準じて、減少される」。訳文はC・A・ピアード 斎藤眞、有賀貞訳『アメリカ政党史』（一九六八年）（UP選書）二六九頁、二七二頁による

(4) 経済機会法（Economic Opportunity Act）は、一九六四年に制定された。一九六〇年代に、とくに六〇年代後半に、急進派集団（radical groups）は、自らが考える伝統的な意思決定機関（traditional decision-making mechanisms）の非情性

(unresponsiveness) と抑圧性 (repressiveness) の救済策として、参加民主主義 (participatory democracy) を、強力に主張するにいたった。これと同時に、参加民主主義は、連邦政府後援の数多くの社会諸施策 (social programs) と直角に交錯し合い、貧困の追放と、行政機関の運営への貧困層の直接参加による意思決定過程に対する彼らの統制力の把持という独自の社会保障世界をつくりあげたのである。これに現実的基礎を提供したのが経済機会法と一九六六年のモデル都市法 (Model Cities Act) にかゝる。 (D. H. Rosenbloom, *Public Administration: Understanding Managements, Politics, and Law in the Public Sector*, 3rd ed., 1993, pp. 461-462; Ralph C. Chandler and Jack C. Plano, *The Public Administration Dictionary*, 2nd ed., 1988, pp. 90-92)

こうした法律二者は、貧困層、とくに、都市の貧困層の、諸要求に応答し解決してゆくだけの連邦政府諸施策に対する市民参加を具体化することを企図する。経済機会法は、「貧困施策」 (poverty programs) の形成と実施のための枢軸であり、「貧困施策」は、当該法を出発点としてさまざまに拡がってゆくとみてよい。当該法はまた、市民参加を、地域活動施策の管理・運営委員会 (governing boards) に市民代表を入れることを通して、貫徹することを試みている。これらの委員会は、政府・自治体などの公的職員と、私的な社会福祉事業機関の代表とを含む。貧困層の代表は、貧困層自身によって、選挙された。参加社会活動諸機関 (participatory community action agencies) (CAAs) は、経済機会法の下におけるのと同様、モデル都市施策 (Model City Program) の下においても、信頼され、その設立当初、連邦政府から財政的支援を受けた。しかし、時とともに、CAAs および貧困層の両選挙の場合、市民参加の原衝動は、失速し、挫折し、そして、地に墜ちた。その理由として、貧困者層は単に参加しないという事実が、あげられる。この点について、D・P・モイニハン (Daniel Patrick Moynihan) は、次のように述べている。

(Daniel Patrick Moynihan, *Maximum Feasible Misunderstanding*, 1970, p.137.
D. H. Rosenbloom, *Public Administration*, op. cit., p.462.)

「CAAsへの選挙における投票率は、貧困層が選挙に何の関心を示さないという事実を、本質的に明示するものであった。その投票率はフィラデルフィア二・七%、ロスアンジェルス〇・七%、ボストン二・四%、クリーヴランド四・二%、カンザス・シティ (ミズリー州) 五・〇%、以上である。規模の小さい地域社会は、時によつては、高い投票率を示す。しかし、それでも、その数値が、気乗りのしない議員選挙 (a listless off-year election) のそれに近似的に等しいということすら、決してありえない」。モイニハンの主張するところによれば、低調な投票率は、政治参加という行為の裏面に、中産階級の価値観が秘かな中心として作動しつづけており、こうした価値観に、低位階層はほとんど関心をもちないという事実を、正確に反映するものといつてよい。

(D. H. Rosenbloom, op. cit. p. 462.)

モイニハンの見解にしたがうならば、貧困層が必要としたのは、金銭であり、仕事であり、住宅であり、そして、彼らが必要とした「主体性」(identity)、地域社会の構成員という「共同体意識」(a sense of community)、それに、「自己」の運命に対する「統御力」(control over their destiny)などを、はるかに越えるその他の多くのものでもある。(D. P. Moynihan, op. cit. p. 137. D. H. Rosenbloom, op. cit. p. 462.) しかし、別の論者は、次のように主張する。(See William Marrow, *Public Administration*, 1975, p. 198. D. H. Rosenbloom, op. cit. p. 462.)

すなわち、貧困層の代表制は、貧困者によって選挙された代表が中産階級の仲間と認められ、さらに、C A A sにおける中産階級の代表に、真の顧客層、すなわち、貧困層ではなく、都市の企業体に、資金を注入することを時によって従順にも許容したという、貧困者代表の性向によって、少なからず信用を落すにいたったと考えてよい。

なお、地域社会活動施策の形成と実施の主体である地域社会活動団体 (community action groups) は、自己の地域社会の改善と発展と認められる諸事項の積極的実現を目指す市民から成る自発的団体である。こうした団体には、州法に基づく法人団体設立許可書 (state charter) は、交付されていない。合衆国には、およそ二〇〇の主要な地域社会活動団体が、存在する。これらはダラスのBois d'Arc (Osage Orange=筆者) Patriotsから、クリーヴランドのCitizen to Bring Broadway Backにいたるまで、広範囲にわたり拡散している。

(see John Herbers, "Neighborhoods Activities Are Gaining Credence as a Political Force" *New York Times*, as reprinted in *The Arizona Republic*, August 12, 1979.

Nicholas Henry, *Public Administration And Public Affairs*, 7th ed, 1999, pp. 439-440.)

大部分の地域社会活動団体は、地域社会における計画と開発、住宅、無料高速幹線道路の建設、人種関係の融和、税制、教育、などの主題の収斂点に、関心を集中する。当該団体は、地域社会における成人人口の六%ないし九%を含むと推定されている。(See Frank X. Stegert, *Community Action Groups and City Government*, 1975, pp. 6-8. N. Henry, op. cit. p. 440.)

能率性・実効性・民意に対する応答性・民意による民主的統制を極大化する様々な方法で、連邦政府権力と地域社会とを調和させる公共問題の解決様式は、地域社会自治 (neighborhood governance) を目指す地方運動のなかに見出せる。こうした運動の成果の一つが、C A A sである。(see, N. Henry, op. cit. pp. 439-440.)

らに、この運動の成果は、他に二者が認められる。(Ibid, p. 440.)

その一つが、非営利組織 (nonprofit organization) の地域社会法人 (neighborhood organization) である。当該組織は、州法に基づく法人団体設立許可書を交付され (この点において CAA's と異なる)、特別都市地域 (specialized urban area) の公共の福祉のために、地域住民によって、管理・運営される。CAAs と同様、当該組織は、一九六四年の経済機会法および一九六六年のモデル都市法に基づき、設立資金を連邦政府から給付されている。当該組織の分析結果によるならば、その設立目的達成の成功記録は低調であるにせよ、地域社会法人は、住民との間に、真正な親和関係の樹立に成功した。それにもかかわらず、当該組織の理事 (directors) の選挙における投票率は、有権者の 5% 以下であるという事実を想起するならば、当該組織の代表性は、はなはだ疑問であるといわざるを得ない。(See Howard W. Hallman, "Guidelines for Neighborhood Management", *Public Management January 1971*, pp. 3-5. N. Henry, op. cit., p. 440.)

しかも、少なからざる非公式の地域社会結社が、最近、代表性という役割を果たしているようにおもわれる。(N. Henry, op. cit., p. 440)

他は、地域住民結社 (residential community associations) である。地域住民結社は、地方の不動産契約諸法規 (local real estate laws) の下に規律される住宅所有者の私的組織である。当該組織の構成員は、一般に、彼らの間から、政策形成委員会 (a policy making council) 委員を選挙し、会費を強制的に徴収され、土地の管理・運営 (land management) のような、一種の公共事業を遂行する。当該組織は、私的政府 (private governments) と呼ばれ、その数を伸長させている。一九六〇年には、当該組織数は一〇〇〇以下であったのが、一九九〇年には一三万に飛躍し、さらに、アメリカ人口の一二%ないし一五%がこれらの組織に加入している。

(Robert J. Dilger, "Residential Community Associations: Issues, Impacts, and Relevance for Local Government", *State and Local Government Review*, Vol. 23 (Winter 1991), p. 18.

(5) D. H. Rosenbloom, *Building a Legislative-Centered Public Administration: Congress and the Administrative State, 1946-1999*, 2000, pp. 5-10.

(6) Charles O. Jones, *Separate But Equal Branches: Congress and the Presidency*, 2nd ed. 1999, p. 9.

(7) 大統領が行政部に信頼を寄せざるをえない主たる理由は、行政部を構成する各省庁の長が、多様な顧客層 (constituencies) の諸

利益の間に、多方向への散乱を避け一つの連鎖を緩やかに結んでゆくという、絶妙なバランスを維持しなければならないとする事情によるものといつてよい。(Robert E. Diclerico, *The American President*, 5th ed., 2000 PP.178-181.) 大統領は、このような顧客層の一人にすぎない。

他の有力な顧客層として、一つに、各省庁内の職業行政官、二つに、当該省庁の行動に対する監督責任を有するほか、その施策を認可し当該省庁のための歳出を勧告する責任を負う議会の常任委員会、そして、議会両院内に自己の支持勢力を結成し各省庁に對して自己利益の代弁を期待する、社会における組織化された特殊利益、があげられよう。もし大統領が、このような顧客層の諸利益間の均衡の維持は自己の政策目標の達成を挫折させるものと結論したならば、そのとき、大統領は、各省庁の長である政治的行政官を罷免することになるであろう。しかし、このような場合でも、大統領は、完全な自由裁量権を保持しているわけではない。大統領は、法的になしうることで、これを政治的にはなしえないのである。大統領の法的行為と政治的行為の対照は、鮮烈といわざるをえない。大統領の行為は法と政治の二つの力学の交錯において成立するといつてよからう。すくなくからざる政治的行政官は、国民の様々な要素の間におけるのと同様、議会内に強力な支持基盤を構築しうるだけの巧知と政治的才能に恵まれている。したがって、大統領は、仮に彼らを閣内から閣外に追放したならば、多大の政治的損失を蒙ることになるであろう。げんに、ローズヴェルト政権の商務長官 (Secretary of Commerce) は、大統領と直截に對立する政策的立場を採択し、政策において大統領と図式的な對置關係の上に立つという事態が、しばしば現出した。しかし、商務長官の議会との間に牢固として確立された親和關係と財界の強力な諸利益の間に形成された強大な支持基盤とを考慮するとき、ローズヴェルト大統領は、商務長官を閣外に放逐するよりも、むしろ閣内に留めおくことが得策であるという、結論に達したのである。

(see Randall Ripley and Grace Franklin, *Congress, The Bureaucracy, and Public Policy*, 1975, p.35.)

まさに、C・クーリッジ (Calvin Coolidge) 政権の下において副大統領に就任し、いわゆる Dawes Plan の立案者であり、ノーベル平和賞を授与された C・G・ドーズ (Charles Gages Dawes) が指摘する通り、「閣僚は、大統領の生来の敵にほかならない」。(see Harold Seidman, *Politics, Position, and Power*, 1970, p.72)

(8) 現代政府は、民主制国家の規制緩和 (deregulation)、民有化 ((privatization))、政府再生 (inventing government)、以上の三者が、合わせ鏡のように対応し多声的に交響する、企業家型政府 (entrepreneurial government) へと果敢な反転を遂げつつある。財貨と用役の最大生産とその公平な分配を至上の政治課題として捉える二〇世紀の福祉型政府 (welfare government)

は、公共政策 (public policy) の対象範囲の拡張と政府規模の増大とを特色とする。〔拙著 前掲 一頁―二二頁、四九頁―五四頁 参照〕

(See also, Jos C. N. Raadschelders, *Government: A Public Administration Perspective*, 2003. H. George Fredericson and Kevin B. Smith, *The Public Administration Theory Primes*, 2003. Michael J. Whincop (ed.), *From Bureaucracy to Business Enterprise: Legal and Policy Issues in the Transformation of Government Services*, 2003. Donald F. Kettl, *The Transformation of Governance: Public Administration for Twenty-First Century America*, 2002.]

なお、(1)にいう公共政策とは、「政府による作為もしくは不作為の選択のすべて」(whatever governments choose to do or not to do)である。

(Thomas R Dye *Understanding Public Policy*, 10th ed, 2002, p.1.)

すなわち、(拙著『政治学』(一九七九年)(学術図書出版社)三頁―十四頁参照)、二〇世紀の行政国家における政府の政策と行は、《人間環境保全の秩序形成》を旨として、その固有の管轄領域である軍事、外交の両分野はもとより、社会、経済、教育、文化、科学などの、あらゆる生活領域の隅々にまで深く浸透し、そこにいる人々の多様な生活様式を巨細にわたり規制することによって、国民生活の諸相のあり方に、トータルな影響力を行使するにいたった。このため、前世紀には、国民生活の実態が、社会経済生活の調和的秩序の生成・維持・発展を旨とする政府の調整的・指導的な総合的計画の形成と実施によって、大きく左右され、私的領域がほぼ全面的に政府権力による公的規制の対象とされるという、いわゆる「生活の政治化」(governmentalization of life)と呼ばれる現象が、出現した。(David D McKean, *Party and Pressure Politics*, 1948, p.636.) 換言するならば、これは、二〇世紀の福祉型政府が、自己の政策と行為という巨腕を、社会経済文化生活の奥深くまで伸張させることによって、国民全体の生存とその将来を保障し、国民生活の維持・発展に不可欠である財貨と用役の諸種の給付を自ら積極的に展開する生存配慮の責任主体として、登場するにいたったということである。このことは、二〇世紀半ばすぎのアメリカについて言及され次の一文に、容易にうかがわれよう。

[David D. Derge, "The Congress" in Murray S. Stedman y. (ed.), *Modernizing American Government: The Demands of Social Change*, 1968, p.36]

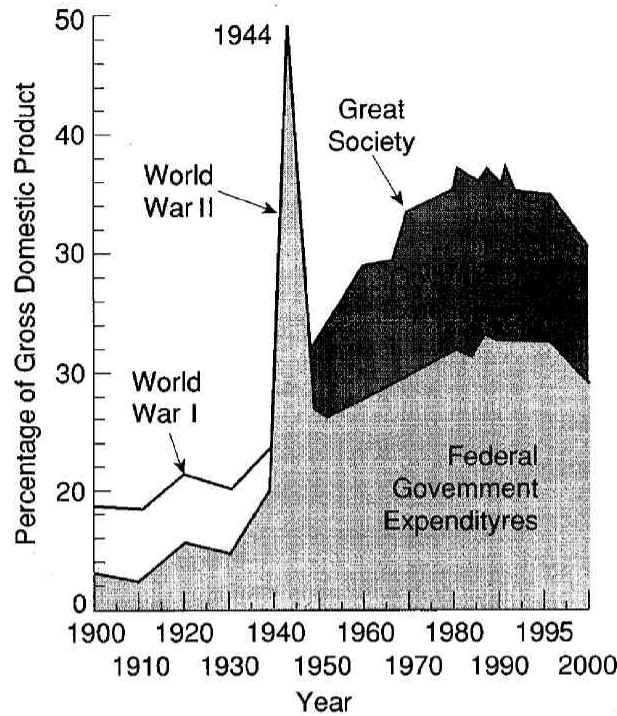


図1 政府規模の拡大

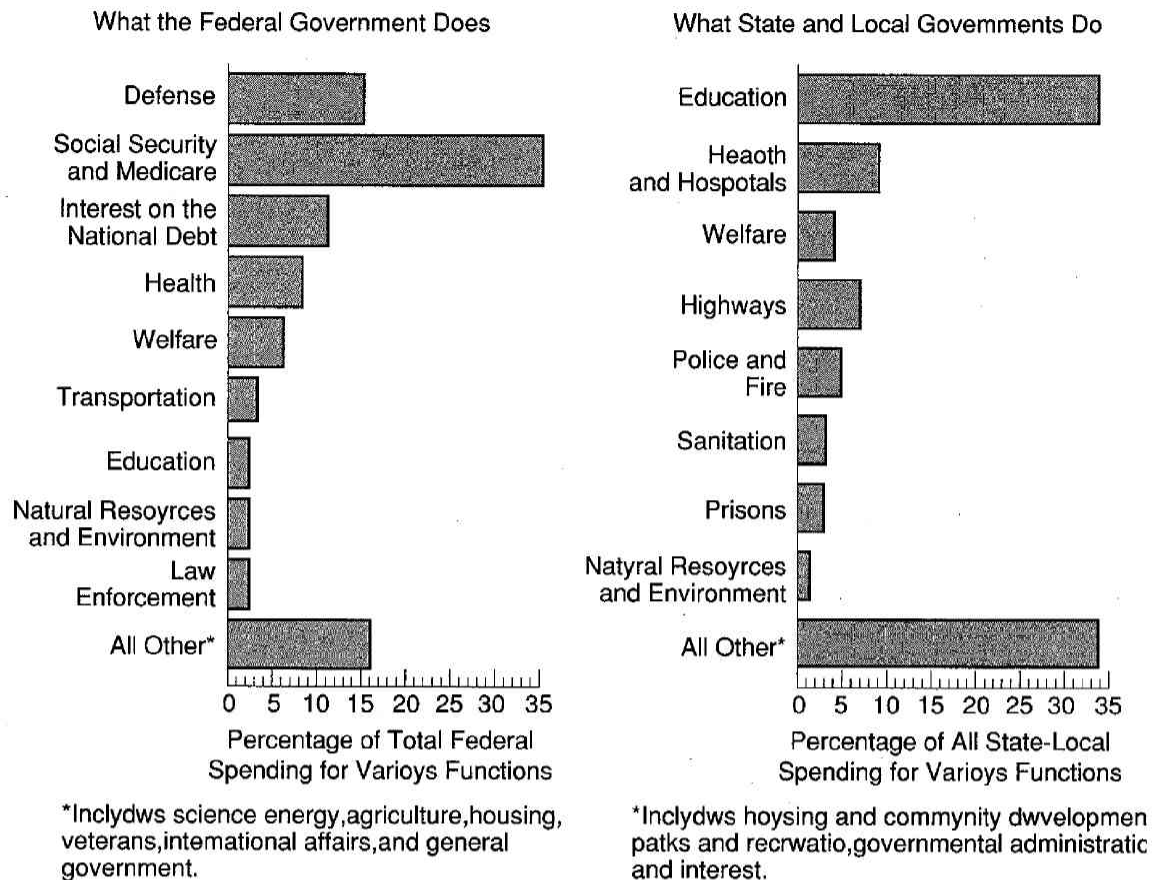
「かつては、我々の生活のなかに占める政府の増大しつつある役割について、警鐘を乱打することが、時流に適ったこととされていた。しかし、今日では、ニューディール、フェアディール (Fair Deal)、ニューフロンティア (New Frontier)、偉大な社会 (Great Society) とつた、若干を指摘しただけでも、これだけの様々な標題の下に、政府は明らかに、人々のほとんどすべての営為の所有者、管理者、推進者、規制者、あるいは協力者として、立ち現れるにいたっている」。

こうして、二〇世紀の政府は、かつてのごとく、国民の自由に対する圧殺者として、否定的に捉えられているのではなく、むしろ、国民の生存とその将来の保障に必須とされる各種の生活給付を主体的に遂行する責任者として、あるいは、社会共同の福祉を増進するための社会変革の手段として、肯定的に把握されている。

こうした政府に対する人々の認識と評価の変化は、しばしば、引用される L. D. ホワイト (Leonard D. White) の次の古典的の一句に、簡潔に示されている。(L. D. White, *Introduction to the Study of Public Administration*, 3rd ed., 1948, p.5.)

「二〇〇年前の人民は政府に対して圧政以外の何ものをも予期しなかった。一〇〇年前には、人民は政府が彼等を放任しておいてくれることを主として望んだ。今日では、彼らは、政府の多種多様の役務と保護とを期待する。西欧世界を通じて政府に対する人民の要望は不断に増加しつつある」。訳文は、長浜政寿「国家機能の文化と集中」『近代国家論』(第二部機能)(一九五六年)(引文堂)三頁による。

このような二〇世紀における政府機能の異常肥大は、もとより、その実



SOURCES: 図1, 図2ともに Budget of the United Government, 2001; Statistical Abstract of the United States, 1999.

図2 公共政策：政府の行為

体的な政策決定機構である立法、行政両部門の役割の絶対的増大を意味する。けれども、二部門の間でも、公共政策決定の主導的役割における行政部の立法部に対する相対的優位は、決定的となる。このような政府機能の拡大集中現象を、若干の数量的事例によって示すならば、次のようになる。(TR.Dye, op. cit. pp.2-3)

二〇世紀を通じて、政府は、絶対的規模においても、また、国民経済の規模との関連性においても急成長を遂げた。経済規模は、通常、GDP (Gross Domestic Product) (国家が一年間に産出した財貨と用役の総量) によって、計測される。二〇世紀の開始期には、GDP に占める政府の比率は僅か八%に過ぎなかった。さらに、政府活動のほぼすべてが、州及び地方の政府によって実施されていた。二度の世界大戦、ニューディール諸施策、一九六〇年代、一九七〇年代の偉大な社会諸施策の展開、これらすべてが、政府規模を、とくに連邦政府規模を著しく拡大させることとなった(図1参照)。国民経済との関連における政府規模の拡大は、レーガン政権 (the Reagan Presidency) (一九八一年—一九八九年) の時代に、平準化されるにいたった。レーガン政権の成立は、連邦政府が、一転して、福祉型政府から企業家型政府へと、進むべき方向を切り替えた転回点になったといえよう。一九九〇年代における経済は、政府歳出額以

上に急速に成長した。その結果、経済との関連において、政府規模は、縮小した。ここには、政府機能の新たな変奏が、穏やかに響いている。現在、連邦・州・地方の諸政府の歳出額総計は、およそ GDP の三〇％に相当する。この歳出額の三分の二以上—GDP の約二〇％—は、連邦政府によるものである。五〇の州政府と八七〇〇〇の地方政府（市（cities）、郡（counties）、小都会並びに郡区（towns and township）、学区（school districts））それに、水道などの公益事業の対象地域として、州内に設置された特別区域（special districts）の双方の歳出額を合算しても、その数値は政府歳出額全体の三分の一以下—GDP のおよそ一〇％にすぎない。

もとより政府行為のすべてが、政府歳出額に反映されているわけではない。例えば、政府による規制活動は、とくに、環境規制は、個人や事業団体に、多大の負担を課す。これらの負担は、政府予算に明示されていない。にもかかわらず、政府歳出額は、政府機能とその間の優先順位とを示す共通の指標である。図 2 に明らかのように、連邦政府は、国防を含む他の諸機能よりも、社会保障（Social Security）や高齢者医療保障制度（Medicare）などの、高齢者保護に、多額の資金を支出する。連邦政府の福祉健康増進諸施策は、予算支出額の相当部分を占める。しかし、教育に対する当該政府の財政支援は、少額にとどまる。合衆国における州並びに地方の諸政府は、公教育費の主要部分を負担する。福祉健康増進諸機能は、幹線道路の建設・維持や法律の執行以上に、予算額に占める巨費を使用する。

- (9) Richard Polenber, *Reorganizing Roosevelt's Government: The Controversy over Executive Reorganization, 1936-1939, 1966, p. 9.*
- (10) 拙著『現代行政学』四一頁—四九頁参照
- (11) Van Riper, *History of the U. S. Civil Service, 1958, p.32.*
- (12) see U. S. President's Committee on Administrative Management, *Report of the Committee on Administrative Management, 1937, p.3.*
- (13) see U. S. Bureau of the Census and Social Science Research Council, *Statistical History of the United States From Colonial Times to the Present, 1965, p.10.*
- (14) see P. Vam Riper, *op. cit., p. 372.*
- (15) *Ibid.* p.373.
- (16) *Ibid.* p.373.

- (17) D. H. Rosenbloom, *Public Administration. Understanding Management, Politics, and Law in the Public Sector*, ed. op.cit., pp.283-284.
 see also *The United States Budget in Brief Fiscal Year 1986, and 1992, 1991.*
- (18) D. H. Rosenbloom, *Public Administration*, op. cit. p.284.
- (19) *Ibid.*, p.284.
 see *The Office of Management and Budget. The United States Budget in Brief Fiscal Year 1980, 1985, p.79.*
- (20) D. H. Rosenbloom, *Public Administration*, op. cit., p.284.
- (21) *Ibid.*, p.285.
- (22) see D.H. Rosenbloom, *Public Administration*, op. cit., pp.286-287,
 and "Administrative Law and Regulation," in Jack Rabin, W. Bartley Hildreth, and Gerald J. Miller (ed), *Handbook of Public Administration*, 2nd ed, 1998, pp.595-661.
- (23) D. H. Rosenbloom, *Administrative Law for Public Managers: Essentials of Public Policy and Administration*, 2003, p.11.
- (24) C. O. Jones, *Separate But Equal Branches: Congress and Presidency*, op.cit., p.9.
- (25) U. S. Congress, *Congressional Record*, vol.86, 76th Cong., 3rd sess., 1940, p.453.
- (26) *Ibid.* p.4534.
- (27) *Ibid.* p.4533.
- (28) 行政手続法 (Administrative Procedure Act) (APA) とは、連邦政府諸機関が従うべき手続における画一性と公開性を確保することを意図する。当該法は、行政部の規制と意思決定を形成し執行する行政諸機関の運用状況を律する主要な法律である。行政手続法の定めるところは、①新たな規則の公布以前に、聴聞会の開催場所、開催年月日、それに、提案されている規則の改正内容を含む告知。②すべての告知ならびに新たな、もしくは、改正された行政部の命令・規制の「官報」(Federal Registers)への公示。なお、行政機関の命令 (administrative order) とは、行政機関が、個人もしくは私企業ないし私的組織に対して発する法的効力を有する命令をいう。③すべての聴聞会の運営における適正手続の基本原理を推進する手続の施行。④行政機関の作為もしくは不作為によって、権利を侵害されたとするすべての個人に対する司法審査請求権の保障、などである。上訴の場合、裁判所は、不

当、専断、憲法上保障された権利の侵害、事実による立証不能、議会による行政機関への委任権限の範囲の逸脱、あるいは、必須手続の違反、などと看做される行政機関の作為を、無効と宣言することが出来る。(see R. C. Chandle and J. C. Plano, *The Public Administration Dictionary*, op. cit., pp.373, 372, 381. David Schultz, *Encyclopedia of Public Administration and Public Policy*, 2004, p.9)

APA には、「規則作成法」(rule-making process)と呼ばれる要件が存在する。それは、既に指摘したように、提案された規則のすべてが、「官報」に公示されるということである。この規則が効力を発する以前に、当該規則の変容について、人々が論評し提議する機会が付与されなければならない。新規則は、公示から最低三〇日を経過しなければ、発効しない。若干の規則作成には、公聴会 (public hearing) の開催が含まれる。この要件に加え、APA は、連邦政府における規制諸機関 (federal regulatory agencies) に、自らの機能、政策、それに手続を、公開すべき旨の条項を設けている。こうしたことから、APA の基本目的は、一般人、実業、その他の諸組織が、彼らに影響を及ぼすとおもわれる連邦政府諸機関・諸機関による規制・その他の政策・手続、などに関する情報を、確実に入手しうること、保障することにある。

(D. Schultz, op. cit. p.9. URL: <http://usgovinfo.about.com/library/bills/blapah.htm>)

APA の主要目的は、規制諸機関の行動が、まず、抑制されることを確保し、次いで、その行動の影響を蒙る諸個人や私企業などに当該行動が手続的正義 (procedural justice) に適している旨、保証することにある。こうした多数の規制機関は、準立法、準行政、準司法の、三者の統治機能を使用するため、規制諸機関の作為、不作為に対する監視と統制は、欠落している。その結果、手続と意思決定においてこれらの諸機関の専断的作為・不作為の潜在性は、きわめて高いといわざるをえない。APA の目指すところは、すべての規制諸機関によって実施される手続と活動を、ある場合には規定し、他の場合には制限することによって、この潜在性を縮減することにある。例えば、行政諸機関の手続と意志決定に関する司法審査の対象を大幅に拡張することによって、当該法は、行政諸機関の独立性をすくなくならず制約した。しかし、それは、これらの諸機関による規制の実効性を変えるまでにはいたらなかった。(Chandle and Plano, op. cit., P.373.)

一九四六年制定の APA は、すくなくならざる付加諸法規によって、修正され増補されている。こうした APA と複雑に絡み合っており、これと連環し、その発展と対象範囲の拡大との促進的契機となった《断片のモザイク状》の付加的諸法規を、D・H・ローゼンブルーム (David H. Rosenbloom) (American University) の説くところにしたがって、列挙的に摘記するならば、以下のようになる。

(D. H. Rosenbloom, *Administrative Law for Public Managers*, 2003, pp.12-14, 70-79, 106-109, 119-126, 127-130, 130-133, 168. 本項に関する叙述は、とくに註記しない限り、本書による。)

一九四六年にいたるまで、議会は、行政諸機関の権能と独立性とを、統治における自己の役割と相対的な憲法構造の双方に対する重大な脅威と受け止めていた。(see D. H. Rosenbloom, *Building a Legislative-Centered Public Administration*, op. cit.) こうした事態に対応して、議会は、連邦行政法 (*federal administrative law*) の骨組みを作る A P A を制定した。

A P A ならびに州行政の地層には、少なからぬ基本的前提が、底流している。

a 行政諸機関が立法機能を遂行するとき、諸機関は、立法上の価値 (*legislative values*) によって、生命を吹き込まねばならない。

b 行政諸機関が裁決を下すとき、当該機関は、司法手続きを順守しなければならない。

c 法規・命令の施行は、公正であることを要し、相対的に節度を保ち、司法審査に服さなければならぬ。重要なことは、議会が、これらの価値を推進するために、若干の行政上の費用効果性 (*cost-effectiveness*) を、積極的に犠牲に供したという点である。A P A の主唱者が、このことを、肯定的に指摘するように、上院司法委員会 (*Senate Judiciary Committee*) は、「A P A 法案が、行政諸機関の運営現況に、付随的な、あるいは、起こりうる不都合な状況、もしくは、現況の変更、などを促す危険を犯してまでも、私的部門の当事者 (*private parties*) を、適切に保護しなければならないとする立場を堅持した」。(U. S. Congress, *Congressional Record*, vol.92, 79th Cong, 2nd sess. 1946, p.2150.)

規則作成の観点から、別の A P A 主唱者が説明したように、「来る日も来る日も、議会は、立法の作成に際して、国民の利益と要望とを、考慮してゆかねばならない。行政諸機関は、議会がこれらの諸機関に委任した立法機能を使用するとき、なぜ我々のようにしないのか、理由がわからない」(*Ibid.*, p.5756)。A P A 制定以前には、行政機関による裁定 (*ruling*) は、公式書状 (*form of letters*) の形式で行われた。非公式の公聴会の開催においても、行政諸機関の行手に何も遮るものはなかった。しかし、市民が公聴会を開くとき、それは、行政官、すなわち、行政機関の長の好意によるものであった。(U. S. Congress, *Congressional Record*, vol.86, 76th Cong, 1st sess. 1940, p.13668.)

このような展望に立つならば、A P A は、「連邦政府の諸機関によって、いずれにしても、諸事につき統制を受け、あるいは、規制される多数のアメリカ国民のための権利章典」(U. S. Congress, *Congressional Record*, op. cit., p.2190.) と考えられたのである。行

政部による裁判を定めた条項は、司法手続と憲法上の適法手続を、範型としている。

APAは、立法部もしくは行政部による審査を規定していない。しかし、APAは、法規の実施とその他の行為に関する司法審査が行われるとする事態を、確実に予想している。APAは、「行政機関の行為に基因する権利の侵害を蒙り、あるいは、関連法規の意味の範囲内において、行政機関の行為によって、不利な影響を受け、あるいは、不当に処遇されたとする個人は、当該事項に関する司法審査を求める権利を有する」(a person suffering legal wrong because of agency action, or adversely affected or aggrieved by agency action within the meaning of a relevant statute, is entitled to judicial review thereof (section 702))と定める。さらに、APAには、多くの透明条項 (transparency provision) が含まれる。そのなかには、行政機関は、自らの組織、規則、裁定、そして、運営法に関する情報を公表し、自らの公式記録を、「適切かつ直接にかかわる当事者」(persons properly and directly concerned) (section 3) が利用しようという一般的期待が含まれる。

APAは、連邦政府の行政過程が、責任の公開性 (openness for accountability) という基本的な民主主義の憲法上の諸価値を包含すべき旨要求する綱領として、いまもなお、機能している。政策形成における民意の代表と民衆参加、法の支配の順守に対する司法審査の可能性 (reviewability)、諸個人の公平な処遇に対する適法手続、そして、私的部門の当事者や団体を規制する際ににおける合理性の追求、などが、これらの価値に当る。

APAの発展と対象範囲の拡大を促した付加的法規として、第一に、一九六六年制定、一九七四年・一九八六年・一九九六年改正の情報公開法 (Freedom of Information Act) をあげることができる。当該法は、APAに内包されている透明条件を、少なくとも拡大している。

情報公開法とは、「政府が所有する情報への合法的に実践しようする入手権を、社会の成員に給付する」(that provide members of the community with a legally enforceable right of access to information in the possession of government) 規制および法律として定義される。(Spencer Zifcak, "Freedom of Information", in Jay Schatz (ed.), *International Encyclopedia of Public Policy and Administration*, 1998, pp.941-942.) 最初の情報公開法は、一七七六年に、スイスで導入された。しかし、現代の合衆国における情報公開は、一九四六年のAPAの制定にいたるまで発展することはなかった。APAのこの件に関する条項は、初歩的なものであり、素朴であった。しかも、これらの条項には、実効性がともなわなかったといつてよい。そこには、「法規によって要求される特別の場合を除き、公式記録の記載事項は、公示の規則にしたがい、適切かつ直接にかかわる当事者に利用されるものとする。ただ

し、正当な理由があると認められる場合には、情報は機密とされる」[save as otherwise required by statute, matters of official record shall in accordance with published rule be made available to persons properly and directly concerned except information held confidential for good cause found. (section 3 (c))] と記されている。市民が、「適切かつ直接にかかわる」自らの状況を立証する必要性と、曖昧な《正当な理由》に基づき情報を抑制しようする行政機関の能力との拮抗にあつて、APAは「情報開示を推進しようとする明白な議会意図」(the clear intent of the Congress to promote disclosure) (U. S. Senate, Senate subcommittee on Administrative Practice and Procedure, 93rd Cong., 2nd Sess. *Freedom of Information Act Source Book*, 1974, pp.6-7) の存在にもかかわらず、かえつて行政部による情報抑制の基礎となるにいたつた。(Ibid. pp.6-7) 一九六六年の情報公開法 (FOIA) は、これらの諸問題を解決するための努力の過程で産み出された、APAを修正した法律である。

FOIAは、制定当初から、関連事項四者の均衡の上に成立していた。自由検索・閲覧 (open access)、秘匿権 (privacy)、必須秘密事項 (necessary security)。それに、政府の情報収集能力 (government's ability to obtain information) がこれである。FOIAは、すべての個人に情報入手権を付与することによつて、情報の検索・閲覧を促進する。もとより、情報の検索・閲覧に際して、個人が、求める情報に《適切かつ直接にかかわる》ものとする要件は、存在しない。何びとも、いかなる情報についても公開を請求することができる。ただし、行政機関が要求する公開手数料は、情報の用途に応じて変化する。

各行政機関は、文書の検索・複写の費用を独自に定める裁量権を所有する。そのように定められた費用が二五〇ドルを越える場合、当該費用は、前もつて支払われなければならない。一九九六年のFOIAの修正では、手数料は、三種に分類された。①商業・取引目的のために情報が利用される場合、利用者は、文書の検索、複写、閲覧の費用を合算して支払う。②教育機関・非営利団体、そして、ニュースメディアは、文書の複写費のみで足りる。③その他の場合には、すべて、利用者は文書の検索・複写の費用を負担する。(D. Schultz, op. cit., pp.178-179)

FOIAは、行政機関に、自らの裁量による情報抑制を許容する。FOIAには、九項目に関する情報の非公開が、定められている。《免除項目》(exemptions) が、これに当たる。これを示せば、以下のようになる。(拙著 『現代行政学理論』(一九九四年)(嵯峨野書院) 一七三頁—一七九頁参照)

- ① 行政命令によつて機密保持が特に要求されている国防ないしは外交政策に関する情報。
- ② 行政機関内部の人事規則及び慣行に関する情報。

- ③ 制定法によって特に開示を禁止され、あるいは、規制されている情報。
- ④ 《第三者から入手した、免責特権のある、あるいは、内密の、通商上の秘密事項及び商業上ないし金融上の情報》(Trade secrets and commercial or financial information obtained from a person and privileged or confidential)
- ⑤ 行政機関と訴訟上対立する当事者に、法律上閲覧が認められていない行政機関相互間、あるいは、行政機関内における、書簡もしくは覚書。
- ⑥ その開示が、個人の秘匿権に対して、明らかに不当な侵害が生ずるおそれのある人事及び医学上の書類、ならびに、これに準ずる書類》(personnel and medical files and similar files the disclosure of which would constitute a clearly unwarranted invasion of personal privacy)
- ⑦ 法律の施行記録。ただし、当該情報の開示が、個人の秘匿権に対する明らかに不当な侵害を招くおそれのある場合、あるいは、法律の施行手続、公正な裁判と聴聞、秘密情報源、調査と訴追、それに、個人の身体の安全性、などを損なうおそれのある場合は、この限りではない。
- ⑧ 金融諸機関に対する規制に関連する情報
- ⑨ 《油井に関する地図を含む、地質学・地球物理学の情報と資料》(geological and geophysical information and data, including maps, concerning wells)
- 以上である。

FOIAの対象は、広範囲にわたり、CIA (Central Intelligence Agency)、FBI (Federal Bureau of Investigation)、軍部、諸省庁、独立規制委員会、そして、公社などが、これに含まれる。同じく、FOIAは、大統領府 (The Executive Office of the President) における行政管理予算局のような法的責任 (statutory responsibilities) を負う構成単位をも対象とする。しかし、経済諮問委員会 (The Council of Economic Advisers) のような、純然たる勸告機関は、対象外である。もとより、議会、司法部、あるいは、大統領も、対象から外される。

情報公開法に規定された既述の九項目にわたる免除条項は、Ralph Naderやその他の批評家が説くように、行政諸機関によって、市民への情報の提供を、いつに拒否しようするように、広義に解釈されたといつてよい。(拙著 前掲一七五頁)

げんに、一九七二年に、下院政府運営委員会 (House Committee on Government Operations) は、情報公開法は、政府所有の情

報に対する市民の接近を、アメリカ史上、はじめて可能にしたという、自らの陽面の裏面に、情報公開への過大な障害を陰画的に浮上させたと報告している。この報告によるならば、情報は、しばしば、行政上の過誤、資金の浪費、あるいは、政治的難局、などを回避するために、公開を抑制され、過度の機密種別化を蒙り、開かれた外界の光線の下で捉えられることなく、市民の視界から遮られたのである。(House Committee on Government Operations, *Administration of the Freedom of Information Act, 1972*, p.8. 拙著 前掲 一七五頁)

そればかりか、FOIAの下では、以下の三事態が、その大きな疾患として表面化するにいたった。(前掲 一七五頁) その一は、当該法の下において分類、整理された記録に対する市民の請求への応答に際して、行政機関の側に、すくなくとも《官僚的遅滞》が、認められるという事態である。その二は、文書の検索と複写の行為に対する《過度の代価》を要求する行政機関が、散見されるという事態である。その三は、裁判所に訴訟を提起する原告が負担すべき弁護士費用ならびにその他の訴訟費用の《巨額化》の傾向である。こうしたことから下院政府運営委員会は、一九七二年に、「情報公開法の能率的運用は、連邦官僚機構による五年間におよぶ足枷によって妨害されるにいたった」という、適切な結論を下したのである。(see Harold C. Relea (ed.), "A Symposium on the Freedom of Information Act," *Public Administrative Review*, vol.39, July/August, 1979) pp.310, 310-332. 拙著 前掲 一七五頁)

そこで、議会は、一九七四年十一月に、政府運営の実態に対する市民の認識を、一層、容易にし、併せて、彼らの情報開示の請求に対する行政機関の応答期日を短縮するという明確な観念にたつて、既存の情報公開法に、その当時におけるG・R・フォード(Gerald R. Ford) 大統領による拒否権行使を乗りこえて、若干の修正を施した。その修正点は、以下の七項目に要約することができる。(拙著 前掲 一七六頁—一七七頁. Congress, House Committees on Government Operations, (and) Senate Committee on the Judiciary, *Freedom of Information Act and Amendments of 1974* (P. L. 93-502). Source Book, Legislative, History, Texts, and Other Documents, *Public Papers of the Presidents: Gerald R. Ford-1974, 1975*, pp.374-376.)

- ① 裁判所は、公開を要請されている係争中の記録が、当該法の免除条項の下における強制公開の免除事項に該当するかどうかを決定するために、これらの記録を《内幕に》(in camera) 審理することができる。
- ② 行政機関は、年四回もしくは年四回以上頻繁に、政策声明・行政部職員使覧・命令のような、諸資料を確認するための索引を、

有料あるいは無料で、公開し配布しなければならない。ただし、政府諸機関がこうした索引の非公開を決定している場合には、複写費の納付によって、その複写を入手可能のものとしなければならない。

③ 情報公開の請求に当って、市民は、請求すべき記録を《合理的に記述する》(reasonably describe)だけで足りる。旧法下におけるごとく《正確な記録》(identifiable records)を記述する必要はない。

④ 各行政機関は、文書の検索と複写のための合理的な標準代価を規定する画一的料金表を公示しなければならない。

⑤ 行政機関は、請求の可否について、請求受理の当日から休日を除く一〇日以内に、意思決定を行わなければならない。もし請求者に不利な意思決定が下された場合、当該機関は、請求者に、当該機関の長に対する控訴権の行使を、勧告することができる。

こうした控訴権の行使がなされた場合、当該機関の長は、その受理した日から休日を除く一〇日以内に行動を起こさねばならない。(一九九六年の改正法では、さらに二〇日がこれに付加される。)

⑥ 裁判所は、原告が《実質上勝訴》(substantially prevail)した場合に、合理的な弁護士費用及びおよびその他の訴訟費用の支払を政府に課することができる。

⑦ 裁判所が、特定の行政機関による情報の抑制を囲繞する諸般の事情から、当該機関の職員は、専断的に、もしくは気紛れに行動したのではないかとする疑念を表明せざるをえないという、書面による事実認定を公表したとき、人事委員会は、このような情報の抑制に対して主たる責任を有する当該機関の幹部あるいは事務官に、懲戒処分がなされるべきであるかどうかを決定するために、遅滞なく手続を開始しなければならない。

人事委員会は、当該機関の執行当局に対して、委員会独自の事実認定と勧告とを提出しなければならない。当該機関の執行当局は、人事委員会が勧告する矯正処置を直ちにとるものとする。

一九七四年改正の情報公開法について、その改正の一役を担った「政府情報と個人諸権利に関する下院政府運営小委員会」(House Government Operations Subcommittee on Government Information and Individual Right)の委員長を歴任したペンシルヴェニア州選出の民主党下院議員W・S・ムーアヘッド(William S. Moorhead)は、「我々の改正作業の主要目標は、民主主義を常に躍動させることにあった。私は、この法律の改正によって、アメリカに、きわめて開放的な政府形態が出現するにいたったと断言してよいとおもふ」と述べ、いわば、自画像に讃辞を呈している。[see Joel Havemann and Sarah E. Warsen, "The Legal Twists and

"Twirls of the Freedom of Information Act", *National Journal* (June 17, 1978) pp.986-971.]

けれども、フォード大統領は、このような修正案に対して、拒否権を発動した。その理由は、大統領が、こうした修正案は国家の安全保障、外交関係、それに、調査資料についての個人の秘匿権などを侵害するものと、確信したためにほかならない。大統領は、また、連邦裁判所の判事は、彼等が全く専門的な知識や意見を有していない高度の慎重さを要する錯雑をきわまる領域において、情報の機密種別化に関する主導的な意思決定を行うべきではないとも、述べている。こうした情報の可及的抑制を企図する行政部幹部と情報の全面的公開を要望する主唱者との間における深刻な対立は、すべての行政機関が、一機関を除き、この修正案に対する拒否権の発動を、フォード大統領に対して一体となつて勸説したという単純な事実の中に、その水頭の一点を露に示しているといえよう。なお、当初の情報公開法に不満を表明していた情報の全面公開の主唱者は、前述の専断的あるいは気紛れに行動する行政諸機関の職員に対する修正法における罰則条項の存在を、当該法に実効性を保証する唯一の堅城として把握し、この条項に積極的評価を与えている。(拙著 前掲一七七頁—一七八頁)

一九九六年に、議会は、電子情報公開法 (Electric Freedom of Information Act) (EFOIA) を通過させた。EFOIAの目的は、オンラインに公表された資料の公開問題を解決することにある。EFOIAは、コンピューターで処理される記録 (computerized records) は、一九六六年制定のFOIAが定める指針 (guidance) に服すべき旨、明記している。EFOIAは、行政機関に、当該機関の政策ならびに規則を、インターネット上に公表すべきことを要求する。以前には、行政機関は、当該機関の解説、機能、そして、手続を、《官報》に公示することを求められた。EFOIAの下では、行政機関は、こうした情報を、インターネットに公表し、《電子閲覧室》 (electric reading room) において、自由に閲覧させねばならない。EFOIAの規定するところによれば、行政機関は、印刷・インターネット上のいずれを問わず、情報公開の請求に応えるために、公表されているすべての資料を、探索しなければならない。行政機関は、印刷、コンパクト・ディスクなどを含む、要求される如何なる形式によつても、情報を提供する義務を負う。(D. Schultz, op. cit., P.178.)

EFOIAの指針に従うのは、行政機関のみである。大統領は、当該法の対象外である。大統領に対する助言と勧告のみを遂行する行政機関も、同様である。大統領に対する助言と勧告に加えて、他の機能を行うとき、当該機関は、FOIAの指針の軌道から、逸脱することはできない。また、公団や公共放送機関のように、政府によつて設立されても、現実に行政機関ではない団体も、FOIAの指針の効力は及ばない。こうした団体は、情報を開示しなくてもよい。仮に、こうした団体が、既存の行政機関のために

調査・研究を進めたとして、調査・研究そのものは、FOIAの指針の引力圏外にある。なぜなら、当該行政機関が、現実に調査・研究を行ったわけではなく、また、機密保持という同意を得て、その情報入手したとは、いい難いからである。[Ibid., p.179. see Charles R. McClure, Peter Herson, and Harold Relyea (ed.), *United States Government Information Policies: Views and Perspectives*, 1989.]

Herbert N. Foerstel, *Freedom of Information and the Right to Know: The Origins and Applications of the Freedom of Information Act*, 1999.

Maarten Botteman, et al., *Public Information Provision in the Digital Age: Implementation and Effects of the U. S. Freedom of Information Act*, 2001.]

FOIAの執行は、高額の経費を要し、すくなくならず訴訟の対象となり、しかも、時間の浪費をとまなう。これは、衆目の一致するところである。FOIAの問題点の一つは、確かに、行政機関における作業量の急進と経費の増大である。(拙著 前掲 一七八頁) 例えば、FBIの場合、当該法に基く情報公開の請求に対する応答事務に当たっていた職員は、一九七四年には僅か八名であったのに対して、一九七〇年代末には、その職員数は、三〇五名へと三八倍強に急増するにいたっている。同じく、一九七七年におけるCongressional Research Serviceの算定によるならば、全行政機関が、当該法にもとづく情報公開の請求に対する応答事務のみに要した費用は、二〇〇万ドルを優に越えている。しかも、他の行政事務の分野から当該事務の分野に、大幅な職員の配置転換も行われた。また、別の統計によれば、一九八〇年におけるそうした総費用は、五〇〇万ドルに達している。さらに、二〇〇〇会計年度の場合、司法省 (Department of Justice) のみで、一三万五〇〇〇以上の情報公開の請求と四五〇〇の訴願 (appeals) とを受理した。司法者は、FOIAの関連活動に六九〇〇万ドル以上を投入している。(Suzanne Piotrowski and D. Rosenbloom, "The Problem of Nonmission Based Values in Results Oriented Public Management: The Case of Freedom of Information," *Public Administration Review*, vol.62 (November/December, 2002), pp643-637.

FOIAの他の問題点は、情報公開請求者の層の特定化もしくは動機の不純性である。(拙著 前掲 一七八頁—一七九頁) 今日、当該法にもとづく情報公開の請求の大部分は、政治の廓清と衆民政の積極的実現とを企図する改革運動者や知識層から提示されたものでは決してない。情報公開請求の実に四分の三は、企業あるいは法律事務所によって提起されている。このため、政府への情報の提供を要請される企業の情報が、FOIAを活用することによって、当企業の秘密を首尾よく抽出しようとする競争企業の

によって利用されるとする、多くの企業からの苦情は、後を絶たない。したがって、こうした種類の情報の公開を差し止めるための企業による裁判所への提訴は、今日遞増傾向にあるといつてよい。企業、法律事務所に次いで拡がる、当該法にもとづく情報公開請求者の扇形の外延は、既決囚もしくは刑事被告人である。この場合、収監中の凶悪犯が、自己の犯行の警察当局への密告者を、第三者に殺害させる目的のために、当該法に基づき入手した情報を利用したという、極端な事例すら存在する。ここに、FOIAの立法意図からは、およそ予期されざる異様な面貌が、さらされていよう。(拙著 前掲 一七八頁—一七九頁)

FOIAには、確かに、幾つかの問題が伏在している。加えて、すくなくならぬ行政諸機関は、当該法における立法の意図や趣旨を、尊重も順守もしていないとする数多の不満の倍音をも、当該法は、複雑に響かせている。けれども、FOIAには—修正法も含めて—、その主調低音として、当該法は、さもなくば享受しえなかつたであろう豊富な情報の入手を市民に可能にしたとす一条の旋律が、明快に鳴り響いているという事実は、否定すべくもない。(なお五〇州の三分の二以上の州が、FOIAと同種の法律を制定している。)(拙著 前掲 一七九頁・see also Piotrowski and Rosenbloom, op. cit.)

ある識者は、もし《人民のための政府》(the people's government)が、いかに頻繁に、その目的の達成を挫折させているかを、《建国の父祖》(the Founding Fathers)が知らないとしたら、彼らは、FOIAを誇りにおもうであろうと、述べている。(see Jerry Mashaw, Richard Merrill, and Peter Shane, *Administrative Law*, 1992, p.697.) FOIAに関する確かな評言としては、最高裁判所判事D・ウォード (Patricia Wald) の次の言葉があげられよう。(Peter Strauss, Todd Rakoff, Ray Schotland, and Cynthia Farina, *Gellhorn and Byrse's Administrative Law: Cases and Comments*, 9th ed. 1995, p.909.)

「FOIAのようなもの (something like [FOIA]) が、アメリカ国民とその政府との間に、濃霧と鉄とのカーテン、(curtain of fog and iron) が立ちこめるのを防ぐために、案出されなければならなかつた。…「しかし、」他のすべての基本的自由と同様に、FOIAは、時には、価値あるものを傷つけ、ある場合には無価値なものを救う」。

関連法規の第二は、公共政策の形成に当たって、行政機関が諮問委員会 (advisory committees) を活用する際における代表性と透明性を高めることを意図する一九七二年制定の連邦諮問委員会法 (Federal Advisory Committee Act) である。

一九六〇年代・一九七〇年代には、行政部の公共政策形成過程における広範囲に及ぶ集団代表性と公共利益に対するすくなくならざる配慮の双方に対する政治的要望は、最高潮に達した。この時期に、FOIA、議事公開法 (the Government in the Sunshine Act) (一九七六年) それに、連邦諮問委員会法 (FACA) などが、制定されている。行政機関が、こうした新たな法律や政治的

雰囲気 (political mood) に応答してゆくにともない、議会・特殊利益 (とりわけ実業利益) ・官僚機構の三勢力の連合体として公共政策決定過程に大きな影響力を行使する、いわゆる《鉄の三角地帯》 (iron triangle) のイメージは、より開放的にして直接参加様式の《係争問題ネットワーク》 (issue networks) あるいは《政策ネットワーク》 (policy networks) を表現するイメージへと直線的に移行する。[see Hugh Heclo "Issue Networks and the Executive Establishment," Anthony King (ed), *The New American Political System*, 1978, pp87-124. Larry N. Gerston, *Public Policy Making: Process and Principles*, 1997, and 2nd ed., 2004. Walter J. M. Kickert, Erik-Hans Klijn, and Joop F. M. Koppenjan (ed), *Managing Complex Networks: Strategies for the Public Sector* 1997.]

これらのネットワークは《統治構造の公式境界の内外における》 (inside as well as outside the formal boundaries of government) 多様な諸集団と諸個人から構成される。彼らは、諸種の政策領域に関する技術的知識と関心を共有しているにもかかわらず、必ずしも同一の政治的展望を抱いていない。例えば、エネルギー政策は、かつて、石油企業・電力会社などの経済的諸利益の支配するところであった。けれども《係争問題ネットワーク》は、環境整備・資源確保などを目指す諸集団を、《公共政策形成 (法規制定) 過程》 (policymaking (rulemaking) process) に、新たに投入するにいたっている。これが、《混成法規制定》 (hybrid rulemaking) である。

連邦政府における行政諸機関は、久しきにわたり、法規制定の日程表の設定、提案されている法規の文書化、そして、その他の政策形成諸活動において、自らを嚮導すべき準統治諮問委員会 (quasigovernmental advisory committees) を編成し活用するものが、通例であった。こうした委員会は、相対的に狭隘な焦点を有しているにすぎない。例えば、単一の地理上の区域、農産物、動物、食品、疫病、化学、技術などが、これである。諮問委員会制は、流動的である。換言するならば、栄枯盛衰が、著しい。諮問委員会には、例えば、Cascade Head Scenic Research Area Advisory Committee, National Advisory Council on Safety in Agriculture, National Cotton Marketing Study Committee, Cattle Industry Advisory Committee, National Advisory Council on Child Nutrition, Advisory Committee on Hog Cholera Eradication, Expert Panel on Nitrates and Nitrosamines, National Peanut Advisory Committee, Raisin Advisory Committee などがある。行政機関のみならず議会も、このような委員会を設立している。一九九八年には、連邦政府における五五の省庁は、八九二の諮問委員会を擁し、その委員総数は四万一二五九名に達する。これらの委員会は、五八五二の会合を開き、九七三の報告書を刊行している。(see U.S. General Services Administration, *Twenty-seventh*

Annual Report of the President on Federal Advisory Committee, Fiscal Year 1988, 1999.)

諮問委員会は、時には、政府の《強力な第五部門》(a powerful fifth branch)と看做される。(因みに第四部門は行政諸機関である) (U.S. Senate, *Federal Advisory Committee Act*, op cit., pp.48, 217, 293, 299-300.) 委員会には、定評のある重要性の認識が、一般に、成立しているにもかかわらず、委員会は、他の諸利益を犠牲にして特定利益を優先させる偏局的な態度を示したり、諸利益の間に紛争を惹き起し、あるいは、行政機関に対する不当な影響力を行使するという懸念が、委員会には、常につきまとう。

一九七二年の連邦諮問委員会法は、当該委員会に内在する権力乱用の潜在性を減退させることを意図している。当該法は、委員会は、《代表される見解と遂行されるべき機能との観点から、公正に均衡を保たなければならぬ》(fairly balanced in terms of points of view represented and the function to be performed) (section 5)と明定する。同じく、当該法は、委員会は、《任命権者もしくはいかなる特殊利益によっても不当に影響されてはならない》(will not inappropriately influenced by appointing authority or by any special interest) (section 5)と定める。さらに、当該法は、告知 (public notice)・公開集会、(public meetings)そして、報告義務 (reporting requirements) の活用を通して、透明性を高める。なお CIA、連邦準備制度 (Federal Reserve System) などの、連邦政府職員のみから構成される諮問委員会には、当該法は適用されない。

連邦諮問委員会法は、諮問委員会制度の立法・行政両部門による共同運用を予想している。議会の常任委員会は、自己の管轄権の下におけるこうした諮問委員会の活動を審査し、当該諮問委員会は他の諮問委員会に併合されるべきか、全面的に廃止されるべきか、あるいは、その責任を修正されるべきか、などを決定する職務を課されている。OMBもまた、諮問委員会の現状を審査し、委員会の実効性を向上させるための指標を示す役割を、果たしている。

連邦諮問委員会法 (FACA) の全体を貫く趣旨は、諮問委員会制度の存在と活動を《公明・率直》(above-board) にすることにある。当該法は、諮問委員会の会合の開放性を一般原則とする (section 10)。会合開催の告知は、「官報」に公表されねばならない。しかも、「利害関係者は、何びとも、いかなる諮問委員会にも出席し、そこで意見を陳述し、あるいは、意見書を提出する」ことを許される。(interested persons shall be permitted to attend, appear before, or file statements with any advisory committees)。(section 10 [a] [3]) FACAは、会合の詳蜜な議事録を保存する旨規定するほか、この記事録と同様に、報告書、調査・研究の中間報告、そして、研究論文などを含む、諮問委員会に給付された、文書化された資料に対する市民の接近と入手の権利を定める。なお、FOIAの下では、これらの文書は、免除項目として、公開を抑制されることがある。

FACAは、諮問委員会を構成するのは何者であるかを争点とするすくなくならぬ訴訟を産みだす。不当な秘密主義に対する救済策は、諮問委員会の作成した報告書の使用を禁止する裁判所の命令 (court injunction) を含む。しかし、若干の場合、明白な法律違反はFACA違反に対してすら、救済策は、存在しない。ただし、再発防止の救済策は、この限りではない。(P. Strauss et al., op. cit. p.957.) 大統領主導の諮問委員会に対する反対論は、権力分立制と行政特権 (executive privilege) の双方を含む憲法上の問題を提示する。「この」いう行政特権とは、『機密保持の原理』ともいわれ、議会・裁判所・公衆などによる情報公開の要求という苛烈な風波に対して、情報抑制を目標に行政部のために築造された防波堤である。それは、大統領が、自己もしくは行政部の所屬に属する文書ないし情報を、議会、司法部、その他に提供することを拒絶しうる憲法上の権限を保持するという『主義』 (doctrine) を指す。もとより、この意味における行政特権は、憲法に明確に規定されている権限ではなく、『憲法上推定される権限』 (an inferred power) にすぎない。けれども、行政特権は、すくなくならぬ大統領によって、議会の常任委員会における自己の『親密な助言者』 (intimate advisers) の証言の拒絶を正当化する意図の下に、様々に解釈されている。拙著前掲一七九項、一九一項参照。 see also *United States v. Nixon* 418 U.S.683 (1974). Raoul Berger, *Executive Privilege: A Constitutional Myth* 1974. Mark J. Rozell, *Executive Privilege: The Dilemma of Secrecy and Democratic Accountability* 1994 and 2nd ed. revised 2002. Lewis L. Gould, *The Modern American Presidency: Foreword by Richard Norton Smith*, 2003, pp119-120 226-227. D. Schultz, op cit. pp144-145]

最近における最も著名な事件は *Association of American Physicians and Surgeons, Inc. v. Hillary Rodham Clinton* 997F. 2d 898 (1993) である。

The First Lady である H. R. クリントン (Hillary Rodham Clinton) 夫人は FACA の立法目的からいって、連邦政府の職員であるのかどうか。もし夫人が連邦政府職員ではないとしたら、大統領の国民健康管理改革に関する特別調査委員会 (the Presidents Task Force on National Health Care Reform) は、諮問委員会となり、この委員会の非公開の会合は、FACA に違反する。ある最高裁判所判事が指摘したように、『精巧な法規の解釈』 (dexterous) を『陰險な法網回避の主張』 (the point of disingenuous evasion) に適用することによって、裁判所は、大統領夫人が、すくなくとも FACA の文脈の中に置いたとき、連邦政府の職員であると結論を下した。裁判所は、当該判決のなかで、有用な指針を与える四者の一般原理を、明確に示している。 [*Association of American Physicians and Surgeons, Inc. v. Hillary Rodham Clinton* (1993)]

- ① 「諸個人の集合体としてではなく、集団として、助言、もしくは、勧告を行うことを要請されるならば、当該集団は、F A C A の諮問委員会である」。
 - ② 「F A C A と深くかわるために、大統領、もしくは、大統領の下僚は、ほぼ、組織化された構造、確定した成員、そして、個別具体の目的を有する諮問委員会を、創設しなければならない」。
 - ③ 「政府幹部全員から成る諮問委員会が、一時の会合に、顧問 (consultant) を加えたとしても、顧問は、現実に諮問委員会の構成員ではない故に、F A C A は、発動されない」。
 - ④ 「F A C A が現実に適用されるかどうかを決定するために、我々が、特定の集団、もしくは、委員会を調査するとき、当該集団の目的、構造、そして、人事の諸点に関して、広範囲にわたる多様性が存在するという事実は、留意されねばならない」。「集団として公表されている助言を行うために結集された」 (brought together to give publicized advice as a group) 私的な市民 (private citizens) から構成され、目的・構造・人事の観点から形式を整えている公式集団 (formal groups) は、明らかに F A C A の適用対象となる。「相互に堅密に協力することのない単なる諸個人の集積体に政府が助言を求めるといふ、不定形の態勢 (unstructured arrangement)」は、当該法に規制されることはない。
- 以上である。

F A C A の将来を予測することは、至難である。一方、当該法は、公私両部門の提携関係が通例である、政府再生に対して、重要な意味を有する。すくなくならざる公私両部門の提携関係の樹立のための会合は、当該法の管轄下にある。ヒラリー・クリントン夫人事件は、連邦政府における公共政策形成を遅延させるために当該法を利用しうる可能性に、世人の耳目を集中させた。他方、当該法の違反に対する救済策は、いままでのところ、進んでいない。

第三は、秘匿権保護法 (Privacy Act of 1974) (一九七四年) である。

アメリカ社会には、「情報の自由な流れへの強靱な要望対個人の秘匿権擁護への関心」 (the desire for the free flow of information versus the concern for maintaining individual privacy) の間におけるこの社会に固有の緊張関係が存在する。(Alexei Pavlichev and G. David Garson, *Digital Government: Principles and Best Practices*, 2004, pp.135-136.)

この緊張関係は、立法における議会の様々な声明のなかに、同じく、法の下における外観上矛盾する責任の履行方法に関する行政機関から行政機関への指針のなかに、凍結状態で封じこめられている。例えば、一九九五年の文書業務削減法 (Paperwork

Reduction Act of 1995) の通過に際して、上院政府問題委員会 (Senate Government Affairs Committee) は、自らの所信を表明し、「政府によって確保された情報は、統制的・体系的な方法によって管理・運営されるならば、政府と社会に対して、貴重にして有益な資源となる」と述べ、情報の自由な流れの重要性を、次のように指摘している。(Senate Report 104-8 on P.L.104-13, p.6. Pavlichev and Gerson op. cit., p.136.)

「電子情報時代 (the electronic information age) の到来は、連邦政府に、政府所有の情報をアメリカ国民が容易に入手しうるよう、継続的責任を履行すべき新たな機会と義務とを付与する。他方、立法は、アメリカ国民に、政府所有の情報を、改良された形式による、とりわけ、電子書式 (electronic format) による、流布を、規定することによって、こうした要望にこたえてゆく」。

しかし、こうしたまさしく同一の技術的趨勢は、情報秘匿に対する関心を提起する。議会は、一九七四年の秘匿権保護法の制定に臨んで、次のようにいう。(Public Law 93-579, Section2. Ibid., p.136.)

「増大の一途を辿るコンピューターと高性能の情報技術の活用は、政府の能率的な運営に不可欠であるにせよ、他方に、個人情報の収集、保存、使用、あるいは、流布の際に起こりうる個人情報秘匿権に対する侵害を、すくなくならず、拡大するにいたっている」。

秘匿権保護法は、連邦政府による個人情報収集と保存を規制する第一義的に重要な法律である。他方、立法部の意図は、これを承けた OMB の連邦政府諸機関に対する指針の内容によって明らかにされる。OMB の「連邦政府所有の情報諸資源の管理」(The Management of Federal Information Resources) (Circular A-130) に関する回状は、「情報の自由な流れ対秘匿権の間における均衡」(the balance between the free flow of information versus the right to privacy) の保持に、標的を定めている。(Ibid., p.136.)

秘匿権保護法の目的は、個人の秘匿権に対する不当な行政権力の侵害と、個人の許諾をとまわらない個人情報開示の双方から、個人を保護することにある。当該法は、個人の諸権利を行政権力の侵害から防衛しようとする AP A の広範な関心の反射像である。行政部門内における当該法の対象範囲は、FOIA とほぼ同様である。しかし、当該法は、大統領府における諮問構成単位にまで、その適用範囲を拡張しているため、FOIA のそれよりも、当該範囲は、若干、広いといつてよい。当該法は、一九七二年から一九七四年に及ぶウォーターゲート年 (the Watergate Year) に浮き彫りにされた様々な問題点に対する議会の応答の結果、成立した。とりわけ、問題点のなかでも、個人に関する行政機関保有の情報の乱用に対する関心が、注目を惹く。同じく、連邦政府は、個人情報情報を過剰に収集しており、これらの情報は、杜撰に管理されているとする世人の認識も、また、成立する。例え

ば、一九六〇年代に、すくなからざる行政機関は、真偽法テスト(true-false test)にしたがって、幾つかの項目を含む《人格テスト》(personality test)と《秘匿権侵害の質問》(privacy-involving questionnaires)とを実施した。それには、"My sex life is satisfactory"や"There is little love and companionship in my family as compared to other home"などが含まれている。(see Alan Westin, *Privacy and Freedom*, 1967, pp.256-258.)

議会の調査は、行政権力によるこうした情報の誤用ないし乱用の可能性が、かなり高いという結論を下した。なぜなら、公文書の機密保持は、単なる神話に終わっているからである。こうした公文書は、一行政機関から別の行政機関へと、転々と移動してゆく。連邦政府における調査官は、すくなからざる場合、彼らの探求主題から遠く隔てられた情報に接近し、入手しうる機会を与えられる。(see U. S. Congress, House Committee on Government Operations, 89th Cong., 1st sess. *Special Inquiry on Invasion of Privacy*, 1966.) 加えて、国防と無関係の行政諸機関は、自己の所属職員に、元来、国立病院における入院患者の利便に供する必要上、考案された質問票の空欄を満たすことを、常規的に命じていた。この回答欄には、夜尿症や悪夢に関する項目が、含まれている。(see P. Rosenbloom, *Federal Service and the Constitution*, 1971, p.213.)

秘匿権保護法は、個々の市民ならびに永住権所有者に関する情報の収集、管理、それに、開示を規制することを、主たる関心事項とする。当該法は、企業、結社、その他の組織には、適用されない。当該法の特徴は、次の三者に要約される。

① 記録の入手

何びとも、自己に関する行政機関所有の記録を精査する権利を有する。その際、もし個人が過誤を発見したときには、彼は、当該記録の修正を求めることができる。もし行政機関が修正を拒否したならば、それにより直接の影響を蒙る彼は、異義申立書を提出することができる。この申立書は、本質上、当該記録の一部を構成する。個人は、また、自己に関する記録の行政機関による開示の目的、本質、それに、期日について、情報の提供を要求することができる。

② 記録の管理

行政諸機関は、情報の入手、処理、保管、その他の関連事項に関する自己の記録体系および政策の特質を説明する告知を、《官報》に公表しなければならない。行政諸機関は、情報の不正確性と誤用に対する防護装置を開発することを要求される。これには、コンピューターの検索による情報を含む。行政機関の記録に含まれる情報は、当該機関の果たすべき職務に、適切なものでなくてはならない。

③ 開示に対する制限

秘匿権保護法は、個人の事前の承認無しに、当該個人に関するいかなる記録も公開されてはならないことを原則とする。しかし、この原則には、十二の特別の免責事項が、存在する。このなかで、最重要なのは、次の一項である。FOIAの要請に応じて、そして、個人の健康もしくは生命の安全に関して、《無視しえない状況》(compelling circumstances)が出現した場合には、記録は、議会、全国、州、地方の各政府段階における法施行機関に開示されるといふのが、すなわち、これに当たる。記録は、また、《日常使用》(routine use)のために開示される。これは、むしろ、《情報の収集目的と両立しうる目的のための使用》(use for a purpose for which it was collected) (section 552 a [b] [1-12] : [a] [7])として、婉曲的に定義される。

一九九四年の国防総省対連邦労使関係局事件 (U. S. Department of Defence v. Federal Labor Relations Authority, 510 U.S. 487 (1994))において、最高裁判所は、FOIAと、秘匿権保護法との関係は、《込み入っている》(convoluted)と判示した。秘匿権保護法によって保護される情報は、《それが、個人の秘匿権に対する明白にして不当な侵害を構成する》(it would constitute a clearly unwarranted invasion of personal privacy)事態が起らない限り、FOIAの第六免除項目の下において開示されよう。それでは、《不当な》(unwarranted)とは、いったい、何を意味するのであろうか。

国防総省事件では、地方の労働組合二者が、団体交渉における国防総省職員の氏名と現住所の開示を求めた。こうした職員の若干名は、労働組合員ではなかった。国防総省(DOD)は、職員の氏名と勤務地とを組合に通告した。しかしDODは、秘匿権保護法を引用し、彼らの現住所の通知を拒絶した。組合は、当該行為について、連邦労使関係局に、不当労働行為の告発状を提出した。連邦労使関係局は、究極において、DODに、当該職員の現住所を、労働組合に、通告すべき旨命じた。DODは、この命令を拒否し、双方の対立は、裁判所に提訴されることになった。

最高裁判所は、FOIAと秘匿権保護法との関係を分析するための基本的な概念枠組を準備し適用した。

その第一は、「情報開示の請求が、情報開示の秘匿権への不当な侵害に相当する場合にはその開示を禁止する旨の免除項目の範囲内にとどまっているかどうかを評価するに際して、裁判所は、情報開示がもたらす公共利益と、議会が免責項目を擁護しようとした際に立ち現れる利益との間に、平衡を保たねばならない」。

その第二は、そして、重要点は、「こうした平衡関係の維持において考量されねばならない唯一の適切な公益とは、情報の開示が、政府の運営ないし活動に関する世人の理解の推進に、すくなくならず貢献をするというFOIAの核心的な目的の達成に寄与す

る限度をいう」。

第三は「秘匿権の侵害が正当化されるかどうかは、情報開示の請求がなされた目的の如何によるのではないということである」。こうした三段階分析を適用することによって、最高裁判所は、現住所が秘匿権保護法によって保護されるとする、地に波乱を起こす裁定を回避した。情報開示の際の公益とは、「いくらよくみても無視しうるもの」(negligible, at best) であり、「不在も同然」(virtually nonexistent) である。公益は、現住所の開示が連邦政府における団体交渉を有利に進めることができるかどうかの観点からではなく、世人は情報の開示から何を学ぶことができるかという視点に立って、定義されねばならない。したがって、「非常に些少の秘匿権保護から生ずる利益があるならば、それだけで、当該利益は情報開示と関わりあう公共利益を凌駕する」(a very slight privacy interest would suffice to outweigh the relevant public interest) と、裁判所は判断した。仮に、職員の現住所が、電話帳やその他の刊行物によって確認可能であるとしても「当該職員の情報非開示の主張は、実体を欠いたものではない」。なぜなら、「多くの人は、単純に、職務関連の問題によって、家庭の平穩を、かき乱されたくないと思うからである」。さらに、判決は、もし組合が、職員の現住所に関する情報を入力しえたとしたら、こうした情報は、同じく、商業広告企業や通信販売業者による勧誘にも、利用されることになるであろうと指摘している。(see U.S. Department of Defense v. Federal Labor Relations Authority 1994.)

秘匿権保護法は、民事訴訟と刑事訴訟を通して施行される。もとより、後者は、希有である。[see William Funk, Jeffrey Lubbers, and Charles Pou (ed.), *Federal Administrative Procedure and Practice*, 3rd ed., 2000.] 最近にいたり、当該法の侵害に関する少数ではあるが広く喧伝された申立てが、見受けられる。一九九二年の大統領選挙の期間中に、ある Elizabeth Tamposi と名乗る人物が、大統領候補 B・クリントン (Bill Clinton) と彼の母 Virginia Dell に関する国務省 (State Department) のレポート関連の書類をかき回してクリントン候補の人格的欠点や失錯を捜しだし喧伝しはじめた。クリントン政権の第二期の終末近くに、かの Monica Lewinsky scandal の中心人物である Linda Tripp に関する行政機関の情報が、不適切にも、外部に洩れはじめた。しかしながら、このような場合、行政機関のとりうる手段は、当該機関所有の情報に対する世人の入手経路の閉塞、あるいは、記録の修正以外に、ないといってよい。損害賠償金の請求訴訟は、現実の損害の挙証を要し、損害が故意によるものであることを要件とする。

秘匿権保護法は、過剰な訴訟事件を生み出す根拠法とはならない。なぜなら、当該法には、例外事項が広範囲に及んで設けられており、損害賠償金の獲得が、至難であることによる。(see Arthur Bonfield and Michael Asimow, *State and Federal*

Administrative Law, 1989)

なお、二〇〇二年に、アメリカでは、電子政府法 (E-Government Act) が制定されている。当該法は、『秘匿効果査定』(privacy impact assessment) という概念を、『政府の技術主導の考え方』(government technology initiatives) に導入することによって、秘匿権問題の解決に取り組む公式の試みといつてよい。(see J.L.Lieberman, *E-Government Act of 2002* [Electronic Version], 2002. <http://www.senate.gov/gov-affairs/leginfo.htm>. Pavlichev and Garson, op. cit., p.240.)

当該法は、論争中もしくは審議中の情報、情報入手の緊要性、情報使用意図、そして、情報保護のためにとられる安全保障措置、などを表示するために、欠かせない。(see S.803, *E-Government Act of 2002, as Amended, Section by Section Description* [Electronic Version], 2002. <http://www.cdt.org/legislation/107th/e-gov/Pavlichev and Garson, op. cit., p.240>.) 電子政府法のこの規定は、合衆国における data warehouse (組織内に分散状態にある個別具体の資料を結集・統合し、情報分析・意思決定支援に提供するもの) の実装者(機能をプログラムに input する者)に、少なからず適切である。しかし、秘匿権問題は、個人情報公開の分野に示された場合には、どのような状況においても、法律による規制の有無にかかわらず、常時、慎重に考慮されなければならない。(Pavlichev and Garson, op. cit., p.240.)

第四は、議事公開法 (Government in Sunshine Act of 1976) である。当該法は、連邦政府における多種の首長を頂点とする諸委員会に、議事の公開を義務づける。

連邦政府と五〇の州は、議事公開法を通して、議事と記録の一般公開を義務づけられ、その活動の透明性を高めている。連邦・州両政府の目的は、公益実現を目ざすよりよい意思決定を確保し、政府に関する世人の多大の理解を推し進め、政府に対する彼らにより多くの信頼と確信を産みだすために、行政機関の『口頭による政策形成』(oral policymaking) を、完全に一般公開の下に置くことにある。議事公開法は、『口頭による政策決定』に対する世人の接近の機会を創出することによって、情報公開の原理と実践を、補完するものにはかならない。『口頭による政策決定』の場には、相対的に少数の『文書足跡』(paper trail) が、以後における修正のために、存在するにすぎない。議事公開法は、主要な前提二者の上に成り立つ。第一に、行政機関が、拘束力のある公共政策を形成し採択するに際して、口頭で委任立法権限を行使するとき、当該機関は、隠密にとりよりも、むしろ、開放的に、その権限を行使することによって、立法部と競い合うべきである。第二に、委任立法権限の開放的な行使は、情実、腐敗、そして、特殊利益が不当な影響力を行使する機会と、戦わなければならない。

議事公開法は、しばしば、sunshine law と呼称されている。これは、最高裁判所判事 Louis Brandeis の著名な一句の精神を汲み、これを根拠とするものとしてよい。「日光は、殺菌剤のなかで最良といわれている。電燈の光は、最も能率性の高い警察官である」(sunlight is said to be the best disinfectants, electric light the most efficient policeman.) [Buckley v. American Constitutional Law Foundation, 525 U.S. 182 (1999)] というのが、その一句である。しかし、こうした議事公開法は、好評であるにもかかわらず、煩瑣であり、非公式の大学における討論会では冷淡な態度で迎えられ、行政機関の意思決定を背景に退かせる、などを理由に、批判されている。したがって、こうした法律は、『脚色された』(scripted) 『おまじり』(perfunctory) 議事公開に一直線に繋がる。[see Marcia Coyle, "Agencies Ask for Less Sunshine," *National Law Journal*, September 25, 1995, p.A12.]

Randolph May, "Reforming the Sunshine Act: Report and Recommendation by the Special Committee to Review the Government in the Sunshine Act," *Administrative Law Review*, vol.49. (Spring 1997), pp.415-428.]

連邦政府段階では、主要な議事公開法は、the Government in the Sunshine Act of 1976 及び Federal Advisory Committee Act of 1972 である。

既にふれたように、議事公開法は、成員の多数が、上院の助言と承認の下に、大統領によって任命される多頭制の連邦政府の委員会に適用される。この場合、委員会委員は、互いに同等の権限を有する。こうした委員会は、およそ五〇設置されている。このなかには、証券取引委員会 (Security and Exchange Commission) (一九三四年) (大統領直轄の五名から成る機関であり、独立準司法機関として上場会社・投資会社に対して強力な調査・監督権を有する。) 連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) (一九一四年の連邦取引委員会法に基づき設置された独立行政委員会であり、委員五名で組織される。シャーマン法 (Sherman Antitrust Act) (一八九〇年)・クレイトン法 (Clayton Antitrust Act) (一八九四年) などの、独占禁止法の実施状況の監査、不正な競争方法による商行為の防止、反トラストに関連する調査権の行使など、強力な権限を備える。当該委員会は、単なる勧告だけではなく、司法権の発動や自ら取引停止命令を出す権限も、併せ所持する。) 連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) (一九三四年) (一九三四年制定の通信法に基づき成立する。合衆国における州間ならびに国外との電気通信のすべてを規制する独立行政委員会である。当該委員会は、同時に、ラジオ・テレビジョン・電報・電信・電話・ケーブルなどの、諸事業に対する許認可権限を所有する。) 消費者製品安全委員会 (Consumer Product Safety Commission) (一九七二年) (消費者製

品安全法に基づき組織された委員会五名の独立行政機関。消費者製品の安全基準の公布・危険製品の製造禁止命令の発布・全国的な傷害情報の収集調査、などの権限を有する。)などが、含まれる。当該法の適用対象となる行政諸機関は、少なくとも、議事の一週間以前に、議事開催の予告をしなければならない。原則的に、公式の職務遂行のために必要とされる、行政機関成員の定数から成るすべての議事は、一般に、公開されねばならない。多数者の賛成投票によって、議事の全部、もしくは、一部は、FOIAの免除事項に対応することの理由に基づき、公益の名において、非公開とされてよい。しかし、議事は、公共政策に関する意思決定以前の討論を、世人の精査から保護するために、非公開とされてはならない。当該法の目的は、意思決定過程を、可能な限り、公開するという点にある。また、議事は、公共政策に関する意思決定が、提議されている政策の執行を無効にするとおもわれる場合、非公開とすることができる。議事非公開のための投票は、公開されねばならない。非公開の理由如何によっては、行政機関は、議事の公式の正確な写しをとるか、あるいは、記録保存を行うか、または、議事録を作成しなければならない。この記録は、一般に利用することができる。ただし、免除項目によって開示が抑制される討論については、例外が認められる。当該法には、議会への報告義務が、数多く含まれている。

議事公開法は、重要な訴訟を産みださなかったにせよ、民事訴訟によって施行されねばならない。議事の不当な非公開に対する救済策は、当該行政機関における議事の正確な写しを入手する以外にない。連邦段階の議事公開法の下では、行政機関の行動が、議事は公開でなければならなかったとする根拠に基づき、無効とされることは、ありえない。若干の州段階における議事公開法は、こうした場合の救済条項を設けている。(see Bonfield and Asimow, *op. cit.* p.554) 公益実現を標榜する利益集団の Common Cause and Public Citizenは、訴訟の提起によって、議事は予算に関する意思決定を隠蔽するために、あるいは、より大胆な討論を進めるために、非公開とされてはならないとする原則を確立した。(see Funk, Lubbers, and Pou, *op. cit.* P.542)

第五は、規制緩和法 (Regulatory Flexibility Act) (一九八〇年)である。当該法は、行政機関に、中小企業に対する潜在規制 (potential rules) の影響力を配慮すべきことを要求する。

当該法は、行政機関に、中小規模の实在団体に対する行政機関による規則制定の影響力の分析を要求する。こうした实在団体には、中小規模の政府管轄区、非営利団体、そして、実業団体が含まれる。こうした中小の实在団体は、大気汚染の解消、水質の清浄化、労働者の作業条件の安全性の確保、そして、その他の諸問題を解決するための全面的な規制と深く関連性のある、受忍の経費を、例外的ながらも負わされるという問題状況に、しばしば、直面する。総じて、中小実業団体は、議会に、強力な支持基盤を

擁している。けれども、《零細企業》(mom-and-pop outfits)のような特別の中小企業団体は、大企業に比較した場合、彼ら自身の資金・技術・施設などの劣弱な諸資源の活用をよぎなくされるといふ点において、また、提起されている規則作成を告示し、それに引きつづく全行政機関に対する当該規則の影響力を解説する《官報》を、日々、精読し精査することによって、自己利益の擁護を旨し事業者団体(trade associations)に依存しなければならないという点において、明らかに業務遂行の効率性に劣る。

規制緩和法は、また、行政諸機関が提案し最終決定をみた規則とともに、告示および解説の規則作成に関連する場合に、行政諸機関に《規制緩和》分析(regulatory flexibility analysis)(Reg-Flex)の結果の提供を求めることによって、不当に堪え難い負担を課し、極度に高額な費用をとめない、そして、非現実的である規制に対する中小実在団体の少なからざる受容性を軽減させることを、求めている。Reg-Flex分析は、規則が、中小規模団体、それに、当該団体ほど不当な負担を課せられない潜在的にこれと代替しうる団体に、与える影響力に、焦点を絞る。当該法の施行は、中小企業庁(Small Business Administration)——(中小企業に対する指導・金融的援助・その他諸種の助成を担当する独立行政委員会)——を通して、行われる。当該施行が司法審査に付託される機会は、制限される。[see Thomas Sargentich, "The Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act," *Administrative Law Review*, vol.49 (Winter,1997), pp.123-137]

一九九六年に成立した中小企業規制公正法(Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act of 1996.)は、一九八〇年の規制緩和法の修正である。一九九六年の修正法は、様々な方法で、Reg-Flex過程を強化している。当該法は、権利を侵害されたとする中小規模団体のために、司法審査の範囲を拡大した。さらに、当該法は、中小規模団体の代表から、一九七〇年発足の環境汚染を規制し環境の保護・維持・改善を旨とする環境保護庁(Environment Protection Agency (EPA))と職業安全衛生管理局(Occupational Safety and Health Administration)(一九七一年)が、意見や利益、そして、要望などを積極的に汲みあげられることを定めた条項を設けている。加えて、当該法は、一九八〇年制定法と同様、引きつづき、主として、非公式の規則制定に適用されるばかりではなく、若干の国税庁(Internal Revenue Service)の解釈規則にも、適用範囲を拡げている。

第六は、文書業務縮小法(Paperwork Reduction Act of 1980, and 1995.)(一九八〇年、一九九五年)である。

文書業務縮小法は、連邦政府の規則と要求が、社会に課す膨大な文書業務の負担を統制し、削減することを目的とする。一九八〇年のOMBの評価によるならば、その負担の総和は、一五億時間である。(see Cindy Skrzycki, "Congress: Fewer Forms or Budgets Will Suffer," *Washington Post*, August 14, 1998, pp.G1H.)一九九四年にいたるまでに、その総計時間は、明らかに、六五

億時間に達し、この数値を経費に換算すると、それは、GDPの9%に相当する。(see P.Strauss et al., op. cit., p.872.) 当該法は、行政機関に、世人の批判を仰ぐために、情報収集の意図の公示を、《官報》に掲載すべき旨、要求する。また、行政機関は、情報収集の様式と関連諸手段の双方が課する負担を、概算しなければならぬ。このような手続をすべて完了した後に、行政機関が、さらに手続を進めることを意思決定した場合、情報収集の計画書を、OMBの情報規制問題室 (Office of Information and Regulatory Affairs) に、提出しなければならない。こうした提出書類は、求められている情報が、安易に入手しうるものか、それとも、入手し難いものなのか、中小規模団体に格別の不利な条件を負わせるものであるのかどうか、そして、明白に確認され、あるいは、特定化されるのかどうか、以上に関する慎重な配慮を含むべきものとする。情報規制問題室の役割は、行政機関による情報収集の独自の様式とその他の方策の使用とを監視し調整することによって、行政機関の不要不急の情報収集を防止することにある。行政機関による情報収集の要請は、提出時から六〇日以内に承認される。承認が、こうした最終期限内になされなかった場合、要請の承認は、一年以内となる。情報規制問題室の承認拒否は、例外二者を除き拘束力を有する。承認拒否が、恣意的であり、《気まぐれ》(capricious) であるとして、異議を申し立てられた場合、それは、司法審査に服さねばならない。また、独立規制委員会は、委員多数者の賛成投票によって、当該室の下した承認拒否を、無効とすることができぬ。(see J. Lubbers, op. cit., p.116.)

文書業務縮小過程は、全く十分とはいえないまでも、行政機関の貪婪な情報獲得欲を制限する点において、それは、きわめて率直であるといつてよい。しかしながら、他の多くの行政法手続と同様、それは、公共政策目標を達成するために、政治的に利用され、あるいは、乱用される。二〇〇一年に、情報規制問題室長と共同して活動していたある共和党下院議員の立法補佐は、重要な実業ロビイストを召集し、大気汚染・水質汚濁・鉛入り化粧品・トラック輸送の安全性・有毒物質廃棄の報告・家族休暇・健康休暇、などに関する「長期にわたり確立されてきた規制内容を虚脱させる秘密規制として、曖昧な書類業務の指針を活用すること」(use obscure paperwork guidelines as a back-door mechanism to get long-established regulations) に努力を傾注した。(see Michael Grunwald, "Business Lobbyists Asked to Discuss Onerous Rules," *Washington Post*, December 4, 2001, p.A3.)

第七は、行政紛争解決法 (一九九〇年) (Administrative Dispute Resolution Act of 1990) (ADRA) である。

行政紛争解決法は、連邦政府の行政機関内において、さもなくば裁決されたとおもわれる諸問題に関する、既存のものに代わるべき紛争解決策を規定する。当該法は、以下の確信の前提の上に成り立つ。「行政手続は、次第に形骸化し経費高となり、しかも冗長となるにいたった。その結果、要らざる時間の費消と、全員一致による紛争解決の達成蓋然性の低下とが、もたらされた」(section

2 [2] というのが、これである。議会は、また、代替的な紛争解決策 (alternative dispute resolution) (ADR) は、「より創造的で能率性にとみ、賢明な結果を導く」(section 2 [4]) と指摘する。行政手続法 (APA) は、裁定のための聴聞会を開催することなく、紛争解決を試みることを、行政機関に、とくに要求する。そして、代替的な紛争解決策 (ADR) は、一九九〇年以前に、連邦政府における幾つかの行政機関によって、用いられていた。ADRA の主要目的は、ADR に対して包括的規制を講ずることであり、ADR に関連するすくなくからぬ法的問題を解決することである。ADR は、公式の聴聞会あるいは裁判以外の手段による、紛争当事者の双方が互いに受容しうる紛争解決方法である。(see Leonard Hawes and Richard Rieke, "Alternative Dispute Resolution," in J. Shafritz, *International Encyclopedia of Public Policy and Administration*, op. cit., pp.104-107.)

代替的紛争解決策 (ADR) の最も一般的な方法は、以下の七者である。

①は、ombudsmen and ombudswomen の行政機関における活用である。こうした ombuds は、不服当事者 (aggrieved parties) と常に接触と交流を保ち意志の疎通を図るか、あるいは、さもなければ、彼らから行政上の過誤、もしくは、紛争の解決を求められる。

②は、第三者による調停である。第三者は、《両者が満足のゆく》(win-win) あるいは、さもなければ、双方が受容しうる、解決策を提案することによって、当事者間における紛争の解決を、支援する。調停者は、当事者双方が受け容れうる条件は何かを探索するために、当事者の各々と、しばしば、別々に、面談する。

③は、第三者による簡素化 (facilitation) である。第三者は、紛争の解決を目ざす当事者を支援するために、双方の会合と討論の場と時日とを調整する。紛争のまとめ役 (facilitators) は、紛争の解決もしくは結着のための現実の努力過程に、調停者のように積極的に介入することはない。

④は、実情調査 (fact-finding) は、経験による究明、あるいは、おそらく専門家の意見を通じて、解決されうる事実問題に関する場合に用いられる。

⑤は、紛争の解決策を提起する第三者による仲裁である。公共部門における労働関係に頻繁に使用される仲裁には、数種の様式がある。第一に、仲裁の開始は、自発的か強制のいずれかである。自発性の仲裁は、当事者に、紛争を未解決状態のままにすることを認める。強制仲裁の場合には、未解決の紛争は仲裁を通して解決されるべきことを、要求する。第二に、仲裁は、拘束力をもつか、それとも、勧告にとどまるか、このいずれかである。拘束力のある仲裁の裁定は、最終の裁決命令 (final adjudicatory order)

と同一の効力を有する。拘束力のある仲裁は、一定の条件の下では、裁判所に異議を申し立てられる場合があるにせよ、一般に、紛争を解決する。勧告的仲裁（非拘束性の仲裁）は、当事者双方に解決策を提示し、紛争終結のための圧力を、当事者の一方、もしくは、双方に、加えることができる。しかし、勧告的仲裁には、法的効力は、存在しない。

第三に、仲裁は、社会的慣習であるか、あるいは、《最終の提議》（final offer）である。慣習の様式によれば、仲裁者は、まず、紛争について事情聴取を行ない、次いで、当事者双方に尋問する。さらに、仲裁者は、手続きに基づき裁定を詳細に作成する。《最終提議》〔「最終・最善提議」(last best offer)とも呼ばれる〕による仲裁は、各当事者に、紛争解決のための《最終提議》を行うべき旨、要求するとともに、仲裁者の意思決定を、当事者のいずれか一方の受諾に限定する。これには、二種の変型がある。《一括仲裁》（whole-package）と《問題ごとの仲裁》（issue-by-issue）がこれである。《一括仲裁》の場合、仲裁者は、自ら賛成し選択した《最終提議》を修正することができない。他方、《問題ごとの仲裁》の場合、仲裁者は、修正をともなうことなく、ある問題については、一方の《最終提議》を、別の問題に関しては、他方のものである。《最終提議》に基づく仲裁の論理的根拠は、それが、当事者のいずれか一方の提議が、仲裁者の裁定とならぬよう、当事者双方に合理的提議を能動的に行わせるという点にある。論理的にいつて、《最終提議》に基づく仲裁は、紛争に最終決着をもたらすと同時に、予想された通りの機能を果たすべきことを求められる。

第四に、仲裁は仲介と結合しうる。この場合、第三者が、まず、意見の相違がその上に成り立つ問題の係争性を減退させるために紛争を調停し、次いで、当該問題のその他の部分を仲裁する。ADR Aは、自発的仲裁のみを規定する。当事者の双方は、これによる仲裁に服することを、強制されない。（しかし、連邦政府の諸機関と労働組合は、強制力のある《拘束仲裁》に依存する労働条件の不満解決手続について交渉することができない。）仲裁を活用する旨の行政機関の意思決定は、司法審査の対象とはならない。ただし、仲裁の裁定が第三者に不利な影響を与える場合は、この限りではない。一九九六年のADR Aは、それぞれの具体的場合における仲裁による裁定に含まれる最大限の経費を明示することを、行政機関に要求する。

⑥ 簡易裁判（minitrials）は、当事者双方が、相互に、紛争解決の権限を有する、各当事者側を代表する人々の前に、彼らの紛争の事例の核心を提出しうるよう、構成されねばならない。この場合、中立的立場にたつ第三者は、議事進行を調整し、あるいは、勧告的解決策を提示するために、出席することは可能である。

⑦ 勧告的解決策をともなう《模擬陪審員》（mock juries）による《模擬裁判》（mock trial）は、公式の事情聴取と裁判を回避

するために、用いられてよい。(see Funk, Lubbers, and Pou, op. cit., pp.299-300.)

一九九〇年の ADR A は、裁決が用いられる場合を含む、広範囲の活動のなかで、ADR を考慮すべき旨、行政機関に命じている。しかし、ADR A は、以下の六者の場合には、ADR の回避を考慮するよう、警告する。④ 権威ある先例を確立する形式で、問題を解決することが、妥当である場合。⑤ 公共政策問題が含まれる場合。⑥ 首尾一貫性が重要である場合。⑦ 当事者外がすくなく影響を蒙る場合。⑧ 包括的な議事録が重要である場合。⑨ 「行政機関が、環境の変化に照らして…最終解決を変更する権限を所持しつつ、紛争問題に対する継続的な管轄権を維持しなければならない場合」(the agency must maintain continuing jurisdiction over the matter with authority to alter the disposition...in light of changed circumstances) (section 572 [b]). 以上である。当該法は、また、各行政機関に、高級の紛争解決専門官の任命を指示している。一九九六年法は、ADR 議事録の機密性を保護する。

ADR に対する満足度は、行政諸機関、諸施策担当官、そして、当事者、以上の間において、変わらざるをえない。それは、常に、裁決を意味する代替手段と比較して測定されねばならない。

MSPB (Merit System Protection Board) (資格任用制保護委員会) 「一九七九年一月一日発効の一九七八年組織再編計画二号に基づき、一八八三年設立の人事委員会 (U.S. Civil Service Commission) の苦情処理部門を継承して設置され、merit system の擁護を目的とし、連邦政府職員の人事に対する苦情の聴取・処理を担当する。」は、ADR の主要利点として、(一) 好機の活用、(二) 経費の節減、(三) 《双方が満足のゆく》成果の造出、(四) 当事者双方に《紛争解決策の形成・実施の専有意識》(ownership for the solution) の付与、(五) 対立の深層の原因の明示、そして、(六) 必要な規律的行動をとる管理者層の積極的意思の助長、などをあげている。(see MSPB, Issues of Merit, 2002, p.3.) 同じく、EPA における ADR の包括的研究も、総じて ADR に関する好意的見解を披瀝している。しかし、同時に、当該研究は、管理者層に対する ADR についての一層の教育の促進、高度に恵まれた資質を有する調停者ないし仲介者の存在、行政機関による ADR に対する継続的評価の推進、そして、ADR の行政文化の主流への積極的な統合、以上の必要性を指摘する。(see O. Leary and Raines, op. cit.)

第八は、行政機関の定める規則によって、その利益が直接的な影響を蒙る当事者と、当該機関が、当該規則の制定について交渉し、その規則内容を取り決める一般手続の概略を示す、一九九〇年制定の交渉規則制定法 (Negotiated Rulemaking Act of 1990) である。

第九は、一九九三年の政府実績成果法 (Government Performance and Results Act of 1993) (GPRA) である。当該法は、行政機関に、その政策と行為の成果に関する測定基準と報告とを確立することを要求する。それは、行政機関に、戦略的計画の促進ならびに年間の実績測定とそれに関する報告を義務づける。当該法の目的は、連邦政府の焦点を活動から成果へ移行させることにある。(D. Schultz, op. cit., pp. 200-201.) 当該法は、これ故、一般に、成果法 (Results Act) と指称されており、連邦政府の管理者層は新たな方式で、行政機関の目標達成のための計画を作成し、その達成実績を測定する義務を負う。(Milakovich and Gordon, op. cit., pp. 415-416.) 本項に関する叙述は、とくに註記しない限り、本書による。

すなわち、行政機関の職務上の実績とその成果の測定は、連邦・州・地方の各段階における政府を構成する行政機関のいづれに委ねぬ関心の的である。こうした考え方は、クリントン政権の下においても高い注目を集めた。[see Donald F. Kettl, "Beyond the Rhetoric of Reinvention: Driving Themes of the Clinton Administration's Management Reform", *Governance*, vol. 7 (July 1994), pp. 307-314.] こうした高い関心を基底に成立したGPRAは、以下の六者を主要目的とする。[W. Robert Lovan, Michael Murray and Ron Shaffer, "Participatory Governance in a Changing World" in Loban, Murray and Shaffer (ed.), *Participatory Governance: Planning, Conflict Mediation and Public Decision - Making in Civil Society*, 2004, pp. 6-7. see also Beryl Radin, "The Government Performance and Results Act: Hydra-Headed Monster or Flexible Management Tool?" *PAR* vol. 58 (July/August 1998), p. 308. D. Schultz, op. cit., p. 200.]

- ① 行政機関に、施策達成の責任を負荷することによって、国民の政府への信頼を高めること。
- ② 他の企画の模範として用いられる一連の《先導的企画》(pilot projects) の形成と実施に基づく改革への刺激の付与
- ③ 成果、行政サービスの質、そして国民の満足感に対する関心の集中
- ④ 管理者層に対する企画目的の達成の要求と彼らへの施策成果に関する情報の提供の双方を通して、管理者層による行政サービスの給付を改善すること
- ⑤ 法規の目的の達成と様々な施策の相対的な実効性に関する情報の提供による議会における意思決定の効率化
- ⑥ 連邦政府内における管理・運営の改善

以上である。こうして、GPRAは、連邦政府における最高幹部の関心の焦点を、施策《入力》(input) から、施策《出力》(output) へ、

施策執行と施策成果の測定へと、移動させた第一歩を記す。こうした焦点の変動をもたらすために、G P R Aは、長期的展望に立った一般政策目標の明定、一般政策目標に由来する個別具体の年間実績目的の設定、そして、実績達成目的と比較した現実の実績に関する年次報告の作成、などの要件を定める。連邦政府の管理者層は、測定可能な成果の達成に責任を負う。故に、彼らは、《最適の結果》(optimum outcomes)を確保するために、施策運用の方法において、すくなくならざる裁量権を付与される。当該法は多様な実績ならびに予算の概念を確立し、一九九〇会計年にいたるまでに、すべての連邦政府諸機関における実績測定の実施を要求した。

G P R Aの基本的な政策形成原理を列記的に示せば、次のようになる。

- ① 行政機関の一般政策目標の標榜と個別具体の政策目的の定立は、行政機関、そして、議会・国民の利害関係者から成る包括的な集団と深い連関のある予算上・政策上の諸問題と看做される。
- ② 年次実績目標は、施策資源に対する要求と相応すべきであり、予算要求額と関連されねばならない。
- ③ 実績目標が、適切に設定されるように、行政機関による実績測定の確認が、とりわけ、留意されねばならない。
- ④ 究極的に行政機関の責任である執行ないし実施に際し、行政官は、完全な実施の準備段階として、実施の端初期に、指導性を発揮し、統制的役割を演ずることを求められる。
- ⑤ 行政機関は、年次目標と実績測定とを明示するに際して、すくなくならぬ裁量権を行使することができる。
- ⑥ O M Bから《手引き》(how to)となる指示のような、規範的命令、ないし、指導は、制限されねばならない。
- ⑦ 執行ないし実施のために必要とされる諸資源は、可能な限り、既存の行政機関が保持する諸資源に制限されるべきであり、また、既存の行政の体系と過程に適用されるべきである。
- ⑧ 当該法の開始期(一九九四年—一九九六年)は、問題点を確認し解決するための《学習課業》(lessons learned)として、使用される。

以上である。

もとよりG P R Aの順調な機能を阻害する問題点も、存在する。このなかには、予算作成過程の複雑性(拙著『現代行政学』二六四頁—二八七頁参照)、予算規模の縮小要求、大統領と議会の間における確執、一大政党間における反目と交渉の停滞、そして、アメリカの行政的現実の《転化性》(the devolved nature)、などが、含まれる。加えて、もう一つの行政的現実は、連邦政府の

管理者層が、以前の改革によって、数種の政府全体に関する報告書作成業務と責任要件の履行とを果たさねばならないということである。こうした条件は、過去十五有余年間に、十を数える。(see B.A.Radin, "The Government Performance and Results Act," *op. cit.*, pp. 307-316; Charles T. Goodsell, *The Case for Bureaucracy: A Public Administration Polemic*, 4th ed., 2004, p. 154.)

さらに、数多くの施策領域において、《施策仲裁》(program intervention)の成果は、管理者層による統制引力の圏外にある。施策の結果が、気象状況、犯罪発生率、あるいは、外国の行為や態度のような、制御不能の変数に大きく依存している場合には、とりわけ、このことが、妥当する。また、《予防施策》(prevention programs)の場合、実績測定は、事実上、不可能である。なぜなら、何も起らなかった事態の数を算出する方法は、存在しないからである。結論として、このような問題を内包するGPR Aは、峻厳な権力分立の制度的拘束と断片化された統治行為体系との不適合性と結合し、その結果、予期されたような変革を達成するよりも、むしろ、冷笑と論争とを、育てるにいたっている。当該法の適用のためには、《寛大な無視の期間》(period of benign neglect)が必要であろう。そして、政府全体の大々的な変革よりも、むしろ個別具体の行政機関独自の漸進的な改革に集中するほうが、望まれよう。[see B.A. Radin, "The Government Performance and Results Act and the Tradition of Federal Management Reform: Square Pegs in Round Holes?" *Journal of Public Administration Research and Theory*, vol. 10 (January 2000), pp. 111-135, esp. p. 134. C.T. Goodsell, *op. cit.*, p. 155.]

see also Patricia W. Ingraham et al., *Transforming Government: Lessons from the Reinvention Laboratories*, 1998; Christopher Pollitt and Geert Bouckaert, *Public Management Reform: A Comparative Analysis*, 2000.

Hyong Yi, "The Myth of Public Performance Management," *Public Manager* vol. 31 (Summer 2002), pp. 57-58.
<http://www.ombwatch.org/gpra/gpratext.html>

第十は、中小企業規制施行公正法(一九九六年)(Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act of 1996)(SBRFEA)である。

当該法は、行政機関に向って、当該機関が規則を作成する際に、中小規模団体に対して自らに関する情報の当該機関への提供を義務づけることを求め、さらに、行政機関の定める規則に対する議会の審査を規定する、議会審査法(Congressional Review Act)として知られる名称を、付することを、要求する。

SBRFEAは、議会審査法として知られる副表題を含む。当該法によるならば、行政機関は、それぞれ、すべての範囲に及ぶ

最終の、もしくは、暫時の、規則を、その効力が発生する以前に、議会と会計検査院 (General Accounting Office) (GAO) に提出する義務を負う。提出の対象は、解釈的、もしくは、手続的、な規則にまで拡がる。ただし、主題の多様な規則、それに、APPA の条項の下で《十分な理由があつて》 (good cause) 告示と解説とを免除されている規則は、この限りではない。

当該法は、規則が、《主要、もしくは、普通》 (major or ordinary) であるかどうかによって、審査を二段階に分ける。《主要》規則とは、少なくとも一億ドルの年間経済効果をあげ、あるいは、費用、価格、雇用、そして、生産性のような、経済関心事項に、多大な影響力を与える、と期待される規則である。若干の例外を別にすれば、《主要》規則は、議会において、六〇日に及ぶ審査を受ける。この期間内に、議会は、当該規則に不同意の共同決議を通過させることができる。もとより、この決議は、大統領による拒否権行使の対象となる。しかし、その拒否権は、議会の圧倒的多数の決議によって無効にされる。議会の不同意を免れた規則は、「官報」に公示され、そこに指示された年月日に効力を発生する。

《普通》規則は、同じく、議会の同意を得られないという場合も、ありうる。しかし、これには、六〇日の審査期間はない。当該規則は、議会とGAOに提出された後、最終規則として公表される。議会によって不同意とされた規則は、同一形式によって、あるいは、類似形式によって、再公布されてはならない。ただし、行政機関が、そうした再公布を許可する《明確な制定法の授權》 (specific statutory authorization) を確保している場合は、この限りではない。SBRFAには、議会における規則への同意は、立法部の意図を暗黙のうちに推知させるものとして、裁判所または行政機関によって、理解されるべきではないとする条項が、とくに、置かれている。

行政機関の定める規則に対する立法審査は、決して最近の着想ではない。一九四〇年代に、APPAの草案作成との関連において、既に、それは、討議されている。一九四四年に、ミシガン州が、そして、一九七〇年までに、カンザス、ネブラスカ、ヴァージニア、それに、ウイスコンシンの諸州が、立法審査を採択している。(see U.S. Senate Committee on the Judiciary, Subcommittee on Administrative Practice and Procedures, 93rd Cong., 2nd sess., *Separation of Powers and the Independent Agencies: Cases and Selected Readings, 1970*) 少なくとも二十一二の諸州が、現在、常任・特別・合同のいずれかの種類の立法部委員会による規制の立法審査を規定している。なかでも、上下両院合同委員会が、頻繁に、用いられている。アラバマ、イリノイ、カンザス、メリーランド、ミシガン、オハイオ、ヴァージニア、ワシントン、そして、ウイスコンシンの諸州が、これに当たる。(see Arthur Bonfield, *State Administrative Rule Making, 1986, and State Administrative Rule Making: Supplement, 1993*) 連邦政府諸機関の規則が、

表1 上下両院の常任委員会・同小委員会の構成105th Congress (1997-1999)

Committee	Size and party ratio	Number of subcommittees
House		
Agriculture	50 (R 27/D 23)	5
Appropriations	60 (R 34/D 26)	13
Banking and Financial Services	54 (R 29/D 25)	5
Budget	43 (R 24/D 19)	—
Commerce	51 (R 28/D 23)	5
Education and the Workforce	45 (R 25/D 20)	5
Government Reform and Oversight	44 (R 24/D 20)	7
House Oversight	9 (R 6/D 3)	—
International Relations	47 (R 26/D 21)	5
Judiciary	35 (R 20/D 15)	5
National Security	55 (R 30/D 25)	5
Resources	50 (R 27/D 23)	5
Rules	13 (R 9/D 4)	2
Science	46 (R 25/D 21)	4
Small Business	35 (R 19/D 16)	4
Standards of Official Conduct	10 (R 5/D 5)	—
Transportation and Infrastructure	73 (R 40/D 33)	6
Veterans ¹ Affairs	29 (R 16/D 13)	3
Ways and Means	39 (R 23/D 16)	5
Senate		
Agriculture, Nutrition, and Forestry	18 (R 10/D 8)	4
Appropriations	28 (R 15/D 13)	13
Armed Services	18 (R 10/D 8)	6
Banking, Housing, and Urban Affairs	18 (R 10/D 8)	5
Budget	22 (R 12/D 10)	—
Commerce, Science, and Transportation	20 (R 11/D 9)	7
Energy and Natural Resources	20 (R 11/D 9)	4
Environment and Public Works	18 (R 10/D 8)	4
Finance	20 (R 11/D 9)	5
Foreign Relations	18 (R 10/D 8)	7
Governmental Affairs	16 (R 9/D 7)	3
Judiciary	18 (R 10/D 8)	6
Labor and Human Resources	18 (R 10/D 8)	4
Rules and Administration	16 (R 9/D 7)	—
Small Business	18 (R 10/D 8)	—
Veterans ¹ Affairs	12 (R 7/D 5)	—

Source: Congressional Yellow Book, Spring 1997 (Washington, D.C.: Leadership Directories, 1997)

表2 第108議会(2003-2005)における常任委員会・同小委員会の構成

COMMITTEE CHAIRMEN

SENATE COMMITTEES	CHAIRMAN	RANKING MEMBER
Aging (Special)	Larry Craig(ID)	John Breaux(LA)
Agriculture, Nutrition & Forestry	Thad Cochran(MS)	Tom Harkin(IA)
Appropriations	Ted Stevens(AK)	Robert Byrd(WV)
Armed Services	John Warner(VA)	Carl Levin(MI)
Banking, Housing & Urban Affairs	Richard Shelby(AL)	Paul Sarbanes(MD)
Budget	Don Nickles(OK)	Kent Conrad(ND)
Commerce, Science & Transportation	John McCain(AZ)	Ernest Hollings(SC)
Energy & Natural Resources	Pete Domenici(NM)	Jeff Bingaman(NM)
Environment & Public Works	James Inhofe(OK)	James Jeffords(VT)
Ethics (Select)	George Voinovich(OH)	Harry Reid(NV)
Finance	Charles Grassley(IA)	Max Baucus(MT)
Foreign Relations	Richard Lugar(IN)	Joseph Biden(DE)
Governmental Affairs	Susan Collins(ME)	Joe Lieberman(CT)
Health, Education, Labor & Pensions	Judd Gregg(NH)	Edward Kennedy(MA)
Indian Affairs	Ben Nighthorse Campbell(CO)	Daniel Inouye(HI)
Intelligence(Select)	Pat Roberts(KS)	Jay Rockefeller IV(WV)
Judiciary	Orrin Hatch(UT)	JPatrick Leahy(VT)
Rules & Administration	Trent Lott(MS)	Christopher Dodd
Small Business	Olympia Snowe(ME)	John Kerry(MA)
Veterans' Affairs	Arlen Specter(PA)	Bob Graham(FL)
HOUSE COMMITTEES	CHAIRMAN	RANKING MEMBER
Agriculture	Bob Goodlatte(VA-6)	Charles Stenholm(TX-17)
Appropriations	Bill Young(FL-10)	David Obey(WI-7)
Armed Services	Duncan Hunter(CA-52)	Ike Skelton(MO-4)
Budget	Jim Nussle(IA-1)	John Spratt(SC-5)
Education & The Workforce	John Boehner(OH-8)	George Miller(CA-7)
Energy & Commerce	Billy Tauzin(LA-3)	John Dingell(MI-15)
Financial Services	Michael Oxley(OH-4)	Barney Frank(MA-4)
Government Reform	Tom Davis(VA-11)	Henry Waxman(CA-30)
Homeland Security (Select)	Christopher Cox(CA-48)	Jim Turner(TX-2)
House Administration	Bob Ney(OH-18)	John Larson(CT-1)
Intelligence (Select)	Porter Goss(FL-14)	Jane Harman(CA-36)
International Relations	Henry Hyde(IL-6)	Tom Lantos(CA-12)
Judiciary	Jim Sensenbrenner(WI-5)	John Conyers(MI-14)
Resources	Richard Pombo(CA-11)	Nick Rahall(WV-3)
Rules	David Dreier(CA-26)	Martin Frost(TX-24)
Science	Sherwood Boehlert(NY-24)	Ralph Hall(TX-4)
Small Business	Donald Manzullo(IL-16)	Nydia Velazquez(NY-12)
Standards of Official Conduct	Joel Hefley(CO-5)	Alan Mollohan(WV-1)
Transportation & Infrastructure	Don Young(AK-AL)	James Oberstar(MN-8)
Veterans' Affairs	Chris Smith(NJ-4)	Lane Evans(IL-17)
Ways & Means	Bill Thomas(CA-22)	Charles Rangel(NY-15)

最初に立法部において不同意とされたのは、議会が、OSHA (職業安全衛生管理局) (一九七一年設立) (Occupational Safety and Health Administration) (労働災害等に対する調査の担当) が提訴したの《人間工学規則》(ergonomics rule) (人間の作業における疲労度、注意力、集中力心理的緊張などの解析を通して、人間が使いやすい道具や機械体系を設計するための規則) を、投票によって否決した二〇〇一年である。(see Helen Dewar, "Ergonomics Repeal Prompts Look Back," *Washington Post, March 9, 2001*, p. A16.) OSHA が、当該規則の作成に、十有余年を要したという事実の意味するところは、もし行政諸機関が、議会における重要な委員会委員の言動に絶えず敏感に反応しないとしたり、諸機関は、急速な政治的変動の流れに押され、《単眼的考察》(blindsided) に陥らざるをえないということである。過去における立法部の意図は、現在の議会審査過程を、決して拘束しない。(see also D. Schultz, op. cit., pp. 253-254. Roger H. Davidson and Walter J. Oleszek, *Congress and Its Members*, 6th ed., 1998, and 7th ed., 2002. W. J. Oleszek, *Congressional Procedures and the Policy Process*, 2001.)

第十一は、行政命令である。様々な行政命令は、実体的な行政価値の増進を追求すると同時に、行政機関の規則制定と情報収集に関する行政審査を規定する。こうした行政命令の性向は、大統領政権の交替とともに相貌を改める。

第十二は、司法裁決である。司法裁決における意思決定の相当部分は、行政機関に対する憲法上の制約、それに、行政機関による法規の解釈、規則制定、裁定、その他の行為についての、司法審査の及ぶ適切な範囲、などの難問題を処理する。

以上である。

- (29) see U.S. Congress, *Administrative Procedure Act. Legislative History*, 1946, p.349.
- (30) *Ibid.*, p.383.
- (31) see U.S. Congress, *Congressional Record*, vol92, 79th Cong, 2nd sess 1946, p.5659.
- (32) *Ibid.*, p.5662.
- (33) see N.S. Congress, *Administrative Procedure Act*, op cit, p.383.
- (34) see U.S. Congress, *Congressional Record*, 1946, op. cit., p.5661.
- (35) see Robert M. La Follette, jr. "A Senator Looks at Congress," *Atlantic Monthly*, July 1943, pp.93,91-96
- (36) see U.S. Congress, *Administrative Procedure Act*, op. cit., p.350.
- (37) Kenneth R. Mayer and David T. Canon, *The Dysfunctional Congress?: The Individual Roots of an Institutional*

Dilemma, 1999, p.118.

このような割拠主義が支配し、委員長の下に外からの衝撃波に対して防衛壁を築く、封建体制のごとき委員会は、一九五〇年代、一九六〇年代に、重大な政策結果をもたらした。とりわけ、このことは、南部選出の民主党議員の策謀によって停顿し、あるいは、葬られた公民権立法について、妥協しよう。なかでも、その最大の障害が、下院における規則委員会 (Rules Committee) であった。規則委員会委員長は、ヴァージニア州選出の保守主義者であり人種差別主義者であった H・W・スミス (Howard W. Smith) 共和党議員であり、委員会は、共和党と南部選出の民主党議員の連合によって統括されていた。当該委員会は、下院議場に到達する以前の段階で、すべての立法の審議の流れを整理する《交通巡査》(traffic cop) の役割を果たしていた。ここは、多数の進歩主義的な立法が棄却される墓場であった。(Ibid, p.118)

なお、最近の上下両院における常任委員会数と政党別構成、それに、小委員会数を示せば、表1、表2 (末尾の表2に続く) のようになる。(Roger H. Davidson and Walter J. Oleszek, *Congress and Its Members*, 6th ed., 1998 p.195.

Michael Baron and Richard E. Cohen, *The Almanac of American Politics*, 2004, pp.1794-1810.

(38) see U.S. Congress, *Congressional Record*, vol.92, 79th Cong., 2nd sess., 1946, p.10039

(39) Ibid, p.10016.

(40) 邦訳は、C・A・ビマード 斎藤・有賀訳編、前掲書二六二頁に於ける。

(41) ペンドルトン法については、以下参照。

拙稿「アメリカ合衆国における New Public Management (NPM) の展開」(四)『神奈川法学』第三六巻第一 (二〇〇三年) 二五三頁—三四五頁。

David Schultz, *Encyclopedia of Public Administration And Public Policy*, 2004, pp.269, 301, 308-309.

see also U.S. Info. <http://usinfo.state.gov>. U.S. Office of Personnel Management. <http://www.opm.gov/index.htm>

(42) see Thomas S. Engeman, "Herbert Croly's Progressive 'Liberalism'", in Bryan-Paul Frost and Jeffrey Sikkenga (ed), *History of American Political Thought*, 2003, pp.521-535.

Jean M. Yarbrough, "Theodore Roosevelt and the Stewardship of the American Presidency", in *Ibid*, pp.536-548.

Ronald J. Pestritto, "Woodrow Wilson, the Organic State, and American Republicanism", in *Ibid*, pp.549-568.

- see also Lewis L. Gould, *The Modern American Presidency : Foreward by Richard Norton Smith, 2003*, pp.29-78.
- (43) Paul Van Riper, *History of the United States Civil Service*, op. cit., p.320.
- (44) Richard Polenberg, *Reorganizing Roosevelt's Government: The Controversy Over Executive Reorganization, 1936-1939*, 1966, p.22.
- (45) see U.S. Commission on Organization of the Executive Branch of the Government, *Report on Personnel and Civil Service, 1955*, pp.97-98.
- (46) P. Van Riper, op. cit., pp.324-328.
- (47) see John Kenneth White, *The Values Divide: American Politics and Culture in Transition, 2002*, pp.80-81.
- (48) *Congressional Quarterly, Guide to U.S. Election, 1975*, pp.62-63.
see *New York Times, 12 June 1936*, p.1.
- (49) see A.M. Landon, "Text of Governor Landon's Milwaukee Address on Social Security", *Milwaukee, Wis.*, 27 September 1936. J.K. White, op.cit., p.81.
- (50) *Ibid.*, p.340. see also James Farley, *Jim Farley's Story, 1948*, pp.121-122.
- (51) 一九三八年の議員選挙で、与党民主党は、一九三六年の下院における議席三三三から今回の二六二議席（七一議席減）となり、共和党は、前回の八九議席から今回一六九議席（八〇議席増）へと躍進した。
他方、上院では、民主党は、七五議席から六九議席（六議席減）へ、共和党は、一七議席から二三議席（六議席増）へと、多数を制した。（ビブード 斎藤・有賀訳論 前掲 一二五七頁）
see also James M. Burns, *Roosevelt: The Lion and the Fox, 1956*.
Barry Karl, *Executive Reorganization and Reform in the New Deal: The Genesis of Administrative Management, 1900-1939, 1963*.
- (52) see P. Van Riper, op. cit., pp.339-343.
- (53) N. Joseph Cayer, *Public Personnel Administration in the United States, 3rd ed., 1996*, p.123.
see also Otto Kirchner, "The Historical and Comparative Background of the Hatch Act", *Public Policy, vol.2 (1941)*, pp.341-

373.

H. Eliot Kaplan, "Political Neutrality of the Public Service", *Public Personnel Review*, vol.1 (1940), pp.10-21.

(45) see N.J. Cayer, op. cit., p.123.

(46) see D.H. Rosenbloom and James D. Carroll, "Public Administration and Law", in Jack Rabin, Thomas Vocino, W. Bartley Hildreth, and Gerald J. Miller (ed.), *Handbook of Public Personnel Administration*, 1995, pp.84-85.

(47) see Doorman Eaton, *The Civil Service in Great Britain*, 1880, pp.409-410.

(48) see James Richardson, *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents of the United States, 1789-1897*, 1889, vol.7, pp.450-451. Rosenbloom and Carroll, op. cit., p.84.

(49) see Leonard D. White, *The Republican Era*, 1965, p.330. Rosenbloom and Carroll, op. cit., p.84.

(50) see J. Richardson, op. cit., p.494. Rosenbloom and Carroll, op. cit., p.84.

(51) see D.H. Rosenbloom, *Federal Service and the Constitution*, 1971, pp.98-99. Rosenbloom and Carroll, op. cit., pp.84-85.

see also A.B. Sageser, *The First Two Decades of the Pendleton Act*, 1935.

(52) U.S. Civil Service Commission, *Annual Report*, vol.24, 1907, p.9.

(53) Rosenbloom and Carroll, op. cit., p.85.

(54) P. Van Riper, *History of the United States Civil Service*, 1958, p.320.

(55) Rosenbloom and Carroll, op. cit., p.85.

(56) see *Congressional Record* vol.84, 76th Cong., 1st sess. 1939, Part 9, p.9603.

(57) see U.S. Congress, *Congressional Record*, vol.83, 75th Cong., 3rd sess., 1938, p.4459.

D.H. Rosenbloom, *Building a Legislative-centered Public Administration*, op. cit., pp.159-160.

(58) Rosenbloom and Carroll, op. cit., p.85.

(59) N.J. Cayer, op. cit., p.123.

(60) Ibid., p.124.

なお、ハッチ法は、連邦・州・地方の政府段階において、政治を行政活動から分離するための法的障壁を設置している。そのことと、原文で叙述するならば、次のようになる。(Richard C. Box, *Public Administration and Society: Critical Issues in American Governance*, 2004, pp.106-107.)

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled, That it shall be unlawful for any person to intimidate, threaten, or coerce, or to attempt to intimidate, threaten, or coerce, any other person for the purpose of interfering with the right of such other person to vote or not to vote as he may choose, or of causing such other person to vote for, or not to vote for, any candidate for the office of President, Vice President, Presidential elector, Member of the Senate, or Member of the House of Representatives, Delegates or Commissioners from the Territories and insular possessions.

Sec. 2. It shall be unlawful for (1) any person employed in any administrative position by the United States, or by any department, independent agency, or other agency of the United States (including any corporation controlled by the United States or any agency thereof, and any corporation all of the capital stock of which is owned by the United States or any agency thereof), or (2) any person employed in any administrative position by any State, by any political subdivision or municipality of any State, or by any agency of any State or any of its political subdivision or municipalities (including any corporation controlled by any State or by any such political subdivision, municipality, or agency and any corporation all of the capital stock of which is owned by any State or by any such political subdivision, municipality, or agency), in connection with any activity which is financed in whole or in part by loans or grants made by the United States, or by any such department, independent agency, or other agency of the United States, to use his official authority for the purpose of interfering with, or affecting, the election or the nomination of any candidate for the office of President, Vice President, Presidential elector, Member of the Senate, Member of the House of Representatives, or Delegate or Resident Commissioner from any Territory or insular possession.

Sec. 3. It shall be unlawful for any person, directly or indirectly, to promise any employment, position, work, compensation, or other benefit, provided for or made possible on whole or in part by any Act of Congress, to any

person as consideration, favor, or reward for any political activity or for the support of or opposition to any candidate or any political party in any election.

Sec. 4. Except as may be required by the provisions of subsection (b), section 9 of this Act, it shall be unlawful for any person to deprive, attempt to deprive, or threaten to deprive, by any means, any person of any employment, position, work, compensation, or other benefit provided for or made possible by any Act of Congress appropriating funds for work relief or relief purposes, on account of race, creed, color, or any political activity, support of, or opposition to any candidate or any political party in any election.

Sec. 5. It shall be unlawful for any person to solicit to receive or by in any manner concerned in soliciting or receiving any assessment, subscription, or contribution for any political purpose whatever from any person known by him to be entitled to or receiving compensation, employment, or other benefit provided from or made possible by any Act of Congress appropriating funds for work relief or relief purposes.

Sec. 6. It shall be unlawful for any person for political purposes to furnish or to disclose, or to aid or assist in furnishing or disclosing, any list or names of persons receiving compensation, employment, or benefits provided for or made possible by any Act of Congress appropriating, or authorizing the appropriation of, funds for work relief or relief purposes, to a political candidate, committee, or campaign Manager, and It shall be unlawful for any person to receive any such list or names for political purposes...

see also Henry Rose, "A Critical Look at the Hatch Act", *Harvard Law Review*, vol.75 (January 1962), pp.510-526.

- (70) see United States Civil Service Commission, Pamphlet No 20, *Political Activities of Federal Officers and Employees*, 1966. N.J. Cayer, op. cit., p.138.

人種、性、過大な党派性は、一般に、政府職員の間における不協和と反目を導く動力ともなり、政治的に中立な専門知識・特殊技術の修得者という政府職員に対する世人の信頼を動揺させ、弱体化させる要因ともなりうる。これらの要因に《個人的外観》(personal appearance)が加えられる。《個人的外観》も、政府職員の間における不和と反感に、短絡的に接続しうる要因として、時には規制される。(Rosenbloom and O'Leary, op. cit., pp.182-183.)

《身づくろい基準》(grooming standards)が、詳密に作成される場合もありうる。例えば、ニューヨーク州のサフォーク郡(Suffolk County, New York)は、次のような基準にしたがい、男性職員の外観を厳格に規制している。(Ibid., p.183. see also *Kelley v. Johnson*, 425 U.S. 238, 1976.)

「頭髮は、両耳、もしくは、カラーにかかつてはならない。」「もみあげ(sideburns)は、耳の開口部の最低部位を越えて伸ばしてはならない。また、もみあげは、均一の幅を保ち、清潔に剃った水平線で終わらなければならぬ。」「口髭(mustaches)は、上唇の最上位を、あるいは、口角を、それぞれ越えて伸ばしてはならない。」「あごひげとやぎひげ(beards and goatees)は、禁止される。ただし、警察医(Police Surgeon)が、医療上の理由から、当該基準の免責を認められ場合は、この限りではない。：警察医が、政府職員にひげ剃り禁止の処分を指示したとき、すべてのあごひげは、これらが顔の皮膚の表面から1/2インチを越えて伸びることのないよう、整えなければならぬ」。

このような諸多の基準は、日常性の世界と遠ざかり、外部世界と異質の新たな秩序を形成し、政府職員を、同質・同位の規格化された世界に閉じこめようとするものといつてよい。

「個人の外観は、彼の人格を反映し、支え、育成をするものであり、彼の態度や生活様式を表現する手段として、有効に用いられる。個人的外観に統制を加えるならば、そのことは、政府が、彼の廉潔性と主体性の実質的要素を犠牲に供すべきことを、彼に強制するに等し」。(Kelley v. Johnson.)

如上のような《身だしなみ基準》は、当該基準に異義を申し立てる政府職員が、当該基準は行政機関の使命や目標と無関係であることを立証しない限り、合憲と解される。(Rosenbloom and O'Leary, op. cit., p.183.)

(71) N.J. Cayer, op. cit., p.124. D. Schultz, op. cit., p.208-209.

(72) Philip L. Martin, "The Hatch Act in Court: Some Recent Development," *Public Administration Review*, vol.33 (September/October 1973), pp.443-447.

D.H. Rosenbloom, "The Sources of Continuing Conflict between the Constitution and Public Personnel Management", *Review of Public Personnel Administration*, vol.2 (Fall 1981), pp.3-18.
N.J. Cayer, op. cit., p.138.

- (73) 拙著『現代行政学』前掲二六〇頁—二六二頁、なお本項に関する叙述は、とくに註記しない限り、本書による。
- (74) 三事件の詳細については、拙稿「アメリカ合衆国における New Public Management (NPM) の展開」(四)註(93)『神奈川法学』第三十六巻第一号(二〇〇三年五月)二九七頁—三〇二頁参照
- (75) Rosenbloom and O'Leary, op. cit., pp.191-192.
- (76) see D.H. Rosenbloom, *Federal Service and the Constitution*, op. cit., p.3.
- (77) Rosenbloom and O'Leary, op. cit., 191.
- (78) see N.J. Cayer, op. cit., p.124.
- see also Philip L. Marin, "The Constitutionality of the Hatch Act: Second-Class Citizenship for Public Employees," *University of Toledo Law Review*, vol.6 (Fall 1974), pp.38-51.
- Karl T. Thurber, Jr., "Big Little, Littler: Synthesizing Hatch Act-Based Political Activity Legislation Research," *Review of Public Personnel Administration*, vol. XIII (Winter 1993), pp.38-51.
- (79) see *United States Civil Service Commission v. National Association of Letter Carriers*, AFL-CIO, Felix A. Nigro and Lloyd G. Nigro, *The New Public Personnel Administration*, 3rd ed., 1986 p.351.
- (80) *United States Civil Service Commission v. National Association of Letter Carriers*, AFL-CIO, see Nigro and Nigro, op. cit., pp.381-382.
- (81) see *United Public Worker v. Mitchell*, 330, U.S. 75, (1947).
see also Rosenbloom v. O. Leary, op. cit., p.191.
- (82) *United Public Workers v. Mitchell*, see Nigro and Nigro, op. cit., p.381.

なお、憲法修正第五条・九条・一〇条は、次の通りである。(C・A・ピアード『アメリカ政党史』前掲二七〇頁—二七一頁) 修正第五条

「何人も大陪審の告発または起訴によるのでなければ、死刑或いは自由刑を科せられる犯罪 (infamous crime) の責を負わされることはない。ただし、陸海軍軍隊、または戦時もしくは公共の危険に際し現に服役している民兵の間に起こった事件については、この限りではない。何人も同一犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。また何人も刑事事件において、自己に不利益な供述を強制されることがない。また正当な法の手続 (due process of law) によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない。また正当な賠償なしに、私有財産を、公共の用途のために、徴収されることはない」。

第九条

「本憲法中に特定の権利を列挙した事実を持って、人民の保有する他の諸権利を否認し或いは軽視したものと解釈することはできない」。

第一〇条

「本憲法によって合衆国に委任されず、また各州に対して禁止されなかった権限は、各州それぞれにあるいは人民に留保 (reserve) される。」

- (83) see *United Public Workers v. Mitchell*, see also *Oklahoma v. United States Civil Service Commission*, 330 U.S. 127 (1947).
- (84) *Rosenbloom and O. Leary*, op. cit., p.199.
- (85) *United States Civil Service Commission v. National Association of Letter Carriers*, (1973).
see also *Nigro and Nigro*, op. cit., p.382.
- (86) *Rosenbloom and O. Leary*, op. cit., p.199.
- (87) *Ibid.*, pp.192,199.
- (88) *N.J. Cayer*, op. cit., p.124.
- (89) *Rosenbloom and O. Leary*, op. cit., p.192.
- (90) 拙著『現代行政学』前掲一〇八頁—一一五頁参照
- (91) 拙著『政治学—現代における議会制民主主義の展望—』(一九七九年)(学術図書出版)一九七頁—二〇三頁参照。
- (92) see *Pickering v. Board of Education*, 391 U.S. 563, (1968)

- see also Nigro and Nigro, op. cit., pp.362-364.
 William C. Bush v. William R. Lucas, 462 U.S. 367, (1983)
 Connick v. Meyers, 461 U.S. 138 (1983), Waters v. Churchill, 114 S. Ct. 1878, (1994).
- (83) see Nigro and Nigro, op. cit., p.363.
 see also Dennis L. Dressang, *Public Personnel Management and Public Policy*, 1984, p.48.
- (94) *Pickering v. Board of Education*, see Nigro and Nigro, op. cit., p.362.
- (95) *Pickering v. Board of Education*, Nigro and Nigro, op. cit., p.363.
- (96) Rosenbloom and O. Leary, op. cit., p.192.
- (97) D.H. Rosenbloom, "Reconsidering the Politics-Administration Dichotomy. The Supreme Court and Public Personnel Management", Jack Rabin and James S. Bowman, *Politics and Administration: Woodrow Wilson and American Public Administration*, 1984, pp.103-118.
 see also Givhan v. Western Line Consolidated School District, 99 S. Ct. 693, (1979)
- (98) 拙著『現代行政学』前掲二六二頁参照。
 G・フォード (Gerald Ford)・G・ブッシュ (George Bush) 両大統領の拒否権発動数は、次のようになる。(Roger Davidson and Walter J. Oleszek, *Congress and Its Members*, 6th ed., pp.284,285.
 see also Senate Library (compiled), *Presidential Vetoes, 1789-1976*, 1978 and Gary L. Galmore, *Congressional Research Service*.)
 フォード大統領 (在位一九七四年—一九七七年) 六六・無効 (vetoes overridden) 一一、ブッシュ大統領 (在位一九八九年—一九九三年) 四六・無効一、以上である。
- 大統領拒否権の発動は、行政諸機関の最高幹部、管理予算局、それにホワイトハウス事務局の大統領補佐官などの助言と勧告を事前に求め、これらが大統領の意思決定を核として擬集した一つの果肉のようなものである。この意味において、大統領拒否権の発動は、行政部による議会の通過法案に対する集団主義的な判断の行使である。拒否権発動の理由として、①当該法案が憲法違反と推断される場合、②当該法案が大統領の独立性を侵害するおそれのある場合、③当該法案が無分別な公共政策である場合、④当

該法案が施行不能である場合、⑤当該法案にかかわる経費が莫大である場合、以上の五者があげられている。(Davidson and Oleszek, op. cit., p.283.)

また、こうした大統領による拒否権の発動を議会が覆えし無効とするためには、上下両院議員の三分の二以上の賛成を必要とする厳格な条件が、課せられている。このため、大統領は、「立法部の第三院」(third branch of the legislature)としての地位を取得するにいたっている。(Ibid., p.283. see Woodrow Wilson, *Congressional Government*, 1885, p.52.) 大統領が、「立法部の第三院」と呼称される所以は、国民全体を選挙区とし彼らから選挙され彼らの利益を代弁する国民代表としての大統領の意味的放射力を、大統領が、拒否権という一つの特権のなかに封じこめ条件が整い次第、いつにても解放するという状態にあるからにはかならない。そこには、立法部の第一院・第二院と第三院とが、互いに反照し合い、対比し合い、また、衝突し合い、調和し合いながら、公共政策決定を進展させるという《協同的対立》(cooperative conflict)の状況が、看とれる。

フォード・ブッシュ両大統領の拒否権発動の戦略には、若干の差異が認められる。

フォード大統領の場合 (see Lewis L. Gould, *The Modern American Presidency: Foreword by Richard Norton Smith*, op. cit., p.178)、強靱な政策・イデオロギー体系の鋭利な刃をもたない穏健な保守主義者であるフォード大統領は、民主党優位の議会との関連において、大統領権力を比例縮減しようとする決然たる態度で臨む民主党議会と、一九八〇年代に最高潮に達した保守主義とその制度的表現であるR・レーガン (R. Reagan) 政権の方向に右傾化する共和党との間に、それぞれ隔離室の壁をめぐらし、こうした二者の壁の中間に自己の占むべき定点を築いた。大統領は、両壁間の切断と、自己の地位の両壁間における移動とによって、大統領・議会間の新たな公共政策展開の律動を生もうとしたといつてよい。「議会と対決するとき、フォードは、大統領の権限、もしくは、特権の行使を妨害する発議権を阻止するために、拒否権を行使した」。(Ibid., p.178.)

フォード大統領は、外交政策の失態のような諸問題について議会と一戦を交え、こうした諸問題の解決について、彼の多くの前任者に見劣りすることはなかった。フォード大統領から見れば、自己を基点として、大統領職と議員職とが分岐し、双方間の均衡の中枢点が自己に求められているという現状が存在する以上、この中枢点の位置と機能とを脅やかすような議会の干渉は、許されなかったといえよう。

他方、ブッシュ大統領の場合 (Davidson and Oleszek, op. cit., p.286)、「彼は、議会の反対勢力に対して拒否権を行使するという点において、最も議会の抑止に成功した行政部首長の一人である。」「彼は、拒否権を、要らざる立法を抑制するために、また、民主党

支配の議会から譲歩を引きだすための、強力な妥協の武器として、使用した」。(Ibid, p286) 一九九二年の十月十五日、大統領任期がまさに終了しようとする時期にはじめて、そして、拒否権行使連続三五回勝利の後に、議会は、ケーブルTV産業を再規制するための評判のよい法案に関するブッシュ大統領の拒否権の発動を、ようやく無効にすることに成功した。ブッシュ大統領による拒否権発動の成功の原因として、一つに、大統領は、速い時期に、社会に生じた政治経済社会の地殻変動を最も敏感に受信しこうした社会基層の諸変化に対応する意図を宣明し、彼が期待する議会との妥協にいたらなかったとしても、その意図を、最後まで翻さなかったという事実による。しかも、ブッシュ大統領は、議会共和党の勢威が大統領拒否権の発動を権護する、双方の静力学的均衡の上に成立する旨、彼らを説得した。大統領の視点にたつならば、両者は、いわば左と右の半球形の卵殻のごときものとなる。ブッシュ大統領の拒否権発動の防塞を容易に切り崩せない議会民主党は、独自の戦略を編成した。大統領拒否権発動の無効化から彼ら自身の敗北への、焦点の急転であり、《敗北による勝利》(Win by Losing)が、これに当る。すなわち、一九九二年十一月の大統領選挙を目前に控え、民主・共和両党間における政策差を鮮明にするために、議会民主党は大統領が確実に拒否権を発動する諸法案を大統領に送付したのであった。議会民主党は、こうした戦略の採用によって、議会の制定する法案の一般性・曖昧性・抽象性などを、故意にはぐらかし、代って、民主党の政治の基本方針・原理・政策的立場などのテーマを大々的に鳴り響かせ、これによって、再選を旨とする大統領の拒否権発動を誘発した。その結果、社会的諸利益や多様な意見の最大公約数を包括的に代表する大統領に対する社会の広範な合意は、いたるところで脱臼現象を起し、遠心的拡散の状態に陥り、差し迫った選挙に不利に作用するものとおもわれたのである。(see Richard A. Watson, *Presidential Vetoes and Public Policy*, 1993.)

(99) 拙著『現代行政学』前掲二六二頁—二六三頁参照。

see also N.J. Cayer, op. cit., pp.124-126.

(100) N.J. Cayer, op. cit., pp.126.

(101) 拙著 前掲 二六二頁参照。

See also, James MacGregor Burns, J.W. Pelason, Thomas E. Cronin, and David B. Magleby, *Government By the People, National Version, 18th ed., 2000*, op. cit., pp.421-422.

Jeanne Ponesse, "The Hatch Act Review", *Congressional Quarterly Weekly Report*, November 13, 1993, pp.3146-3147.

(102) Rosenbloom and O, Leary, op. cit., p.183.

極端に簡略化したウェーバー型官僚制の諸特徴は、①階統制構造 (hierarchy)、②専門職業上の資格・能力ならびに技能に基づく昇進制度 (promotion based on professional merit and skill)、③官僚制内における職業行政官の発達 (development of a career service in the bureaucracy)、④法規への依存と法規の利用 (reliance on and use of rules and regulations)、⑤官僚制内の職業行政官の間における、また、彼らの顧客との間における、諸関係の非人格性 (impersonality of relationships in the bureaucracy and with their clients)、以上の五点に尽きている。(Nicholas Henry, *Public Administration and Public Affairs*, 7th ed, 1999, p.56. 拙著『現代行政学』前掲二〇頁—二四頁。三三頁—三五頁参照)。

こうしたウェーバー型官僚制という巨大な山脈は、以下の六者の綾線によって築きあげられている。(Owen Hughes, *Public Management and Administration 3rd ed., Revised. Expanded. Updated, 2003, pp.21-22.*)

第一は、《固定・公式管轄領域》(fixed and official jurisdictional areas)の原理である。当該領域は、一般に、規則によつてすなわち、法律、もしくは、行政規制によつて、規定される。

第二に、公職階統制の原理と等級別の権威の階梯原理 (the principles of office hierarchy and of levels of graded authority)とは、上司の下僚に対する指揮・監督という上位の低位に対する整然たる堅固な支配・服従体系の存在を意味する。

第三に、現代公職の管理・運営 (the management of the modern office)は、保存を義務づけられる公文書に基づき行われる。公共の職務に専念する公職占有者の一団は、公文書や物的施策執行手段のそれぞれの装置とともに、行政組織の部局を構成する。一般に、官僚制は、公職占有者の活動を、私的生活分野から、別個のものとして隔離する。同じく、公的な資金も装備も、公職占有者の私財から切り離される。

第四に、公職の管理・運営 (office management)は、——少なくともすべての専門特殊化された公職の管理・運営は、現代に特有である——通常、徹底した管理・運営の専門家の養成を、前提とする。

第五に、歴史的に公職が発展過程を辿り、その内容を豊富にし、明確な目標を定め、目標達成方法を限局し、構造を整え、完成度を高め、国民の間に結晶度を獲得し定着するにいたるとき、その公職活動は、公職占有者の活動能力の完全なる発揮を要求する。これは、以前における公職活動の潮流に対する逆行現象である。以前には、私的領域における活動が、第一義的であり、公職活動は、第二義的のものと看做されていた。

第六に、公職の管理・運営 (the management of the office)は、一般規則にしたがう。一般規則は、多かれ少なかれ安定してお

り、あるいは、網羅的であり、修得されうるものである。こうした規則に関する知識は、公職占有者が所有する専門特殊化された体系的知識である。これには、法学、公共管理、あるいは、経営管理などが含まれる。〔see M.H. Gerth and C. Wright Mills (ed), *From Max Weber: Essays in Sociology*, 1970.〕

M. Weber, *The Theory of Social and Economic Organization*, 1947, translated by A.M. Henderson and Talcott Parsons, Wolfgang J. Mommsen, *The Political and Social Theory of Max Weber*, 1989, translated by Michael Steinberg.

See also Janet V. Denhardt and Robert B. Denhardt, *The New Public Service: Serving, not Steering*, 2003, Charles T. Goodsell, *The Case for Bureaucracy: A Public Administration Polemic*, 4th ed., 2004, esp. pp. 6-7, 42-58.]

なお、現代に特徴的な『公共管理』(public management)の改革に関する理論として、NWS (Neo-Weberian State)が、主としてアングロサクソン系諸国に発達したNPM (New Public Management)の対岸に、姿を現していることは注目される。(Christopher Pollitt and Geert Bouckaert, *Public Management Reform: A Comparative Analysis*, 2nd ed., 2004)

NWSは、主に、ベルギー、フィンランド、オランダ、イタリア、スウェーデン、それに、連邦段階を除く州・地方の段階のドイツ、などに台頭し、ウェーバー型官僚制という強力な磁場に据えられ磁力の中心に引き寄せられつつも、ウェーバー型官僚制の理論、実践、伝統などの、現代化(modernization)を試みる。当該理論は、政治・社会・経済現象の globalization、技術革新の進捗、人口動態統計の浮動性、環境破壊の脅威、などの、世界規模の危機的状況のなかにあって、内的な規則遵守から外的の国民の要望の充足への、『市場機制』(market mechanisms)に頼ることなく公共政策や政府行為の主線を方向づけ、こうした危機状況から輩出される新たな錯雑な公共問題の主たる解決者としての国家の役割を、改めて認識し評価する。NWSによれば、国家は、社会における他者への置換不能の統合力を保持している。国家は、能率・競争性、そして、消費者の満足などに関する私的部門における談論の域に矮小化されえない独自の法人格と実効性のある価値体系とを専有する。NWSの擁護者は、『一九八〇年代以来のNPMの奔流のごとき公共管理志向性のなかで堅固に屹立しつつもこれに対応しながら、『強力な国家たる地位』(strong statehood)と、そこにおける最高段階の官僚の問題解決能力や統治資質の卓越性の、双方に対する欽仰と敬慕という十九世紀・二十世紀の伝統を、いまもなお、抱懐している。(Pollitt and Bouckaert, op. cit., pp.96-102, 187-190. see also F. Löffler, *The Modernization of the Public Sector in an International Perspective: Concepts and Methods of Awarding and Assessing Quality in the Public Sector in OECD Countries*, 1995.

- B.G. Peters and D.J. Savoie (ed), *Taking Stock : Assessing Public Sector Reforms, 1998*.
 F.C. Page and V. Wright (ed), *Bureaucratic Elites in Western European State, 1999*.
 A. Guyomarch, "Public Service", *Public Management and Modernization of French Public Administration*, *Public Administration, vol.77, No.1, 1999*, pp.171-193.
- (103) Resenbloom and O'Leary, *op. cit.*, pp.183-184.
- (104) *Ibid.*, p.183.
- (105) NPMについては、拙稿「アメリカ合衆国におけるNew Public Management (NPM)の展開」(一)(二)(三)(四)『神奈川法学』第三五巻第一号(二〇〇二年)一頁―四八頁、同第三五巻第二号(二〇〇二年)三九頁―八八頁、同第三五巻第三号(二〇〇二年)一四七頁―二〇〇頁、同第三六巻第一号(二〇〇三年)二五三頁―三四五頁、以上参照。
- NPMは、一九八〇年代初頭に、M・サッチャー(Margaret Thatcher)女史がイギリス首相に就任した時点を出発点とし、この出発点にNPMのすべてが力強い芽の形で存在する。この萌芽が、やがて、時間軸を垂直に下降し、空間軸を水平に拡大しつつ、多様な変奏を蒙りながら急速に成長する。NPMは、主としてアングロサクソン系諸国を中心に、ヨーロッパやアジアなどの諸国にも、その版図を拡げ、自我と適用対象との接触面積を絶えず増殖しつつある。NPMは、適用対象のpolityによって相貌を変え、全体的眺望の下に見渡すならば、多面・多層の構造体を形成する。しかし、この構造体の基層部に探究の測鉛を下ろすならば、そこには、多岐にわたるそれぞれの多面性・多層性を収斂する原点のような共通の諸特徴が見出せる。これを列記的に述べれば、次のようになる。〔拙著『現代行政学』二六頁―二七頁、二七頁―二九頁参照。〕
- see also OECD, *Public Management Development, 1991*.
- Tom Christensen and Per Laegreid (ed), *New Public Management : The transformation of ideas and practice, 2002*.
 H. George Frederickson and Kevin B. Smith, *The Public Administration Theory Primer, 2003*, esp. 5. Theories of Public Management, p.95-125. 9. Theories of Governance, pp.207-227,
 and 10. Conclusion : A Bright Future for Theory? pp.229-247.
 Richard C. Box, *Public Administration And Society : Critical Issues In American Governance, 2004*, esp. Part IV. Social Equity and Economic Efficiency, pp.187-234, and Part V. Public Service Practitioner in a Democratic Society, pp.255-269.

Mike Dent and Jim Barry, "New Public Management and the Professions in the UK: Reconfiguring Control?" Dent, Chandler and Barry, op. cit., pp.7-20]

- ① その名称の如何を問わず、伝統的な法規遵守の《行政》から、結果の達成ならびに管理者の個人的責任への厳しい関心と理論・実践の集中
- ② 古典的な官僚制からの離脱および組織・人事・雇用期限の弾力化の意図の表明
- ③ 公共部門における組織の個別管理の可能な単位への解体
- ④ 組織・人事両目標の究明とこれに基づく実績指標 (performance indicators) による両目標の達成度の測定、同じく諸施策に対する体系的・系統的評価の実施
- ⑤ ④の測定・評価の起爆剤としての《有効な3E—経済性・能率・実効性—》 ("virtuous three Es", economy, efficiency and effectiveness)
- ⑥ 行政部における高級幹部 (高級官僚) のその時々々の政府に対する少なからざる政治的関与と一般職員への権限授与
- ⑦ 《職務実行の職業行政官による管理》 (hands-on professional management) の推進
このことは、組織単位の管理者が、当該単位の管理・運営に当るということを意味する。換言するならば、組織単位の管理者が、《組織の頂点に所在する特定人から離れて、組織に対する積極的にして明白な裁量的な統制権》 (active, visible, discretionary control of organizations from named person at the top) を行使するというのが、これにあたる。このような分権化・分散化された管理・運営の正当な是認根拠として、《法的責任は、行為に対する道義的責任の明確な委託を要件とする》 (accountability requires clean assignment of responsibility for action) という一句に求められよう。(O.W. Hughes, op. cit., pp.52, 53-54. see also Christopher Hood, "A Public Management for All Seasons?", *Public Administration*, vol.69, No.1, 1991, pp.3-19.)
- ⑧ 《操舵と漕法の分離》 (separation of steering from rowing) にみられる《外注》 (contracting out) のような、政府職能に対する《試験的な市場取引》 (market testing) の実施、社会経済生活に対する政府の介入と、官僚制を手段とする政府による財貨や用役の給付との背離

- ⑨ 公共部門における競争原理の導入、私的部門における管理・運営技術の活用
- ⑩ 民有化およびその他の市場審査・市場契約の形式による政府職能の縮減の傾向
- ⑪ 資源利用に対する《厳格な規制と極度の儉約》(discipline and parsimony) 以上もみよ。
- (106) Rosenbloom and O. Leary, *op. cit.*, p.183.
- (107) *Ibid.*, p.183.
- Ezra Suleiman, *Dismantling Democratic State*, 2003.
- (108) E. Suleiman, *op. cit.*, pp.209-229.
なお、本項に関する記述は、特記しない限り、本書による。
- (109) *Ibid.*, p.221.
- (110) *Ibid.*, p.220.
- (111) *Ibid.*, p.220.
- (112) T.M. Moe, "The Politicized Presidency". John Chabler and Paul Peterson (ed.), *The New Direction in American Politics*, 1985, p.239. see E. Suleiman, *op. cit.*, p.214.
- (113) カーター大統領と当時の議会との対立的配置の骨格を素描するならば、次のようになる。[Nelson W. Polsby, *How Congress Evolves: Social Bases of Institutional Change*, 2004, pp.65-74,80-96,111-113,224
- Lewis L. Gould, *The Modern American Presidency: Foreword by Richard Norton Smith*, *op. cit.*, pp.170-190.
- John Kenneth White, *The Values Divided: Foreward by John Zogby*, 2003, pp.64-65,124-146,154.
- Robert E. DiClerico, *The American President*, 5th ed, 2000, pp.8-16,19-23,40-42,53-62,69-78,97-109,128-133,149-154,175-176,186-187,209-210,220-236,269-273,300-357,335-367,370-378,386-391, and *passim*.
- Charles O. Jones, *Separate But Equal Branches: Congress and Presidency*, 2nd ed., 1999, pp.44,64-66,91-99,117-121,134-138,151-165,166-191, and *passim*.
- James P. Pfiffnor, *The Modern Presidency*, 2nd ed., 1998, p.12,19-34,39,62-64,94-96,100-120,142-157,183-189,197-224, and *passim*.

see also, Mary Finch Hoyt, *East Wing: A Memoir*, 2001. Jack Germond, *Fat Men in a Middle Seat: Forty Years of Covering Politics*, 1999.

Leslie Stahl, *Reporting Live*, 1999.

Jim Wright, *Balance of Power: Presidents and Congress from the Era of McCarthy to the Rise of Gingrich*, 1996.

Herbert D. Rosenbaum and Alexej Ugrinsky (ed.), *The Presidency and Domestic Policies of Jimmy Carter*, 1994.

Burton I. Kaufman, *The Presidency of James Earl Carter, Jr.* 1993.]

カーター大統領は、一九七六年に、ジョージアという民主党一党支配の州から、第三九代合衆国大統領として選挙された。カーター大統領の国民投票の獲得数は、四〇八二万八五八七票（獲得率五〇・一％）、大統領選挙人の獲得数は二九七名である。他方、対立候補である共和党指名のフォードは、国民投票獲得数三九一四万七六一三票（獲得率四八％）、大統領選挙人の獲得数は、二四〇名である。（James MacGregor Burns, J.W. Pelason, Thomas E. Cronin, and David B. Magleby, *Government by the People, National Version 18th ed. op.cit.*, A-10.）

カーター大統領が対決した立法部は、第九五議会（一九七七年—一九七九年）—下院・民主党二九二名共和党一四三名、上院・民主党六一名共和党三八名—と、第九六議会（一九七九年—一九八一年）—下院・民主党二七六名共和党一五七名、上院・民主党五八名共和党四一名—である。（John F. Bibby, *Government by Consent: An Introduction to American Politics*, 1992, p.610.）

カーター大統領の出身州であるジョージアでは、共和党は、地方段階において民主党に対して重大な脅威を与える敵手として登場するにいたっていなかった。彼は、しかも、全国段階の民主党と相互的に接触し交流し合う緊張関係の経験をもたず、共和党との接点も皆無も同然であり、共和党との間に、全国・地方を問わず、相互交流の通路を設定することもなかった。カーター大統領には、互いに対立し補完し合う異界として共和党を捕捉する視野に、欠けていたといつてよい。こうしたことから、彼には、大統領職は、共和党との、そして、議会との、相互間の牽引と反撥の矛盾的錯綜によって形づくられる政治空間のなかで、常に回転し機能しなければならないという認識は、不在であった。

カーターは、議会の構造と機能の内的状況に関する限定された情報・知識を携えて、また、党派の間を越えて、議会指導者や有力議員との個人的な親和関係も皆無も同然のまま、*Outsider*として、ワシントン政界に登場した。大統領就任までの期間は、彼に

とって、議会政治に関する幻像と実像との一致を信じえた、幸福な密月期であった。彼は、これまで、ワシントンの連邦政府のなかで一般職員として生活したという事実はなく、したがって、連邦政府の職務を遂行したという経験もない。さらに、議会運営に特徴的な調整・妥協の政治は、海軍技術将校を前身とするカーターには、馴染まず、また、納得のゆくものではなかった。このため、カーターは、議会に対する大統領の指導と説得のための議会工作の戦列に、議会との連絡を職務とする専門家の席を用意し、自己の周囲に彼らを綿密に配置した。《ワシントンにおける既成勢力》(the Washington establishment)に屈従することを潔しとしないカーターは、その代りに、大統領選挙とそれ以前のジョージア州知事時代の政務を、苦楽をともにし運営してきた《政治的僚友》(political comrade)である、いわゆるGeorgia Mafafaに、大統領としての職務の遂行について信頼を寄せ依拠することとなった。こうしたGeorgia Mafafaが「カーター政権の基礎的構造の核心に据えられた。カーターとGeorgia Mafafa」「議会は、ジョージア州議会ほど、重大な問題を、彼らに提出しない」(Congress would present no greater problem to them than the Georgia legislature) (R.E. DiClerico, op. cit. p.75)とする大統領就任以前の牢固な確信に基づき、連邦議会政治の実態に関する単純な、また、楽観きわまる、意味論的世界を想定し、それを現実に下降させ、議会を、想定通りの統御容易な所定の位置に封じこめ、定着させられるものと判断した。このため、多数の議員から、カーター政権は、統治の資質と能力の点において、疑惑の眼で眺められ、ときには、嘲笑の的とされることも絶無ではなかった。カーター政権は、議会の構造、機能様式、行動規範、習俗などに精通せず無知であるという自らの弱点を、逆に、武器として、あるいは、楯として、異端の座に居直ろうとするものと、議会からは、解釈されたといつてよい。

カーター大統領が対決した議会、とりわけ、下院では、権力が微分化され、与党である下院民主党の規律は弛緩し、《政党結束力》(Party unity)は、低調であった。一九七〇年代中葉以降、下院民主党の統合力は上昇傾向にあったとはいえ「その主な理由①Dixierat(南部民主党の離反派)の人口減 ②党議日程表の作成のための、下院民主党指導部によるcaucusの活発な活用」、第九五議会の場合、南部民主党の《政党結束力》五四%・非南部民主党の《政党結束力》八〇%、第九六議会の場合、南部六二%・非南部八二%、以上であった。なお、第一〇四議会の場合、下院民主党の《政党結束力》は、南部七六%・非南部八七%、第一〇五議会の場合、南部七九%・非南部八七%、以上である。(N. W. Polsby, op. cit., pp.109-111)カーター政権当時、こうした政党規律が弱体であったため、議員に対する特殊利益の圧力活動も、また、旺盛であったとみてよい。

こうした状況から惹き起された議会と大統領との不協和と抗争の困難な関係と、大統領自身の政治的な能力や知識の限界とは、

関数的に変動する。カーター政権における大統領をはじめとする担い手が、実体としての連邦議会関係の運営について経験や知識を欠き、このため議会そのものが、暗闇の迷宮となって彼らを押し包んだ。この状態は、様々な局面に露呈している。これを列記的に述べれば①カーター政権の中核にあるホワイトハウス事務局 (White House Office) は、議会の懸念事項への配慮や要望の充足などに、冷淡な態度に終始した。②大統領は、議員の選挙区出身の何びとかを行政職に任命する際に、当該議員にその旨の事前の通告を行わなかった。③同じく、大統領が下院議員選挙区を訪れるとき、その訪問は、当該選挙区出身の下院議員に対する通告なしに実施された。④ホワイトハウスへの電話の呼び出しには、常に応答はなかった。⑤大統領誕生日の祝賀のような、ホワイトハウスにおける祝典への議員の招待は、きわめて稀であった。[see Haynes Johnson, *In the Absence of Power 1980*, and Eric Davis, "Legislative Liaison in the Carter Administration", *Political Science Quarterly*, vol.2 (Summer 1979), p.294.] のような議会の自尊心や矜持に対するカーター大統領の明白な無視は、L・B・ジョynソン (Lyndon Baines Johnson) の議員に対する行き届いた接し方と際だった対照を示す。ジョynソン大統領の議会に対する態度は、次のように記されている。(see William Livingston, Lawrence Dodd, and Richard Shout, (ed.), *The Presidency and Congress: A Shifting Balance of Power? 1979*, p.311.)

「私の執務室で催される祝賀会に、錦上花を添えるように、ここまでわざわざヘリコプターで駆けつけてくれる大統領は、リンドン ジョynソンを除けば、ほかにありえない。事実、ジョynソン大統領は、飛来された。ジョynソン大統領以外に、議員に、誕生日に祝賀の書状をしたため、絵画を送り、ホワイトハウスへの招待状を発し、約言するならば、最も若年の議員ですら、自らの存在の重要性を認められ、かけがえのない人材として評価され、尊重され、配慮されていると感ぜざるをえないような、なしうるすべてを実行することを、決して忘れない大統領は、他に存在しないであろう。」

この一文には、ジョynソン大統領の議会に対する指導と操作に関する綿密な構想と緻密な計算の断片が、閃光のように散りばめられている。

カーター政権におけるホワイトハウス事務局による議会工作の拙劣さは、下院議長、上下両院の院内総務 (majority or minority leaders)、院内幹事 (majority or minority whips)、常任委員会委員長 (Committee Chairman) などの、提出法案審議の頑強な抵抗の牙城ともなりうる重要な指導者と、法案の作成と提出に際して事前に協議を重ねることも、また、彼らに説得を試みることもなく、彼らとの共振・共感を得ないまま、法案の作成と提出を行ったという局面に、明白に現れている。一九七〇年代のエネルギー危機に対応して、エネルギー省 (Department of Energy) を創設し、エネルギー政策の形成と実施のための手続の再編成を試み

たという事実が、これにあたる。さらに、立法案が、議会に、公式に上程されたとしても、ホワイトハウスは、当該法案の審議状況の軌跡を克明に辿り、その推移を丹念に見守り、必要な際に適切な措置を講ずるといこともなかった。こうして、カーター大統領の主要な選挙公約の一つであり、その実現を意図した立法—消費者保護庁 (Consumer Protection Agency) の設置法—は、ホワイトハウスの前述の事前・事後の怠慢もしくは捨象から、廃棄されるにいたった。この廃案に直面した消費者問題担当の大統領特別補佐官は、大統領に向って、「大統領の親しい輩下は、法案を議会に通過させる術を知らない。彼らは、我々が与党として議会に所持している権力を活用するという、議会運用の基本的手段すら知らない」と不平を訴えている。(see H. Johnson, op. cit., p.239) 上の言葉には、大統領との対決を終わった後の補佐官の虚無感が、ただよっている。

立法に関する議会との事前協議や審議状況の事後追跡もない大統領の不適切な対応の重層による交響効果に加え、大統領の立法計画には、過剰なほど提案が盛りこまれていた。相対的に短期間をとりあげてみても、カーター大統領は、議会に、エネルギー、選挙、社会福祉改革、政府再組織、パナマ運河諸条約、一九三五年制定の社会保障計画、それに農業、などの諸問題の解決を目指す立法を、議会に送付している。こうした諸問題の解決を目指す重要立法においても、大統領は、諸立法の深淵に議会の思考と審議とを導く道標となる優先順位設定の指標をつくりあげることがなかった。このため、これらの立法は、すべてが分ち難く溶け合っ、議会に流れこんできた。ある下院議員が指摘するように、「ほぼ例外なく、ホワイトハウス、あるいは、政府機関から発せられるすべての係争問題は、それぞれが重大問題と考えられていた。」(see Washington Post, November 13, 1977, p.B12.) さらに、こうした難問の解決を目指す立法の上程から可決までの作業をこの大部分は係争性にとむ高温状態にある議会に一方的に任せることによって、カーターは、議会との間に相互に対峙し交渉し合う緊張関係のなかにあって、あらゆる方向からの手厳しい非難と攻撃の的とされるにいたった。

さらに、カーター大統領は、議員説得のための重要な手段の適切な運用をなしえなかった。例えば、彼は、情実人事の配分という梃子を、自己の掌中に一元的に把持しつづけるよりも、むしろ、政権発足の当初から、政府における政治的任用職の充当責任を、各省庁の長に、多元的に負わせている。カーターは、本来ならば、大統領に集中的に一元化されている情実人事の任命権を解体し、その断片を、各行政機関の段階という同一平面上に併置した。また、議員が自己の選挙民に向かって政府における政治的任用職への斡旋を示唆するという事例が、少なからず認められる。しかし、そうした議員による斡旋行為は、各省庁の長によって無視されるのが、通例であった。こうした議員に対する政権の冷然たる態度は、透明に構築された立方体の観のような、議会の政権に対す

る視覚的な信頼と、友誼の表出・存続との、長期にわたる層を形成するという、困難な課題を果たしえないであろう。情実人事の供与や立法企画の提示のような、大統領の *carrots* の重要性に対するカーターの明白な無感覚の態度の隠れた脈絡を透視するならば、そこには、LBJの《目的のために手段を選ばない》(wheeling and dealing) という議会に対する戦略様式へのカーターの生理的な嫌悪感が、地紋のように織りこまれていく。下院与党の院内総務の言葉によるならば、「カーター大統領は、『見返り』(quid pro quo) を楽しむことを好まない。…私が思うに、彼は、ワシントンにおける『政治的妥協』(political give-and-take) に、はすくなく腐敗が隠見されると断じたうえで、大統領に就任した。」(see Hedrick Smith, "Problems of a Problem Solver", *New York Times Magazine*, January 8, 1978, p.36.)

カーター大統領を擁護するならば、注目すべき事実は、大統領任期が終末に近づくにしたがい、彼の立法部指導様式に、若干の改善が見られたという点である。カーターと彼の staff は、法案を上程する以前に、与野党の議会両院における重要な議員との協議を深め論点の多角的な討議のために多大の努力を惜しまず、法案の審議過程に対する監視と調査も体系的に実施した。彼は、また、議会の議事日程に、余りにも多くの審議事項を、一度に盛りこむことを差し控えた。さらに、不快感を覚えたにせよ、カーターは、《抜け目のない取引》(horse trading) に携わることにも、積極的な意思を表明したのであった。このことに、カーターに本質的であった形式主義の教科書的な大統領観の修正と彼の思考角度の変化を、覗くことができる。

- (14) see Joel D. Aberbach and Bert A. Rockman, *In the Web of Politics: Three Decades of the U.S.*, 2000, p.32.
- (15) J. P. Pfiffner, op. cit., p.125.
- (16) *Ibid.*, p.125.
- (17) see *The Presidential Transcripts made from the Watergate recordings*, Thomas Cronin, *The State of the Presidency*, 1980, p. 223.
see also Richard Nathan, *The Administrative Presidency*, 1983, p. 53.
- (18) J. P. Pfiffner, op. cit., p.125
- (19) see R. P. Nathan, *The Plot That Failed: Nixon and Administrative Presidency*, 1975, p.82.
Congressional Quarterly Inc., Powers of the Presidency, 2nd ed., 1997, p. 9.

- (120) see R. P. Natham, *The Plot that Failed*, op. cit., p. 82.
- (121) Congressional Quarterly Inc., op. cit., p. 9.
- (122) see "President Nixon Finds a Real Garbageman to Woo Garbagemen," *Wall Street Journal*, June 21, 1972, pp. 1, 25.
- (123) Congressional Quarterly Inc., op. cit., p. 46.
- (124) J. P. Pfiffner, op. cit., p. 125.
- (125) Congressional Quarterly Inc., op. cit., p. 46.
- (126) *Ibid.*, p. 125.
- (127) 公務員法改正案の経過 (Senior Executive Service) (憲法行政幹部職) ニ関スルモノ 拙著『現代行政学』二二四頁—二二五頁参照
 see also U. S. Office of Personnel Management, "Executive Core Qualifications,"
 URL: <http://www.opm.gov/secs/html>
 National Commission on the Public Service (chairman Paul A. Volcker), *Leadership for
 America: Rebuilding the Public Service / The Report of the National Commission on the Public Service and the Task Force
 Reports to the National Commission on the Public Service, 1990.*
 M. W. Huddleston and W. W. Boyer, *The Higher Civil Service in the U. S.: Quest for Reform, 1996.*
 C. T. Goodsell, op. cit.
- (128) *Civil Service Reform Act of 1978. Public Law 95-454. 95th Cong., 2nd sess., January 1979.*
 J. P. Pfiffner, op. cit., p. 125.
- (129) R. E. DiClerico, op. cit., p. 173.
- (130) see Aberbach and Rockman, op. cit., p. 35.
- (131) 分類職 (classified service) ニ関スルモノ 拙著 前掲 二二五頁—二二三頁参照
 see also U. S. Code Title 5. United States Office of Personal Management
<http://www.opm.gov>.
- (132) see P. W. Ingraham, *The Foundation of Merit*, op. cit., p. 79.

- (132) Ibid., p. 79.
- (133) see Paul C. Light, *Thickening Government: Federal Hierarchy and the Diffusion of Accountability*, 1995, p. 7.
- (134) see P. W. Ingraham, *The Foundation of Merit*, op. cit., p. 99.
- (135) see Ibid., p. 103.
- (136) see J. P. Pfiffner, "Political Appointees and Career Executives: The Democracy-Bureaucracy Nexus" in P. W. Ingraham and Donald F. Kettle (ed.), *Public Service in America*, 1992, pp. 49-51.
- (137) see Delmer D. Dunn, *Politics and Administration at the Top: Lessons from Down Under*, 1997, p. 26.
- (138) Congressional Quarterly Inc., op. cit., p. 21.
- (139) Niccolo Machiavelli, *The Prince*, 1961 (Penguin) p. 124.
- (140) Arthur M. Schlesinger, Jr., *A Thousand Days: John F. Kennedy in the White House*, 1965, p. 127.
- (141) Congressional Quarterly Inc., op. cit., p. 21.
- (142) Hugh Hecla, *A Government of Strangers*, 1977, p. 249.
- (143) see H. Hecla, Ibid., pp. 240-250. Aberbach and Reokman op. cit., pp. 119-130.
- (144) Paul Light, "When Worlds Collide: The Political Career Nexus," in G. Calvin Mackenzie (ed.), *The In-and-Outers*, 1987.
- (145) D. D. Dunn, op. cit., p. 154.
- (146) P. Light, op. cit., p.155.
- (147) Ibid., p. 155.
- (148) see Charles R. Levine, "The Federal Government in the Year 2000: Administrative Legacies of the Regan Years," in Ingraham and Kettle (ed.), *Agenda for Excellence*, 1992, p. 174.
- (149) Ibid., p.174.
- (150) E. Suleiman, op. cit., p. 227. see also Françoise Drefus, *L'Invention de la Bureaucratie: Servir l'Etat en France, en Grande-Bretagne et aux Etats-Unis (18 èmee20 ème Siècle)* 2000, pp. 200-202, 253-257.

- (15) see P. C. Light, *Thickening Government*, op. cit., p. 15.
- (16) *Ibid.*, p. 15.
- (17) B. Clinton and Al Gore, *Putting People First, 1992*, pp. 23-24.
- (18) A. Gore, *From Red Tape to Results, Creating A Government That Works Better and Costs Less. Report of the National Performance Review*, revised ed., 1993, p.i.
- (19) A. Gore, *Report*, Foreword.
- (20) E. A. Suleiman, op. cit., p. 221.
- see also Haile K. Asmerom and Elisa P. Reis (ed.), *Democratization and Bureaucratic Neutrality, 1996*, esp. pp.2-44.

表2 (続き)

SENATE COMMITTEES

Aging (Special)**G-31 Dirksen****aging.senate.gov****202-224-5364**

Majority (R 11): Craig (ID), Chmn.; Shelby (AL), Enzi (WY), Collins (ME), Smith (OR), Talent (MO), Fitzgerald (IL), Hatch (UT), Dole (NC), Stevens (AK), Santorum (PA)

Minority (D 9): Breaux (LA), RMM; Reid (NV), Kohl (WI), Feingold (WI), Wyden (OR), Bayh (IN), Lincoln (AR), Carper (DE), Stabenow (MI)

Independent (1): Jeffords (I-VT)

NO SUBCOMMITTEES**Agriculture, Nutrition & Forestry****SR-328-A Russell****agriculture.senate.gov****202-224-2035**

Majority (R 11): Cochran (MS), Chmn.; Lugar (IN), McConnell (KY), Roberts (KS), Fitzgerald (IL), Chambliss (GA), Coleman (MN), Crapo (ID), Talent (MO), Dole (NC), Grassley (IA)

Minority (D 10): Harkin (IA), RMM; Leahy (VT), Conrad (ND), Daschle (SD), Baucus (MT), Lincoln (AR), Miller (GA), Stabenow (MI), Nelson (NE), Dayton (MN)

SUBCOMMITTEES**Forestry, Conservation & Rural Revitalization**

Majority (R 6): Crapo, Chmn.; Lugar, Coleman, Talent, McConnell, Roberts

Minority (D 5): Lincoln, RMM; Dayton, Leahy, Daschle, Nelson

Marketing, Inspection & Product Promotion

Majority (R 5): Talent, Chmn.; Roberts, Fitzgerald, Chambliss, Grassley

Minority (D 4): Baucus, RMM; Nelson, Conrad, Stabenow

Production & Price Competitiveness

Majority (R 6): Dole, Chmn.; McConnell, Roberts, Chambliss, Coleman, Grassley

Minority (D 5): Conrad, RMM; Daschle, Miller, Baucus, Lincoln

Research, Nutrition & General Legislation

Majority (R 5): Fitzgerald, Chmn.; Lugar, McConnell, Crapo, Dole

Minority (D 4): Leahy, RMM; Stabenow, Miller, Dayton

Appropriations**S-128 The Capitol****appropriations.senate.gov****202-224-7363**

Majority (R 15): Stevens (AK), Chmn.; Cochran (MS), Specter (PA), Domenici (NM), Bond (MO), McConnell (KY), Burns (MT), Shelby (AL), Gregg (NH), Bennett (UT), Campbell (CO), Craig (ID), Hutchison (TX), DeWine (OH), Brownback (KS)

Minority (D 14): Byrd (WV), RMM; Inouye (HI), Hollings (SC), Leahy (VT), Harkin (IA), Mikulski (MD), Reid (NV), Kohl (WI), Murray (WA), Dorgan (ND), Feinstein (CA), Durbin (IL), Johnson (SD), Landrieu (LA)

SUBCOMMITTEES**Agriculture & Rural Development**

Majority (R 8): Bennett, Chmn.; Cochran, Specter, Bond, McConnell, Burns, Craig, Brownback

Minority (D 7): Kohl, RMM; Harkin, Dorgan, Feinstein, Durbin, Johnson, Landrieu

Commerce, Justice, State & Judiciary

Majority (R 7): Gregg, Chmn.; Stevens, Domenici, McConnell, Hutchison, Campbell, Brownback

Minority (D 6): Hollings, RMM; Inouye, Mikulski, Leahy, Kohl, Murray

Defense

Majority (R 10): Stevens, Chmn.; Cochran, Specter, Domenici, Bond, McConnell, Shelby, Gregg, Hutchison, Burns

Minority (D 9): Inouye, RMM; Hollings, Byrd, Leahy, Harkin, Dorgan, Durbin, Reid, Feinstein

District of Columbia

Majority (R 3): DeWine, Chmn.; Hutchison, Brownback

Minority (D 2): Landrieu, RMM; Durbin

Energy & Water Development

Majority (R 7): Domenici, Chmn.; Cochran, McConnell, Bennett, Burns, Craig, Bond

Minority (D 6): Reid, RMM; Byrd, Hollings, Murray, Dorgan, Feinstein

Foreign Operations

Majority (R 8): McConnell, Chmn.; Specter, Gregg, Shelby, Bennett, Campbell, Bond, DeWine

Minority (D 7): Leahy, RMM; Inouye, Harkin, Mikulski, Durbin, Johnson, Landrieu

Homeland Security

Majority (R 9): Cochran, Chmn.; Stevens, Specter, Domenici, McConnell, Shelby, Gregg, Campbell, Craig

Minority (D 8): Byrd, RMM; Inouye, Hollings, Leahy, Harkin, Mikulski, Kohl, Murray

Interior

Majority (R 8): Burns, Chmn.; Stevens, Cochran, Domenici, Bennett, Gregg, Campbell, Brownback

Minority (D 7): Dorgan, RMM; Byrd, Leahy, Hollings, Reid, Feinstein, Mikulski

Labor, HHS & Education

Majority (R 8): Specter, Chmn.; Cochran, Gregg, Hutchison, Craig, Stevens, DeWine, Shelby
 Minority (D 7): Harkin, RMM; Hollings, Inouye, Reid, Kohl, Murray, Landrieu

Legislative Branch

Majority (R 3): Campbell, Chmn.; Bennett, Stevens
 Minority (D 2): Durbin, RMM; Johnson

Military Construction

Majority (R 5): Hutchison, Chmn.; Burns, Craig, DeWine, Brownback
 Minority (D 4): Feinstein, RMM; Inouye, Johnson, Landrieu

Transportation, Treasury & General Government

Majority (R 8): Shelby, Chmn.; Specter, Bond, Bennett, Campbell, Hutchison, DeWine, Brownback
 Minority (D 7): Murray, RMM; Byrd, Mikulski, Reid, Kohl, Durbin, Dorgan

VA, HUD & Independent Agencies

Majority (R 7): Bond, Chmn.; Burns, Shelby, Craig, Domenici, DeWine, Hutchison
 Minority (D 6): Mikulski, RMM; Leahy, Harkin, Byrd, Johnson, Reid

Armed Services**armed-services.senate.gov**

Majority (R 13): Warner (VA), Chmn.; McCain (AZ), Inhofe (OK), Roberts (KS), Allard (CO), Sessions (AL), Collins (ME), Ensign (NV), Talent (MO), Chambliss (GA), Graham (SC), Dole (NC), Cornyn (TX)
 Minority (D 12): Levin (MI), RMM; Kennedy (MA), Byrd (WV), Lieberman (CT), Reed (RI), Akaka (HI), Nelson (FL), Nelson (NE), Dayton (MN), Bayh (IN), Clinton (NY), Pryor (AR)

228 Russell**202-224-3871****SUBCOMMITTEES****Airland**

Majority (R 7): Sessions, Chmn.; McCain, Inhofe, Roberts, Talent, Chambliss, Dole
 Minority (D 6): Lieberman, RMM; Akaka, Dayton, Bayh, Clinton, Pryor

Emerging Threats & Capabilities:

Majority (R 9): Roberts, Chmn.; Allard, Collins, Ensign, Talent, Chambliss, Graham, Dole, Cornyn
 Minority (D 8): Reed, RMM; Kennedy, Byrd, Lieberman, Akaka, Nelson (FL), Bayh, Clinton

Personnel

Majority (R 4): Chambliss, Chmn.; Collins, Dole, Cornyn
 Minority (D 3): Nelson (NE), RMM; Kennedy, Pryor

Readiness & Management Support

Majority (R 9): Ensign, Chmn.; McCain, Inhofe, Roberts, Allard, Sessions, Talent, Chambliss, Cornyn
 Minority (D 8): Akaka, RMM; Byrd, Nelson (FL), Nelson (NE), Dayton, Bayh, Clinton, Pryor

Seapower

Majority (R 4): Talent, Chmn.; McCain, Collins, Graham
 Minority (D 3): Kennedy, RMM; Lieberman, Reed

Strategic Forces

Majority (R 6): Allard, Chmn.; Inhofe, Sessions, Ensign, Graham, Cornyn
 Minority (D 5): Nelson (FL), RMM; Byrd, Reed, Nelson (NE), Dayton

Banking, Housing & Urban Affairs**banking.senate.gov**

Majority (R 11): Shelby (AL), Chmn.; Bennett (UT), Allard (CO), Enzi (WY), Hagel (NE), Santorum (PA), Bunning (KY), Crapo (ID), Sununu (NH), Dole (NC), Chafee (RI)
 Minority (D 10): Sarbanes (MD), RMM; Dodd (CT), Johnson (SD), Reed (RI), Schumer (NY), Bayh (IN), Miller (GA), Carper (DE), Stabenow (MI), Corzine (NJ)

534 Dirksen**202-224-7391****SUBCOMMITTEES****Economic Policy**

Majority (R 3): Bunning, Chmn.; Dole, Shelby
 Minority (D 2): Schumer, RMM; Miller

Financial Institutions

Majority (R 8): Bennett, Chmn.; Dole, Chafee, Allard, Santorum, Hagel, Bunning, Crapo
 Minority (D 7): Johnson, RMM; Miller, Carper, Dodd, Reed, Bayh, Stabenow

Housing & Transportation

Majority (R 7): Allard, Chmn.; Santorum, Bennett, Chafee, Enzi, Sununu, Shelby
 Minority (D 6): Reed, RMM; Stabenow, Corzine, Dodd, Carper, Schumer

International Trade & Finance

Majority (R 6): Hagel, Chmn.; Enzi, Crapo, Sununu, Dole, Chafee
 Minority (D 5): Bayh, RMM; Miller, Johnson, Carper, Corzine

Securities & Investment

Majority (R 8): Enzi, Chmn.; Crapo, Sununu, Hagel, Bunning, Bennett, Allard, Santorum
 Minority (D 7): Dodd, RMM; Johnson, Reed, Schumer, Bayh, Stabenow, Corzine

Budget**budget.senate.gov****624 Dirksen****202-224-0642**

Majority (R 12): Nickles (OK), Chmn.; Domenici (NM), Grassley (IA), Gregg (NH), Allard (CO), Burns (MT), Enzi (WY), Sessions (AL), Bunning (KY), Crapo (ID), Ensign (NV), Cornyn (TX)
 Minority (D 11): Conrad (ND), RMM; Hollings (SC), Sarbanes (MD), Murray (WA), Wyden (OR), Feingold (WI), Johnson (SD), Byrd (WV), Nelson (FL), Stabenow (MI), Corzine (NJ)

NO SUBCOMMITTEES**Commerce, Science & Transportation****commerce.senate.gov****508 Dirksen****202-224-5115**

Majority (R 12): McCain (AZ), Chmn.; Stevens (AK), Burns (MT), Lott (MS), Hutchison (TX), Snowe (ME), Brownback (KS), Smith (OR), Fitzgerald (IL), Ensign (NV), Allen (VA), Sununu (NH)
 Minority (D 11): Hollings (SC), RMM; Inouye (HI), Rockefeller (WV), Kerry (MA), Breaux (LA), Dorgan (ND), Wyden (OR), Boxer (CA), Nelson (FL), Cantwell (WA), Lautenberg (NJ)

SUBCOMMITTEES**Aviation**

Majority (R 11): Lott, Chmn.; Stevens, Burns, Hutchison, Snowe, Brownback, Smith, Fitzgerald, Ensign, Allen, Sununu
 Minority (D 10): Rockefeller, RMM; Hollings, Inouye, Breaux, Dorgan, Wyden, Nelson, Boxer, Cantwell, Lautenberg

Communications

Majority (R 11): Burns, Chmn.; Stevens, Lott, Hutchison, Snowe, Brownback, Smith, Fitzgerald, Ensign, Allen, Sununu
 Minority (D 10): Hollings, RMM; Inouye, Rockefeller, Kerry, Breaux, Dorgan, Wyden, Boxer, Nelson, Cantwell

Competition, Foreign Commerce & Infrastructure

Majority (R 6): Smith, Chmn.; Burns, Brownback, Fitzgerald, Ensign, Sununu
 Minority (D 5): Dorgan, RMM; Boxer, Nelson, Cantwell, Lautenberg

Consumer Affairs & Product Safety

Majority (R 3): Fitzgerald, Chmn.; Burns, Smith
 Minority (D 2): Wyden, RMM; Dorgan

Oceans, Fisheries & Coast Guard

Majority (R 6): Snowe, Chmn.; Stevens, Lott, Hutchison, Smith, Sununu
 Minority (D 5): Kerry, RMM; Hollings, Inouye, Breaux, Cantwell

Science, Technology & Space

Majority (R 8): Brownback, Chmn.; Stevens, Burns, Lott, Hutchison, Ensign, Allen, Sununu
 Minority (D 7): Breaux, RMM; Rockefeller, Kerry, Dorgan, Wyden, Nelson, Lautenberg

Surface Transportation & Merchant Marine

Majority (R 8): Hutchison, Chmn.; Stevens, Burns, Lott, Snowe, Brownback, Smith, Allen
 Minority (D 7): Inouye, RMM; Rockefeller, Kerry, Breaux, Wyden, Boxer, Lautenberg

Energy & Natural Resources**energy.senate.gov****364 Dirksen****202-224-4971**

Majority (R 12): Domenici (NM), Chmn.; Nickles (OK), Craig (ID), Campbell (CO), Thomas (WY), Alexander (TN), Murkowski (AK), Talent (MO), Burns (MT), Smith (OR), Bunning (KY), Kyl (AZ)
 Minority (D 11): Bingaman (NM), RMM; Akaka (HI), Dorgan (ND), Graham (FL), Wyden (OR), Johnson (SD), Landrieu (LA), Bayh (IN), Feinstein (CA), Schumer (NY), Cantwell (WA)

SUBCOMMITTEES**Energy**

Majority (R 8): Alexander, Chmn.; Nickles, Vice Chmn.; Talent, Bunning, Thomas, Murkowski, Craig, Burns
 Minority (D 7): Graham, RMM; Akaka, Johnson, Landrieu, Bayh, Schumer, Cantwell

National Parks

Majority (R 7): Thomas, Chmn.; Nickles, Vice Chmn.; Campbell, Alexander, Burns, Smith, Kyl
 Minority (D 6): Akaka, RMM; Dorgan, Graham, Landrieu, Bayh, Schumer

Public Lands & Forests

Majority (R 8): Craig, Chmn.; Burns, Vice Chmn.; Smith, Kyl, Campbell, Alexander, Murkowski, Talent
 Minority (D 7): Wyden, RMM; Akaka, Dorgan, Johnson, Landrieu, Bayh, Feinstein

Water & Power

Majority (R 8): Murkowski, Chmn.; Campbell, Vice Chmn.; Smith, Kyl, Craig, Talent, Bunning, Thomas
 Minority (D 7): Dorgan, RMM; Graham, Wyden, Johnson, Feinstein, Schumer, Cantwell

Environment & Public Works**epw.senate.gov****410 Dirksen****202-224-6176**

Majority (R 10): Inhofe (OK), Chmn.; Warner (VA), Bond (MO), Voinovich (OH), Crapo (ID), Chafee (RI), Cornyn (TX), Murkowski (AK), Thomas (WY), Allard (CO)
 Minority (D 8): Baucus (MT), Reid (NV), Graham (FL), Lieberman (CT), Boxer (CA), Wyden (OR), Carper (DE), Clinton (NY)
 Independent (1): Jeffords (I-VT), RMM

SUBCOMMITTEES**Clean Air, Climate Change & Nuclear Safety**

Majority (R 5): Voinovich, Chmn.; Crapo, Bond, Cornyn, Thomas
 Minority (D 4): Carper, RMM; Lieberman, Reid, Clinton

Fisheries, Wildlife & Water

Majority (R 5): Crapo, Chmn.; Warner, Murkowski, Thomas, Allard
 Minority (D 4): Graham, RMM; Baucus, Wyden, Clinton

Superfund & Waste Management

Majority (R 4): Chafee, Chmn.; Warner, Allard, Bond
 Minority (D 3): Boxer, RMM; Wyden, Carper

Transportation & Infrastructure

Majority (R 6): Bond, Chmn.; Warner, Voinovich, Chafee, Cornyn, Murkowski
 Minority (D 5): Reid, RMM; Baucus, Graham, Lieberman, Boxer

Ethics (Select)

ethics.senate.gov

Majority (R 3): Voinovich (OH), Chmn.; Roberts (KS), Thomas (WY)
 Minority (D 3): Reid (NV), Vice Chmn.; Akaka (HI), Lincoln (AR)

220 Hart
202-224-2981

NO SUBCOMMITTEES**Finance**

finance.senate.gov

Majority (R 11): Grassley (IA), Chmn.; Hatch (UT), Nickles (OK), Lott (MS), Snowe (ME), Kyl (AZ), Thomas (WY), Santorum (PA), Frist (TN), Smith (OR), Bunning (KY)
 Minority (D 9): Baucus (MT), RMM; Rockefeller (WV), Daschle (SD), Breaux (LA), Conrad (ND), Graham (FL), Bingaman (NM), Kerry (MA), Lincoln (AR)
 Independent (1): Jeffords (I-VT)

219 Dirksen
202-224-4515

SUBCOMMITTEES**Health Care**

Majority (R 10): Kyl, Chmn.; Snowe, Frist, Bunning, Nickles, Thomas, Santorum, Smith, Hatch, Lott
 Minority (D 8): Rockefeller, RMM; Daschle, Graham, Bingaman, Kerry, Lincoln, Breaux, Baucus
 Independent (1): Jeffords (I)

International Trade

Majority (R 8): Thomas, Chmn.; Hatch, Grassley, Smith, Snowe, Frist, Lott, Bunning
 Minority (D 6): Baucus, RMM; Rockefeller, Conrad, Graham, Daschle, Kerry
 Independent (1): Jeffords (I)

Long-Term Growth & Debt Reduction

Majority (R 3): Smith, Chmn.; Lott, Kyl
 Minority (D 2): Graham, RMM; Conrad

Social Security & Family Policy

Majority (R 7): Santorum, Chmn.; Grassley, Kyl, Bunning, Nickles, Snowe, Frist
 Minority (D 6): Breaux, RMM; Daschle, Kerry, Rockefeller, Bingaman, Lincoln

Taxation & IRS Oversight

Majority (R 7): Nickles, Chmn.; Hatch, Lott, Snowe, Thomas, Santorum, Smith
 Minority (D 5): Conrad, RMM; Bingaman, Lincoln, Breaux, Baucus
 Independent (1): Jeffords (I)

Foreign Relations

foreign.senate.gov

Majority (R 10): Lugar (IN), Chmn.; Hagel (NE), Chafee (RI), Allen (VA), Brownback (KS), Enzi (WY), Voinovich (OH), Alexander (TN), Coleman (MN), Sununu (NH)
 Minority (D 9): Biden (DE), RMM; Sarbanes (MD), Dodd (CT), Kerry (MA), Feingold (WI), Boxer (CA), Nelson (FL), Rockefeller (WV), Corzine (NJ)

450 Dirksen
202-224-4651

SUBCOMMITTEES**African Affairs**

Majority (R 4): Alexander, Chmn.; Brownback, Coleman, Sununu
 Minority (D 3): Feingold, RMM; Dodd, Nelson

East Asian & Pacific Affairs

Majority (R 5): Brownback, Chmn.; Alexander, Hagel, Allen, Voinovich
 Minority (D 4): Kerry, RMM; Rockefeller, Feingold, Corzine

European Affairs

Majority (R 5): Allen, Chmn.; Voinovich, Hagel, Sununu, Chafee
 Minority (D 4): Biden, RMM; Sarbanes, Dodd, Kerry

International Economic Policy, Export & Trade Promotion

Majority (R 5): Hagel, Chmn.; Chafee, Enzi, Alexander, Coleman
 Minority (D 4): Sarbanes, RMM; Rockefeller, Corzine, Dodd

International Operations & Terrorism

Majority (R 5): Sununu, Chmn.; Enzi, Allen, Voinovich, Brownback
 Minority (D 4): Nelson, RMM; Biden, Feingold, Boxer

Near Eastern & South Asian Affairs

Majority (R 5): Chafee, Chmn.; Hagel, Brownback, Voinovich, Coleman
 Minority (D 4): Boxer, RMM; Corzine, Rockefeller, Sarbanes

Western Hemisphere, Peace Corps & Narcotics Affairs

Majority (R 5): Coleman, Chmn.; Chafee, Allen, Enzi, Sununu
 Minority (D 5): Dodd, RMM; Boxer, Nelson, Biden, Kerry

Governmental Affairs

govaffairs.senate.gov

340 Dirksen

202-224-4751

Majority (R 9): Collins (ME), Chmn.; Stevens (AK), Voinovich (OH), Coleman (MN), Specter (PA), Bennett (UT), Fitzgerald (IL), Sununu (NH), Shelby (AL)
 Minority (D 8): Lieberman (CT), RMM; Levin (MI), Akaka (HI), Durbin (IL), Carper (DE), Dayton (MN), Lautenberg (NJ), Pryor (AR)

SUBCOMMITTEES**Financial Management, Budget & International Security**

Majority (R 7): Fitzgerald, Chmn.; Stevens, Voinovich, Specter, Bennett, Sununu, Shelby
 Minority (D 6): Akaka, RMM; Levin, Carper, Dayton, Lautenberg, Pryor

Government Management, Federal Workforce & the District of Columbia

Majority (R 6): Voinovich, Chmn.; Stevens, Coleman, Bennett, Fitzgerald, Sununu
 Minority (D 5): Durbin, RMM; Akaka, Carper, Lautenberg, Pryor

Investigations (Permanent)

Majority (R 8): Coleman, Chmn.; Stevens, Voinovich, Specter, Bennett, Fitzgerald, Sununu, Shelby
 Minority (D 7): Levin, RMM; Akaka, Durbin, Carper, Dayton, Lautenberg, Pryor

Health, Education, Labor & Pensions

labor.senate.gov

428 Dirksen

202-224-5375

Majority (R 11): Gregg (NH), Chmn.; Frist (TN), Enzi (WY), Alexander (TN), Bond (MO), DeWine (OH), Roberts (KS), Sessions (AL), Ensign (NV), Graham (SC), Warner (VA)
 Minority (D 9): Kennedy (MA), RMM; Dodd (CT), Harkin (IA), Mikulski (MD), Bingaman (NM), Murray (WA), Reed (RI), Edwards (NC), Clinton (NY)
 Independent (1): Jeffords (I-VT)

SUBCOMMITTEES**Aging**

Majority (R 6): Bond, Chmn.; Alexander, DeWine, Roberts, Ensign, Warner
 Minority (D 5): Mikulski, RMM; Kennedy, Murray, Edwards, Clinton

Children & Families

Majority (R 9): Alexander, Chmn.; Enzi, Bond, DeWine, Roberts, Sessions, Ensign, Graham, Warner
 Minority (D 7): Dodd, RMM; Harkin, Bingaman, Murray, Reed, Edwards, Clinton
 Independent (1): Jeffords (I)

Employment, Safety & Training

Majority (R 5): Enzi, Chmn.; Alexander, Bond, Roberts, Sessions
 Minority (D 3): Murray, RMM; Dodd, Harkin
 Independent (1): Jeffords (I)

Substance Abuse & Mental Health Services

Majority (R 4): DeWine, Chmn.; Enzi, Sessions, Ensign
 Minority (D 3): Kennedy, RMM; Bingaman, Reed

Indian Affairs

indian.senate.gov

838 Hart

202-224-2251

Majority (R 8): Campbell (CO), Chmn.; McCain (AZ), Domenici (NM), Thomas (WY), Hatch (UT), Inhofe (OK), Smith (OR), Murkowski (AK)
 Minority (D 7): Inouye (HI), RMM; Conrad (ND), Reid (NV), Akaka (HI), Dorgan (ND), Johnson (SD), Cantwell (WA)

NO SUBCOMMITTEES**Intelligence (Select)**

intelligence.senate.gov

211 Hart

202-224-1700

Majority (R 9): Roberts (KS), Chmn.; Hatch (UT), DeWine (OH), Bond (MO), Lott (MS), Snowe (ME), Hagel (NE), Chambliss (GA), Warner (VA)
 Minority (D 8): Rockefeller (WV), Vice Chmn.; Levin (MI), Feinstein (CA), Wyden (OR), Durbin (IL), Bayh (IN), Edwards (NC), Mikulski (MD)

NO SUBCOMMITTEES

Judiciary**judiciary.senate.gov**

Majority (R 10): Hatch (UT), Chmn.; Grassley (IA), Specter (PA), Kyl (AZ), DeWine (OH), Sessions (AL), Graham (SC), Craig (ID), Chambliss (GA), Cornyn (TX)

Minority (D 9): Leahy (VT), RMM; Kennedy (MA), Biden (DE), Kohl (WI), Feinstein (CA), Feingold (WI), Schumer (NY), Durbin (IL), Edwards (NC)

224 Dirksen
202-224-5225**SUBCOMMITTEES****Administrative Oversight & the Courts**

Majority (R 5): Sessions, Chmn.; Grassley, Specter, Craig, Cornyn

Minority (D 4): Schumer, RMM; Leahy, Feingold, Durbin

Antitrust, Competition Policy & Consumer Rights

Majority (R 5): DeWine, Chmn.; Hatch, Specter, Graham, Chambliss

Minority (D 4): Kohl, RMM; Leahy, Feingold, Edwards

Constitution, Civil Rights & Property Rights

Majority (R 5): Cornyn, Chmn.; Kyl, Graham, Craig, Chambliss

Minority (D 4): Feingold, RMM; Kennedy, Schumer, Durbin

Crime, Corrections & Victims' Rights

Majority (R 6): Graham, Chmn.; Hatch, Grassley, RMM; Sessions, Craig, Cornyn

Minority (D 5): Biden, RMM; Kohl, Feinstein, Durbin, Edwards

Immigration, Border Security & Citizenship

Majority (R 7): Chambliss, Chmn.; Grassley, Kyl, DeWine, Sessions, Craig, Cornyn

Minority (D 6): Kennedy, RMM; Leahy, Feinstein, Schumer, Durbin, Edwards

Terrorism, Technology & Homeland Security

Majority (R 6): Kyl, Chmn.; Hatch, Specter, DeWine, Sessions, Chambliss

Minority (D 5): Feinstein, RMM; Kennedy, Biden, Kohl, Edwards

Rules & Administration**rules.senate.gov**

Majority (R 10): Lott (MS), Chmn.; Stevens (AK), McConnell (KY), Cochran (MS), Santorum (PA), Nickles (OK), Hutchison (TX), Frist (TN), Smith (OR), Chambliss (GA)

Minority (D 9): Dodd (CT), RMM; Byrd (WV), Inouye (HI), Feinstein (CA), Schumer (NY), Breaux (LA), Daschle (SD), Dayton (MN), Durbin (IL)

305 Russell
202-224-6352**NO SUBCOMMITTEES****Small Business & Entrepreneurship****sbc.senate.gov**

Majority (R 10): Snowe (ME), Chmn.; Bond (MO), Burns (MT), Bennett (UT), Enzi (WY), Fitzgerald (IL), Crapo (ID), Allen (VA), Ensign (NV), Coleman (MN)

Minority (D 9): Kerry (MA), RMM; Levin (MI), Harkin (IA), Lieberman (CT), Landrieu (LA), Edwards (NC), Cantwell (WA), Bayh (IN), Pryor (AR)

428A Russell
202-224-5175**NO SUBCOMMITTEES****Veterans' Affairs****veterans.senate.gov**

Majority (R 8): Specter (PA), Chmn.; Campbell (CO), Craig (ID), Hutchison (TX), Bunning (KY), Ensign (NV), Graham (SC), Murkowski (AK)

Minority (D 6): Graham (FL), RMM; Rockefeller (WV), Akaka (HI), Murray (WA), Miller (GA), Nelson (NE)

Independent (1): Jeffords (I-VT)

412 Russell
202-224-9126**NO SUBCOMMITTEES****HOUSE COMMITTEES****Agriculture****agriculture.house.gov***

Majority (R 27): Goodlatte (VA), Chmn.; Boehner (OH), Vice Chmn.; Pombo (CA), Smith (MI), Everett (AL), Lucas (OK), Moran (KS), Jenkins (TN), Gutmacht (MN), Ose (CA), Hayes (NC), Pickering (MS), Johnson (IL), Osborne (NE), Pence (IN), Rehberg (MT), Graves (MO), Putnam (FL), Janklow (SD), Burns (GA), Bonner (AL), Rogers (AL), King (IA), Chocola (IN), Musgrave (CO), Nunes (CA), Neugebauer (TX)

Minority (D 24): Stenholm (TX), RMM; Peterson (MN), Dooley (CA), Holden (PA), Thompson (MS), McIntyre (NC), Etheridge (NC), Hill (IN), Baca (CA), Ross (AR), Acevedo-Vila (PR), Case (HI), Alexander (LA), Ballance (NC), Cardoza (CA), Scott (GA), Marshall (GA), Pomeroy (ND), Boswell (IA), Lucas (KY), Thompson (CA), Udall (CO), Larsen (WA), Davis (TN)

1301 Longworth
202-225-2171

SUBCOMMITTEES**Conservation, Credit, Rural Development & Research**

Majority (R 10): Lucas, Chmn.; Moran, Osborne, Vice Chmn.; Graves, Putnam, Burns, Bonner, Rogers, King, 1 vacancy
 Minority (D 9): Holden, RMM; Case, Ballance, Peterson, Dooley, Etheridge, Acevedo-Vila, Marshall, McIntyre

Department Operations, Oversight, Nutrition & Forestry

Majority (R 10): Gutknecht, Chmn.; Pombo, Smith, Ose, Rehberg, Vice Chmn.; Putnam, Janklow, Bonner, King, Nunes
 Minority (D 9): Dooley, RMM; Baca, Acevedo-Vila, Cardoza, Holden, Hill, Ballance, Thompson, Davis

General Farm Commodities & Risk Management

Majority (R 18): Moran, Chmn.; Boehner, Smith, Vice Chmn.; Everett, Lucas, Jenkins, Pickering, Johnson, Pence, Rehberg,
 Graves, Burns, Choccola, Musgrave, 4 vacancies
 Minority (D 17): Peterson, RMM; Thompson (MS), Alexander, Ross, Dooley, Pomeroy, Boswell, Etheridge, Hill, Case, Cardoza,
 Marshall, Larsen, Davis, 3 vacancies

Livestock & Horticulture

Majority (R 11): Hayes, Chmn.; Pombo, Ose, Vice Chmn.; Pickering, Osborne, Pence, Putnam, Janklow, Rogers, Choccola,
 Musgrave

Minority (D 10): Ross, RMM; Cardoza, Scott, Peterson, Alexander, Lucas, Boswell, Udall, Larsen, Baca

Specialty Crops & Foreign Agriculture Programs

Majority (R 8): Jenkins, Chmn.; Everett, Vice Chmn.; Gutknecht, Hayes, Rehberg, Rogers, Nunes, 1 vacancy
 Minority (D 7): McIntyre, RMM; Etheridge, Hill, Scott, Marshall, Thompson (MS), Alexander

Appropriations**H-218 The Capitol****www.house.gov/appropriations****202-225-2141**

Majority (R 36): Young (FL), Chmn.; Regula (OH), Lewis (CA), Rogers (KY), Wolf (VA), Kolbe (AZ), Walsh (NY),
 Taylor (NC), Hobson (OH), Istook (OK), Bonilla (TX), Knollenberg (MI), Kingston (GA), Frelinghuysen (NJ),
 Wicker (MS), Nethercutt (WA), Cunningham (CA), Tiahrt (KS), Wamp (TN), Latham (IA), Northup (KY), Ad-
 erholt (AL), Emerson (MO), Granger (TX), Peterson (PA), Goode (VA), Doolittle (CA), LaHood (IL), Sweeney
 (NY), Vitter (LA), Sherwood (PA), Weldon (FL), Simpson (ID), Culberson (TX), Kirk (IL), Crenshaw (FL)
 Minority (D 29): Obey (WI), RMM; Murtha (PA), Dicks (WA), Sabo (MN), Hoyer (MD), Mollohan (WV), Kaptur (OH),
 Visclosky (IN), Lowey (NY), Serrano (NY), DeLauro (CT), Moran (VA), Olver (MA), Pastor (AZ), Price (NC),
 Edwards (TX), Cramer (AL), Kennedy (RI), Clyburn (SC), Hinchey (NY), Roybal-Allard (CA), Farr (CA), Jackson
 (IL), Kilpatrick (MI), Boyd (FL), Fattah (PA), Rothman (NJ), Bishop (GA), Berry (AR)

SUBCOMMITTEES**Agriculture, Rural Development, FDA & Related Agencies**

Majority (R 8): Bonilla, Chmn.; Walsh, Kingston, Nethercutt, Latham, Vice Chmn.; Emerson, Goode, LaHood
 Minority (D 5): Kaptur, RMM; DeLauro, Hinchey, Farr, Boyd

Commerce, Justice, State & Judiciary

Majority (R 8): Wolf, Chmn.; Rogers, Kolbe, Taylor, Regula, Vitter, Vice Chmn.; Sweeney, Kirk
 Minority (D 5): Serrano, RMM; Mollohan, Cramer, Kennedy, Sabo

Defense

Majority (R 9): Lewis, Chmn.; Young, Hobson, Bonilla, Nethercutt, Vice Chmn.; Cunningham, Frelinghuysen, Tiahrt, Wicker
 Minority (D 5): Murtha, RMM; Dicks, Sabo, Visclosky, Moran

District of Columbia

Majority (R 6): Frelinghuysen, Chmn.; Istook, Cunningham, Vice Chmn.; Doolittle, Weldon, Culberson
 Minority (D 3): Fattah, RMM; Pastor, Cramer

Energy & Water Development

Majority (R 8): Hobson, Chmn.; Frelinghuysen, Latham, Wamp, Vice Chmn.; Emerson, Doolittle, Peterson, Simpson
 Minority (D 5): Visclosky, RMM; Edwards, Pastor, Clyburn, Berry

Foreign Operations & Export Financing

Majority (R 8): Kolbe, Chmn.; Knollenberg, Lewis, Wicker, Vice Chmn.; Bonilla, Vitter, Kirk, Crenshaw
 Minority (D 5): Lowey, RMM; Jackson, Kilpatrick, Rothman, Kaptur

Homeland Security

Majority (R 9): Rogers, Chmn.; Young, Vice Chmn.; Wolf, Wamp, Latham, Emerson, Granger, Sweeney, Sherwood
 Minority (D 6): Sabo, RMM; Price, Serrano, Roybal-Allard, Berry, Mollohan

Interior

Majority (R 8): Taylor, Chmn.; Regula, Kolbe, Nethercutt, Wamp, Peterson, Vice Chmn.; Sherwood, Crenshaw
 Minority (D 5): Dicks, RMM; Murtha, Moran, Hinchey, Olver

Labor, HHS & Education

Majority (R 10): Regula, Chmn.; Istook, Wicker, Northup, Vice Chmn.; Cunningham, Granger, Peterson, Sherwood, Weldon,
 Simpson
 Minority (D 7): Obey, RMM; Hoyer, Lowey, DeLauro, Jackson, Kennedy, Roybal-Allard

Military Construction

Majority (R 8): Knollenberg, Chmn.; Walsh, Aderholt, Vice Chmn.; Granger, Goode, Vitter, Kingston, Crenshaw
 Minority (D 5): Edwards, RMM; Farr, Boyd, Bishop, Dicks

The Legislative Branch

Majority (R 5): Kingston, Chmn.; LaHood, Vice Chmn.; Tiahrt, Culberson, Kirk
 Minority (D 3): Moran, RMM; Price, Clyburn

Transportation, Treasury & Independent Agencies

Majority (R 9): Istook, Chmn.; Wolf, Lewis, Rogers, Tiahrt, Vice Chmn.; Northup, Aderholt, Sweeney, Culberson
 Minority (D 6): Hoyer, Olver, RMM; Pastor, Kilpatrick, Clyburn, Rothman

VA, HUD & Independent Agencies

Majority (R 9): Walsh, Chmn.; Hobson, Knollenberg, Northup, Goode, Vice Chmn.; Aderholt, LaHood, Weldon, Simpson
 Minority (D 6): Mollohan, RMM; Kaptur, Price, Cramer, Fattah, Bishop

Armed Services**2120 Rayburn****www.house.gov/hasc****202-225-4151**

Majority (R 33): Hunter (CA), Chmn.; Weldon (PA), Vice Chmn.; Hefley (CO), Saxton (NJ), McHugh (NY), Everett (AL), Bartlett (MD), McKeon (CA), Thornberry (TX), Hostettler (IN), Jones (NC), Ryun (KS), Gibbons (NV), Hayes (NC), Wilson (NM), Calvert (CA), Simmons (CT), Davis, J. (VA), Schrock (VA), Akin (MO), Forbes (VA), Miller (FL), Wilson (SC), LoBiondo (NJ), Cole (OK), Bradley (NH), Bishop (UT), Turner (OH), Kline (MN), Miller (MI), Gingrey (GA), Rogers (AL), Franks (AZ)

Minority (D 29): Skelton (MO), RMM; Spratt (SC), Ortiz (TX), Evans (IL), Taylor (MS), Abercrombie (HI), Meehan (MA), Reyes (TX), Snyder (AR), Turner (TX), Smith (WA), Sanchez, Lo. (CA), McIntyre (NC), Rodriguez (TX), Tauscher (CA), Brady (PA), Hill (IN), Larson (CT), Davis (CA), Langevin (RI), Israel (NY), Larsen (WA), Cooper (TN), Marshall (GA), Meek (FL), Bordallo (GU), Alexander (LA), Ruppertsberger (MD), Ryan (OH)

SUBCOMMITTEES**Projection Forces**

Majority (R 9): Bartlett, Chmn.; Simmons, Davis (VA), Schrock, Saxton, Hostettler, Calvert, Bradley, Kline
 Minority (D 7): Taylor, RMM; Abercrombie, Tauscher, Langevin, Israel, Marshall, Alexander

Readiness

Majority (R 16): Hefley, Chmn.; McKeon, Hostettler, Jones, Ryun, Hayes, Wilson (NM), Calvert, Forbes, Miller (FL), Cole, Bishop, Miller (MI), Rogers, Franks, McHugh
 Minority (D 14): Ortiz, RMM; Evans, Taylor, Abercrombie, Reyes, Snyder, Rodriguez, Brady, Hill, Larson, Davis (CA), Larsen, Marshall, Bordallo

Strategic Forces

Majority (R 8): Everett, Chmn.; Thornberry, Weldon, Wilson (NM), Bishop, Turner, Rogers, Franks
 Minority (D 6): Reyes, RMM; Spratt, Sanchez, Tauscher, Meek, Ryan

Tactical Air & Land Forces

Majority (R 16): Weldon, Chmn.; Gibbons, Akin, Bradley, Turner, Gingrey, Everett, McKeon, Jones, Ryun, Simmons, Schrock, Forbes, Hefley, Wilson (SC), LoBiondo
 Minority (D 14): Abercrombie, RMM; Skelton, Spratt, Ortiz, Evans, Turner, Smith, McIntyre, Brady, Larson, Israel, Cooper, Meek, Alexander

Terrorism, Unconventional Threats & Capabilities

Majority (R 12): Saxton, Chmn.; Wilson (SC), LoBiondo, Kline, Miller (FL), Bartlett, Thornberry, Gibbons, Hayes, Davis (VA), Akin, Hefley
 Minority (D 10): Meehan, RMM; Turner, Smith, McIntyre, Rodriguez, Hill, Davis (CA), Langevin, Larsen, Cooper

Total Force

Majority (R 8): McHugh, Chmn.; Cole, Miller (MI), Gingrey, Saxton, Ryun, Schrock, Hayes
 Minority (D 6): Snyder, RMM; Meehan, Sanchez, Tauscher, Cooper, Bordallo

Budget**309 Cannon****budget.house.gov****202-226-7270**

Majority (R 24): Nussle (IA), Chmn.; Shays (CT), Vice Chmn.; Gutknecht (MN), Thornberry (TX), Ryun (KS), Toomey (PA), Hastings (WA), Portman (OH), Schrock (VA), Brown (SC), Crenshaw (FL), Putnam (FL), Wicker (MS), Hulshof (MO), Tancredo (CO), Vitter (LA), Bonner (AL), Franks (AZ), Garrett (NJ), Barrett (SC), McCotter (MI), Diaz-Balart, M. (FL), Hensarling (TX), Brown-Waite (FL)

Minority (D 19): Spratt (SC), RMM; Moran (VA), Hoolley (OR), Baldwin (WI), Moore (KS), Lewis (GA), Neal (MA), DeLauro (CT), Edwards (TX), Scott (VA), Ford (TN), Capps (CA), Thompson (CA), Baird (WA), Cooper (TN), Emanuel (IL), Davis (AL), Majette (GA), Kind (WI)

NO SUBCOMMITTEES**Education & the Workforce****2181 Rayburn****edworkforce.house.gov****202-225-4527**

Majority (R 27): Boehner (OH), Chmn.; Petri (WI), Vice Chmn.; Ballenger (NC), Hoekstra (MI), McKeon (CA), Castle (DE), Johnson (TX), Greenwood (PA), Norwood (GA), Upton (MI), Ehlers (MI), DeMint (SC), Isakson (GA), Biggert (IL), Platts (PA), Tiberi (OH), Keller (FL), Osborne (NE), Wilson (SC), Cole (OK), Porter (NV), Kline (MN), Carter (TX), Musgrave (CO), Blackburn (TN), Gingrey (GA), Burns (GA)

Minority (D 22): Miller (CA), RMM; Kildee (MI), Owens (NY), Payne (NJ), Andrews (NJ), Woolsey (CA), Hinojosa (TX), McCarthy (NY), Tierney (MA), Kind (WI), Kucinich (OH), Wu (OR), Holt (NJ), Davis (CA), McCollum (MN), Davis (IL), Case (HI), Grijalva (AZ), Majette (GA), Van Hollen (MD), Ryan (OH), Bishop (NY)

SUBCOMMITTEES**21st Century Competitiveness**

Majority (R 16): McKeon, Chmn.; Isakson, Vice Chmn.; Petri, Castle, Johnson, Upton, Ehlers, Tiberi, Keller, Osborne, Cole, Porter, Carter, Gingrey, Burns, 1 vacancy

Minority (D 13): Kildee, RMM; Tierney, Kind, Wu, Holt, McCollum, McCarthy, Van Hollen, Ryan, Owens, Payne, Andrews, Hinojosa

Education Reform

Majority (R 11): Castle, Chmn.; Osborne, Vice Chmn.; Greenwood, Upton, Ehlers, DeMint, Biggert, Platts, Keller, Wilson, Musgrave

Minority (D 9): Woolsey, RMM; Davis (CA), Davis (IL), Case, Grijalva, Kind, Kucinich, Van Hollen, Majette

Employer-Employee Relations

Majority (R 13): Johnson, Chmn.; DeMint, Vice Chmn.; Ballenger, McKeon, Platts, Tiberi, Wilson, Cole, Kline, Carter, Musgrave, Blackburn, 1 vacancy

Minority (D 10): Andrews, RMM; Payne, McCarthy, Kildee, Tierney, Wu, Holt, McCollum, Case, Grijalva

Select Education

Majority (R 6): Hoekstra, Chmn.; Porter, Vice Chmn.; Greenwood, Norwood, Gingrey, Burns

Minority (D 4): Hinojosa, RMM; Davis (CA), Davis (IL), Ryan

Workforce Protections

Majority (R 8): Norwood, Chmn.; Biggert, Vice Chmn.; Ballenger, Hoekstra, Isakson, Keller, Kline, Blackburn

Minority (D 6): Owens, RMM; Kucinich, Woolsey, Majette, Payne, Bishop

Energy & Commerce**2125 Rayburn****energycommerce.house.gov****202-225-2927**

Majority (R 31): Tauzin (LA), Chmn.; Bilirakis (FL), Barton (TX), Upton (MI), Stearns (FL), Gillmor (OH), Greenwood (PA), Cox (CA), Deal (GA), Burr (NC), Vice Chmn.; Whitfield (KY), Norwood (GA), Cubin (WY), Shimkus (IL), Wilson (NM), Shadegg (AZ), Pickering (MS), Fossella (NY), Blunt (MO), Buyer (IN), Radanovich (CA), Bass (NH), Pitts (PA), Bono (CA), Walden (OR), Terry (NE), Fletcher (KY), Ferguson (NJ), Rogers (MI), Issa (CA), Otter (ID)

Minority (D 26): Dingell (MI), RMM; Waxman (CA), Markey (MA), Hall (TX), Boucher (VA), Towns (NY), Pallone (NJ), Brown (OH), Gordon (TN), Deutsch (FL), Rush (IL), Eshoo (CA), Stupak (MI), Engel (NY), Wynn (MD), Green (TX), McCarthy (MO), Strickland (OH), DeGette (CO), Capps (CA), Doyle (PA), John (LA), Allen (ME), Davis (FL), Schakowsky (IL), Solis (CA)

SUBCOMMITTEES**Commerce, Trade & Consumer Protection**

Majority (R 15): Stearns, Chmn.; Upton, Whitfield, Cubin, Shimkus, Shadegg, Vice Chmn.; Radanovich, Bass, Pitts, Bono, Terry, Fletcher, Ferguson, Issa, Otter

Minority (D 12): Schakowsky, RMM; Solis, Markey, Towns, Brown, Davis, Deutsch, Stupak, Green, McCarthy, Strickland, DeGette

Energy & Air Quality

Majority (R 17): Barton, Chmn.; Cox, Burr, Whitfield, Norwood, Shimkus, Vice Chmn.; Wilson, Shadegg, Pickering, Fossella, Buyer, Radanovich, Bono, Walden, Rogers, Issa, Otter

Minority (D 14): Boucher, RMM; Wynn, Allen, Waxman, Markey, Hall, Pallone, Brown, Rush, McCarthy, Strickland, Capps, Doyle, John

Environment & Hazardous Materials

Majority (R 15): Gillmor, Chmn.; Greenwood, Shimkus, Wilson, Fossella, Vice Chmn.; Buyer, Radanovich, Bass, Pitts, Bono, Terry, Fletcher, Issa, Rogers, Otter

Minority (D 12): Solis, RMM; Allen, Pallone, Doyle, Davis, Schakowsky, Deutsch, Rush, Stupak, Wynn, Green, DeGette

Health

Majority (R 17): Bilirakis, Chmn.; Barton, Upton, Greenwood, Deal, Burr, Whitfield, Norwood, Vice Chmn.; Cubin, Wilson, Shadegg, Pickering, Buyer, Pitts, Fletcher, Ferguson, Rogers

Minority (D 14): Brown, RMM; Waxman, Hall, Towns, Pallone, Eshoo, Stupak, Engel, Green, Strickland, Capps, Gordon, DeGette, John

Oversight & Investigations

Majority (R 8): Greenwood, Chmn.; Bilirakis, Stearns, Burr, Bass, Walden, Vice Chmn.; Ferguson, Rogers

Minority (D 6): Deutsch, RMM; DeGette, Davis, Schakowsky, Waxman, Rush

Telecommunications & the Internet

Majority (R 17): Upton, Chmn.; Bilirakis, Barton, Stearns, Vice Chmn.; Gillmor, Cox, Deal, Whitfield, Cubin, Shimkus, Wilson, Pickering, Fossella, Bass, Bono, Walden, Terry

Minority (D 14): Markey, RMM; Rush, McCarthy, Doyle, Davis, Boucher, Towns, Gordon, Deutsch, Eshoo, Stupak, Engel, Wynn, Green

Financial Services**www.house.gov/financialservices****2129 Rayburn****202-225-7502**

Majority (R 37): Oxley (OH), Chmn.; Leach (IA), Bereuter (NE), Baker (LA), Bachus (AL), Castle (DE), King (NY), Royce (CA), Lucas (OK), Ney (OH), Kelly (NY), Vice Chmn.; Paul (TX), Gillmor (OH), Ryun (KS), LaTourette (OH), Manzullo (IL), Jones (NC), Ose (CA), Biggert (IL), Green (WI), Toomey (PA), Shays (CT), Shadegg (AZ), Fossella (NY), Miller (CA), Hart (PA), Capito (WV), Tiberi (OH), Kennedy (MN), Feeney (FL), Hensarling (TX), Garrett (NJ), Murphy (PA), Brown-Waite (FL), Barrett (SC), Harris (FL), Renzi (AZ)

Minority (D 32): Frank (MA), RMM; Kanjorski (PA), Waters (CA), Maloney (NY), Gutierrez (IL), Velazquez (NY), Watt (NC), Ackerman (NY), Hooley (OR), Carson (IN), Sherman (CA), Meeks (NY), Lee (CA), Inslee (WA), Moore (KS), Gonzalez (TX), Capuano (MA), Ford (TN), Hinojosa (TX), Lucas (KY), Crowley (NY), Clay (MO), Israel (NY), Ross (AR), McCarthy (NY), Baca (CA), Matheson (UT), Lynch (MA), Miller (NC), Emanuel (IL), Scott (GA), Davis (AL)

Independent (1): Sanders (I-VT)

SUBCOMMITTEES**Capital Markets, Insurance & Government Sponsored Enterprises**

Majority (R 26): Baker, Chmn.; Ose, Vice Chmn.; Shays, Gillmor, Bachus, Castle, King, Lucas, Royce, Manzullo, Kelly, Ney, Shadegg, Ryun, Fossella, Biggert, Green, Miller, Toomey, Capito, Hart, Kennedy, Tiberi, Brown-Waite, Harris, Renzi

Minority (D 23): Kanjorski, RMM; Ackerman, Hooley, Sherman, Meeks, Inslee, Moore, Gonzalez, Capuano, Ford, Hinojosa, Lucas, Crowley, Israel, Ross, Clay, McCarthy, Baca, Matheson, Lynch, Miller, Emanuel, Scott

Domestic and International Monetary Policy, Trade & Technology

Majority (R 14): King, Chmn.; Biggert, Vice Chmn.; Leach, Castle, Paul, Manzullo, Ose, Shadegg, Kennedy, Feeney, Hensarling, Murphy, Barrett, Harris

Minority (D 11): Maloney (NY), RMM; Watt, Waters, Lee, Kanjorski, Sherman, Hooley, Gutierrez, Velazquez, Baca, Emanuel

Independent (1): Sanders (I)

Financial Institutions & Consumer Credit

Majority (R 25): Bachus, Chmn.; LaTourette, Vice Chmn.; Bereuter, Baker, Castle, Royce, Lucas, Kelly, Gillmor, Ryun, Jones, Biggert, Toomey, Fossella, Hart, Capito, Tiberi, Kennedy, Feeney, Hensarling, Garrett, Murphy, Brown-Waite, Barrett, Renzi

Minority (D 21): Maloney (NY), Watt, Ackerman, Sherman, Meeks, Gutierrez, Moore, Gonzalez, Kanjorski, Waters, Velazquez, Hooley, Carson, Ford, Hinojosa, Lucas, Crowley, Israel, Ross, McCarthy, Davis

Independent (1): Sanders (I), RMM

Housing & Community Opportunity

Majority (R 14): Ney, Chmn.; Green, Vice Chmn.; Bereuter, Baker, King, Jones, Ose, Toomey, Shays, Miller, Hart, Tiberi, Harris, Renzi

Minority (D 11): Waters, RMM; Velazquez, Carson, Lee, Capuano, Watt, Clay, Lynch, Miller, Scott, Davis

Independent (1): Sanders (I)

Oversight & Investigations

Majority (R 11): Kelly, Chmn.; Paul, Vice Chmn.; LaTourette, Green, Shadegg, Fossella, Hensarling, Garrett, Murphy, Brown-Waite, Barrett

Minority (D 9): Gutierrez, RMM; Inslee, Moore, Crowley, Maloney, Gonzalez, Hinojosa, Matheson, Lynch

Government Reform**www.house.gov/reform****2157 Rayburn****202-225-5074**

Majority (R 24): Davis, T. (VA), Chmn.; Burton (IN), Shays (CT), Vice Chmn.; Ros-Lehtinen (FL), McHugh (NY), Mica (FL), Souder (IN), LaTourette (OH), Ose (CA), Lewis (KY), Davis, J. (VA), Platts (PA), Cannon (UT), Putnam (FL), Schrock (VA), Duncan (TN), Sullivan (OK), Deal (GA), Miller (MI), Murphy (PA), Turner (OH), Carter (TX), Janklow (SD), Blackburn (TN)

Minority (D 19): Waxman (CA), RMM; Lantos (CA), Owens (NY), Towns (NY), Kanjorski (PA), Maloney (NY), Cummings (MD), Kucinich (OH), Davis (IL), Tierney (MA), Clay (MO), Watson (CA), Lynch (MA), Van Hollen (MD), Sanchez, Li. (CA), Ruppertsberger (MD), Norton (DC), Cooper (TN), Bell (TX)

Independent (1): Sanders (I-VT)

SUBCOMMITTEES**Civil Service & Agency Organization**

Majority (R 7): Davis, J. Chmn.; Murphy, Vice Chmn.; Mica, Souder, Putnam, Deal, Blackburn

Minority (D 5): Davis (IL), RMM; Owens, Van Hollen, Norton, Cooper

Criminal Justice, Drug Policy & Human Resources

Majority (R 9): Souder, Chmn.; Deal, Vice Chmn.; McHugh, Mica, Ose, Davis, J., Schrock, Carter, Blackburn

Minority (D 7): Cummings, RMM; Davis (IL), Clay, Sanchez, Ruppertsberger, Norton, Bell

Energy Policy, Natural Resources and Regulatory Affairs

Majority (R 8): Ose, Chmn.; Janklow, Vice Chmn.; Shays, McHugh, Cannon, Sullivan, Deal, Miller

Minority (D 6): Tierney, RMM; Lantos, Kanjorski, Kucinich, Van Hollen, Cooper

Government Efficiency & Financial Management

Majority (R 6): Platts, Chmn.; Blackburn, Vice Chmn.; LaTourette, Sullivan, Miller, Turner

Minority (D 4): Towns, RMM; Kanjorski, Owens, Maloney

National Security, Emerging Threats & International Relations

Majority (R 11): Shays, Chmn.; Turner, Vice Chmn.; Burton, LaTourette, Lewis, Platts, Putnam, Schrock, Duncan, Murphy, Janklow

Minority (D 8): Kucinich, RMM; Lantos, Lynch, Maloney, Sanchez, Ruppertsberger, Bell, Tierney

Independent (1): Sanders (I)

Technology, Information Policy, Intergovernmental Relations & Census

Majority (R 5): Putnam, Chmn.; Miller, Vice Chmn.; Ose, Murphy, Turner

Minority (D 3): Clay, RMM; Watson, Lynch

Wellness & Human Rights

Majority (R 4): Burton, Chmn.; Cannon, Vice Chmn.; Shays, Ros-Lehtinen

Minority (D 2): Watson, RMM; Cummings

Independent (1): Sanders (I)

House Administration

www.house.gov/cha

Majority (R 6): Ney (OH), Chmn.; Ehlers (MI), Mica (FL), Linder (GA), Doolittle (CA), Reynolds (NY)

Minority (D 3): Larson (CT), RMM; Millender-McDonald (CA), Brady (PA)

2139 Longworth

202-225-8281

NO SUBCOMMITTEES**International Relations**

www.house.gov/international_relations

Majority (R 26): Hyde (IL), Chmn.; Leach (IA), Bereuter (NE), Smith (NJ), Vice Chmn.; Burton (IN), Gallegly (CA), Ros-Lehtinen (FL), Ballenger (NC), Rohrabacher (CA), Royce (CA), King (NY), Chabot (OH), Houghton (NY), McHugh (NY), Tancredo (CO), Paul (TX), Smith (MI), Pitts (PA), Flake (AZ), Davis, J. (VA), Green (WI), Weller (IL), Pence (IN), McCotter (MI), Janklow (SD), Harris (FL)

Minority (D 23): Lantos (CA), RMM; Berman (CA), Ackerman (NY), Faleomavaega (AS), Payne (NJ), Menendez (NJ), Brown (OH), Sherman (CA), Wexler (FL), Engel (NY), Delahunt (MA), Meeks (NY), Lee (CA), Crowley (NY), Hoeffel (PA), Blumenauer (OR), Berkley (NV), Napolitano (CA), Schiff (CA), Watson (CA), Smith (WA), McCollum (MN), Bell (TX)

2170 Rayburn

202-225-5021

SUBCOMMITTEES**Africa**

Majority (R 5): Royce, Chmn.; Houghton, Tancredo, Flake, Green

Minority (D 4): Payne, RMM; Meeks, Lee, McCollum

Asia & the Pacific

Majority (R 11): Leach, Chmn.; Burton, Bereuter, Smith (NJ), Rohrabacher, Royce, Chabot, Paul, Flake, Weller, Tancredo

Minority (D 9): Faleomavaega, RMM; Brown, Blumenauer, Watson, Smith, Ackerman, Sherman, Wexler, Meeks

Europe

Majority (R 7): Bereuter, Chmn.; Burton, Gallegly, King, Davis, McCotter, Janklow

Minority (D 6): Wexler, RMM; Engel, Delahunt, Lee, Hoeffel, Blumenauer

International Terrorism, Nonproliferation and Human Rights

Majority (R 10): Gallegly, Chmn.; Smith (NJ), Rohrabacher, King, Pitts, Green, Ballenger, Tancredo, Smith (MI), Pence

Minority (D 8): Sherman, RMM; Menendez, Crowley, Berkley, Napolitano, Schiff, Watson, Bell

Middle East & Central Asia

Majority (R 10): Ros-Lehtinen, Chmn.; Chabot, McHugh, Smith (MI), Davis, Pence, McCotter, Janklow, Pitts, Harris

Minority (D 8): Ackerman, RMM; Berman, Engel, Crowley, Hoeffel, Berkley, Schiff, Bell

Western Hemisphere

Majority (R 6): Ballenger, Chmn.; Paul, Weller, Harris, Leach, Ros-Lehtinen

Minority (D 5): Menendez, RMM; Delahunt, Napolitano, Faleomavaega, Payne

Judiciary

www.house.gov/judiciary

Majority (R 21): Sensenbrenner (WI), Chmn.; Hyde (IL), Coble (NC), Smith (TX), Gallegly (CA), Goodlatte (VA), Chabot (OH), Jenkins (TN), Cannon (UT), Bachus (AL), Hostettler (IN), Green (WI), Keller (FL), Hart (PA), Flake (AZ), Pence (IN), Forbes (VA), King (IA), Carter (TX), Feeney (FL), Blackburn (TN)

Minority (D 16): Conyers (MI), RMM; Berman (CA), Boucher (VA), Nadler (NY), Scott (VA), Watt (NC), Lofgren (CA), Jackson Lee (TX), Waters (CA), Meehan (MA), Delahunt (MA), Wexler (FL), Baldwin (WI), Weiner (NY), Schiff (CA), Sanchez, Li. (CA)

2138 Rayburn

202-225-3951

SUBCOMMITTEES**Commercial & Administrative Law**

Majority (R 7): Cannon, Chmn.; Coble, Flake, Carter, Blackburn, Chabot, Feeney

Minority (D 5): Watt, RMM; Nadler, Baldwin, Delahunt, Weiner

Courts, the Internet & Intellectual Property

Majority (R 12): Smith, Chmn.; Hyde, Gallegly, Goodlatte, Jenkins, Bachus, Green, Keller, Hart, Pence, Forbes, Carter

Minority (D 10): Berman, RMM; Conyers, Boucher, Lofgren, Waters, Meehan, Delahunt, Wexler, Baldwin, Weiner

Crime, Terrorism & Homeland Security

Majority (R 8): Coble, Chmn.; Feeney, Goodlatte, Chabot, Green, Keller, Pence, Forbes

Minority (D 5): Scott, RMM; Schiff, Jackson Lee, Waters, Meehan

Immigration, Border Security & Claims

Majority (R 8): Hostettler, Chmn.; Flake, Blackburn, Smith, Gallegly, Cannon, King, Hart
 Minority (D 5): Jackson Lee, RMM; Sanchez, Lofgren, Berman, Conyers

The Constitution

Majority (R 8): Chabot, Chmn.; King, Jenkins, Bachus, Hostettler, Hart, Feeney, Forbes
 Minority (D 5): Nadler, RMM; Conyers, Scott, Watt, Schiff

Permanent Select Committee on Intelligence**H-405 The Capitol****intelligence.house.gov****202-225-4121**

Majority (R 11): Goss (FL), Chmn.; Bereuter (NE), Vice Chmn.; Boehlert (NY), Gibbons (NV), LaHood (IL), Cunningham (CA), Hoekstra (MI), Burr (NC), Everett (AL), Gallegly (CA), Collins (GA)
 Minority (D 9): Harman (CA), RMM; Hastings (FL), Reyes (TX), Boswell (IA), Peterson (MN), Cramer (AL), Eshoo (CA), Holt (NJ), Ruppertsberger (MD)

SUBCOMMITTEES**Human Intelligence, Analysis & Counterintelligence**

Majority (R 7): Gibbons, Chmn.; Boehlert, Vice Chmn.; Cunningham, Hoekstra, Burr, Everett, Collins
 Minority (D 5): Boswell, RMM; Ruppertsberger, Reyes, Peterson, Cramer

Intelligence Policy & National Security

Majority (R 6): Bereuter, Chmn.; LaHood, Vice Chmn.; Cunningham, Hoekstra, Burr, Gallegly
 Minority (D 4): Eshoo, RMM; Hastings, Holt, Ruppertsberger

Technical & Tactical Intelligence

Majority (R 7): Hoekstra, Chmn.; Boehlert, Vice Chmn.; Gibbons, Cunningham, Everett, Gallegly, Collins
 Minority (D 5): Cramer, RMM; Holt, Eshoo, Peterson, Ruppertsberger

Terrorism & Homeland Security

Majority (R 7): LaHood, Chmn.; Bereuter, Vice Chmn.; Gibbons, Burr, Everett, Gallegly, Collins
 Minority (D 5): Hastings, RMM; Reyes, Peterson, Boswell, Cramer

Resources**1324 Longworth****www.house.gov/resources****202-225-2761**

Majority (R 28): Pombo (CA), Chmn.; Young (AK), Tauzin (LA), Saxton (NJ), Gallegly (CA), Duncan (TN), Gilchrest (MD), Calvert (CA), McClinnis (CO), Cubin (WY), Radanovich (CA), Jones (NC), Cannon (UT), Peterson (PA), Gibbons (NV), Vice Chmn.; Souder (IN), Walden (OR), Tancredo (CO), Hayworth (AZ), Osborne (NE), Flake (AZ), Rehberg (MT), Renzi (AZ), Cole (OK), Pearce (NM), Bishop (UT), Nunes (CA), Neugebauer (TX)
 Minority (D 24): Rahall (WV), RMM; Kildee (MI), Faleomavaega (AS), Abercrombie (HI), Ortiz (TX), Pallone (NJ), Dooley (CA), Christian-Christensen (VI), Kind (WI), Inslee (WA), Napolitano (CA), Udall (NM), Udall (CO), Acevedo-Vila (PR), Carson (OK), Grijalva (AZ), Cardoza (CA), Boddallo (GU), Miller (CA), Markey (MA), Hinojosa (TX), Rodriguez (TX), Baca (CA), McCollum (MN)

SUBCOMMITTEES**Energy & Mineral Resources**

Majority (R 10): Cubin, Chmn.; Tauzin, Cannon, Gibbons, Souder, Rehberg, Cole, Pearce, Bishop, Nunes
 Minority (D 8): Kind, RMM; Faleomavaega, Ortiz, Napolitano, Udall (NM), Carson, Markey, 1 vacancy

Fisheries Conservation, Wildlife & Oceans

Majority (R 6): Gilchrest, Chmn.; Young, Tauzin, Saxton, Souder, Jones
 Minority (D 5): Pallone, RMM; Faleomavaega, Abercrombie, Ortiz, Boddallo

Forests & Forest Health

Majority (R 10): McClinnis, Chmn.; Duncan, Jones, Peterson, Tancredo, Hayworth, Flake, Rehberg, Renzi, Pearce
 Minority (D 9): Inslee, RMM; Kildee, Udall (NM), Udall (CO), Acevedo-Vila, Carson, McCollum, 2 vacancies

National Parks, Recreation & Public Lands

Majority (R 11): Radanovich, Chmn.; Gallegly, Duncan, Gilchrest, Cubin, Jones, Cannon, Peterson, Gibbons, Souder, Bishop
 Minority (D 9): Christian-Christensen, RMM; Kildee, Kind, Udall (NM), Udall (CO), Acevedo-Vila, Grijalva, Cardoza, Boddallo

Water & Power

Majority (R 9): Calvert, Chmn.; Radanovich, Walden, Tancredo, Hayworth, Osborne, Renzi, Pearce, Nunes
 Minority (D 8): Napolitano, RMM; Dooley, Inslee, Grijalva, Cardoza, Miller, Rodriguez, Baca

Rules**H-312 The Capitol****www.house.gov/rules****202-225-9191**

Majority (R 9): Dreier (CA), Chmn.; Goss (FL), Vice Chmn.; Linder (GA), Pryce (OH), Diaz-Balart, L. (FL), Hastings (WA), Myrick (NC), Sessions (TX), Reynolds (NY)
 Minority (D 4): Frost (TX), RMM; Slaughter (NY), McGovern (MA), Hastings (FL)

SUBCOMMITTEES**Technology & the House**

Majority (R 5): Linder, Chmn.; Myrick, Vice Chmn.; Sessions, Reynolds, Dreier
 Minority (D 2): McGovern, RMM; Hastings (FL)

The Legislative & Budget Process

Majority (R 5): Pryce, Chmn.; Diaz-Balart, Vice Chmn.; Goss, Hastings (WA), Dreier
 Minority (D 2): Slaughter, RMM; Frost

Science**www.house.gov/science****2320 Rayburn****202-225-6371**

Majority (R 25): Boehlert (NY), Chmn.; Smith (TX), Weldon (PA), Rohrabacher (CA), Barton (TX), Calvert (CA), Smith (MI), Bartlett (MD), Ehlers (MI), Gutknecht (MN), Nethercutt (WA), Lucas (OK), Biggert (IL), Gilchrest (MD), Akin (MO), Johnson (IL), Hart (PA), Sullivan (OK), Forbes (VA), Gingrey (GA), Bishop (UT), Burgess (TX), Bonner (AL), Feeney (FL), Neugebauer (TX)

Minority (D 22): Hall (TX), RMM; Gordon (TN), Costello (IL), Johnson, E. (TX), Woolsey (CA), Lampson (TX), Larson (CT), Udall (CO), Wu (OR), Honda (CA), Bell (TX), Miller (NC), Davis (TN), Jackson Lee (TX), Lofgren (CA), Sherman (CA), Baird (WA), Moore (KS), Weiner (NY), Matheson (UT), Cardoza (CA), 1 vacancy

SUBCOMMITTEES**Energy**

Majority (R 9): Biggert, Chmn.; Weldon, Bartlett, Ehlers, Nethercutt, Akin, Hart, Gingrey, Bonner

Minority (D 7): Lampson, RMM; Costello, Woolsey, Wu, Honda, Miller, Davis

Environment, Technology & Standards

Majority (R 8): Ehlers, Chmn.; Smith (MI), Gutknecht, Biggert, Gilchrest, Johnson (IL), Burgess, 1 vacancy

Minority (D 6): Udall, RMM; Miller, Davis, Baird, Matheson, Lofgren

Research

Majority (R 10): Smith (MI), Chmn.; Smith (TX), Rohrabacher, Gutknecht, Lucas, Akin, Johnson (IL), Hart, Sullivan, Gingrey

Minority (D 8): Johnson (TX), RMM; Honda, Lofgren, Cardoza, Sherman, Moore, Matheson, Jackson Lee

Space & Aeronautics

Majority (R 14): Rohrabacher, Chmn.; Smith (TX), Weldon, Barton, Calvert, Bartlett, Nethercutt, Lucas, Sullivan, Forbes, Bishop, Burgess, Bonner, Feeney

Minority (D 12): Gordon, RMM; Larson, Bell, Lampson, Udall, Wu, Johnson (TX), Jackson Lee, Sherman, Moore, Weiner, 1 vacancy

Select Committee on Homeland Security**hsc.house.gov****433 Cannon****202-226-8417**

Majority (R 27): Cox (CA), Chmn.; Dunn (WA), Young (FL), Young (AK), Sensenbrenner (WI), Tauzin (LA), Dreier (CA), Hunter (CA), Rogers (KY), Boehlert (NY), Smith (TX), Weldon (PA), Shays (CT), Goss (FL), Camp (MI), Diaz-Balart, L. (FL), Goodlatte (VA), Istook (OK), King (NY), Linder (GA), Shadegg (AZ), Souder (IN), Thornberry (TX), Gibbons (NV), Granger (TX), Sessions (TX), Sweeney (NY)

Minority (D 23): Turner (TX), RMM; Thompson (MS), Sanchez, Lo. (CA), Markey (MA), Dicks (WA), Frank (MA), Harman (CA), Cardin (MD), Slaughter (NY), DeFazio (OR), Lowey (NY), Andrews (NJ), Norton (DC), Lofgren (CA), McCarthy (MO), Jackson Lee (TX), Pascrell (NJ), Christian-Christensen (VI), Etheridge (NC), Gonzalez (TX), Lucas (KY), Langevin (RI), Meek (FL)

SUBCOMMITTEES**Cybersecurity, Science and Research & Development**

Majority (R 12): Thornberry, Chmn.; Sessions, Vice Chmn.; Boehlert, Smith, Weldon, Camp, Goodlatte, King, Linder, Souder, Gibbons, Granger

Minority (D 10): Lofgren, RMM; Sanchez, Andrews, Jackson Lee, Christian-Christensen, Etheridge, Gonzalez, Lucas, Langevin, Meek

Emergency Preparedness & Response

Majority (R 12): Shadegg, Chmn.; Weldon, Vice Chmn.; Tauzin, Shays, Camp, Diaz-Balart, King, Souder, Thornberry, Gibbons, Granger, Sessions

Minority (D 10): Thompson, RMM; Harman, Cardin, DeFazio, Lowey, Norton, Pascrell, Christian-Christensen, Etheridge, Lucas

Infrastructure & Border Security

Majority (R 12): Camp, Chmn.; Granger, Vice Chmn.; Dunn, Young (AK), Hunter, Smith, Diaz-Balart, Goodlatte, Istook, Shadegg, Souder, Sweeney

Minority (D 10): Sanchez, RMM; Markey, Dicks, Frank, Cardin, Slaughter, DeFazio, Jackson Lee, Pascrell, Gonzalez

Intelligence & Counterterrorism

Majority (R 12): Gibbons, Chmn.; Sweeney, Vice Chmn.; Dunn, Young (FL), Rogers, Smith, Shays, Goss, King, Linder, Shadegg, Thornberry

Minority (D 10): Langevin, RMM; Markey, Dicks, Frank, Harman, Lowey, Andrews, Norton, McCarthy, Meek

Rules

Majority (R 8): Diaz-Balart, Chmn.; Dunn, Sensenbrenner, Dreier, Weldon, Goss, Linder, Sessions

Minority (D 6): Slaughter, RMM; Thompson, Sanchez, Lofgren, McCarthy, Meek

Small Business**www.house.gov/smbiz****2361 Rayburn****202-225-5821**

Majority (R 18): Manzullo (IL), Chmn.; Bartlett (MD), Kelly (NY), Chabot (OH), Toomey (PA), DeMint (SC), Graves (MO), Schrock (VA), Akin (MO), Capito (WV), Shuster (PA), Musgrave (CO), Franks (AZ), Gerlach (PA), Bradley (NH), Beauprez (CO), Chocoma (IN), King (IA)

Minority (D 17): Velazquez (NY), RMM; Millender-McDonald (CA), Udall (NM), Ballance (NC), Faleomavaega (AS), Christian-Christensen (VI), Davis (IL), Gonzalez (TX), Napolitano (CA), Acevedo-Vila (PR), Case (HI), Bordallo (GU), Majette (GA), Marshall (GA), Michaud (ME), Miller (NC), Sanchez, Li. (CA)

SUBCOMMITTEES**Regulatory Reform & Oversight**

Majority (R 7): Schrock, Chmn.; Bartlett, Kelly, Franks, Bradley, King, 1 vacancy
 Minority (D 6): Christian-Christensen, Acevedo-Vila, Majette, 3 vacancies

Rural Enterprises, Agriculture and Technology

Majority (R 6): Graves, Chmn.; Shuster, Kelly, Capito, Musgrave, Toomey
 Minority (D 5): Ballance, RMM; Michaud, Christian-Christensen, Case, Bordallo

Tax, Finance & Exports

Majority (R 8): Toomey, Chmn.; Chabot, Musgrave, Gerlach, Beauprez, Franks, DeMint, Chocola
 Minority (D 7): Millender-McDonald, RMM; Marshall, Ballance, Davis, Acevedo-Vila, Majette, Michaud

Workforce, Empowerment & Government Programs

Majority (R 7): Akin, Chmn.; DeMint, Capito, Bradley, Chocola, King, 1 vacancy
 Minority (D 6): Udall, Davis, Napolitano, Case, Bordallo, 1 vacancy

Standards of Official Conduct

www.house.gov/ethics

Majority (R 5): Hefley (CO), Chmn.; Hastings (WA), Biggert (IL), Hulshof (MO), LaTourette (OH)
 Minority (D 5): Mollohan (WV), RMM; Tubbs Jones (OH), Green (TX), Roybal-Allard (CA), Doyle (PA)

**HT-2 The Capitol
 202-225-7103**

NO SUBCOMMITTEES**Transportation & Infrastructure**

www.house.gov/transportation

Majority (R 41): Young (AK), Chmn.; Petri (WI), Vice Chmn.; Boehlert (NY), Coble (NC), Duncan (TN), Gilchrest (MD), Mica (FL), Hoekstra (MI), Quinn (NY), Ehlers (MI), Bachus (AL), LaTourette (OH), Kelly (NY), Baker (LA), Ney (OH), LoBiondo (NJ), Moran (KS), Miller (CA), DeMint (SC), Bereuter (NE), Isakson (GA), Hayes (NC), Simmons (CT), Capito (WV), Brown (SC), Johnson (IL), Rehberg (MT), Platts (PA), Graves (MO), Kennedy (MN), Shuster (PA), Boozman (AR), Sullivan (OK), Chocola (IN), Beauprez (CO), Burgess (TX), Burns (GA), Pearce (NM), Gerlach (PA), Diaz-Balart, M. (FL), Porter (NV)

**2165 Rayburn
 202-225-9446**

Minority (D 34): Oberstar (MN), RMM; Rahall (WV), Lipinski (IL), DeFazio (OR), Costello (IL), Norton (DC), Nadler (NY), Menendez (NJ), Brown (FL), Filner (CA), Johnson (TX), Taylor (MS), Millender-McDonald (CA), Cummings (MD), Blumenauer (OR), Tauscher (CA), Pascrell (NJ), Boswell (IA), Holden (PA), Lampson (TX), Baird (WA), Berkley (NV), Carson (OK), Matheson (UT), Honda (CA), Larsen (WA), Capuano (MA), Weiner (NY), Carson (IN), Hoeffel (PA), Thompson (CA), Bishop (NY), Michaud (ME), Davis (TN)

SUBCOMMITTEES**Aviation**

Majority (R 25): Mica, Chmn.; Petri, Duncan, Quinn, Ehlers, Bachus, Kelly, Baker, LoBiondo, Moran, Isakson, Hayes, Johnson, Rehberg, Graves, Kennedy, Shuster, Boozman, Sullivan, Chocola, Vice Chmn.; Beauprez, Pearce, Gerlach, Diaz-Balart, Porter

Minority (D 21): DeFazio, RMM; Boswell, Lipinski, Costello, Norton, Menendez, Brown (FL), Johnson, Millender-McDonald, Tauscher, Pascrell, Holden, Berkley, Carson (OK), Matheson, Honda, Larsen, Capuano, Weiner, Rahall, Filner

Coast Guard & Maritime Transportation

Majority (R 7): LoBiondo, Chmn.; Coble, Gilchrest, Hoekstra, DeMint, Simmons, Diaz-Balart, Vice Chmn.;
 Minority (D 6): Filner, RMM; DeFazio, Brown (FL), Millender-McDonald, Lampson, Thompson

Economic Development, Public Buildings & Emergency Management

Majority (R 5): LaTourette, Chmn.; Capito, Burgess, Burns, Gerlach
 Minority (D 4): Norton, RMM; Davis, Carson (OK), Michaud

Highways, Transit & Pipelines

Majority (R 30): Petri, Chmn.; Boehlert, Coble, Duncan, Mica, Hoekstra, Quinn, LaTourette, Kelly, Baker, Ney, LoBiondo, Moran, DeMint, Bereuter, Isakson, Hayes, Simmons, Capito, Brown (SC), Johnson, Rehberg, Platts, Graves, Kennedy, Shuster, Boozman, Beauprez, Vice Chmn.; Burgess, Burns

Minority (D 25): Lipinski, RMM; Rahall, Nadler, Johnson, Taylor, Millender-McDonald, Cummings, Tauscher, Pascrell, Holden, Baird, Berkley, Carson (OK), Matheson, Honda, Larsen, Capuano, Blumenauer, Lampson, Weiner, Carson (IN), Hoeffel, Thompson, Bishop, Michaud

Railroads

Majority (R 14): Quinn, Chmn.; Petri, Boehlert, Coble, Mica, Bachus, Moran, Miller, DeMint, Simmons, Capito, Platts, Graves, Porter, Vice Chmn.;

Minority (D 12): Brown, RMM; Rahall, DeFazio, Nadler, Filner, Cummings, Blumenauer, Boswell, Carson (IN), Michaud, Lipinski, Costello

Water Resources & Environment

Majority (R 19): Duncan, Chmn.; Boehlert, Gilchrest, Ehlers, LaTourette, Kelly, Baker, Ney, Miller, Isakson, Hayes, Brown (SC), Shuster, Boozman, Sullivan, Chocola, Pearce, Vice Chmn.; Gerlach, Diaz-Balart

Minority (D 15): Costello, RMM; Menendez, Taylor, Lampson, Baird, Hoeffel, Thompson, Bishop, Davis, Norton, Nadler, Johnson, Blumenauer, Tauscher, Pascrell

Veterans' Affairs**veterans.house.gov**

Majority (R 17): Smith (NJ), Chmn.; Bilirakis (FL), Vice Chmn.; Everett (AL), Buyer (IN), Quinn (NY), Stearns (FL), Moran (KS), Baker (LA), Simmons (CT), Brown (SC), Miller (FL), Boozman (AR), Bradley (NH), Beauprez (CO), Brown-Waite (FL), Renzi (AZ), Murphy (PA)

Minority (D 14): Evans (IL), RMM; Filner (CA), Gutierrez (IL), Brown (FL), Snyder (AR), Rodriguez (TX), Michaud (ME), Hooley (OR), Reyes (TX), Strickland (OH), Berkley (NV), Udall (NM), Davis (CA), Ryan (OH)

335 Cannon**202-225-3527****SUBCOMMITTEES****Benefits**

Majority (R 5): Brown (SC), Chmn.; Quinn, Vice Chmn.; Miller, Bradley, Brown-Waite

Minority (D 4): Michaud, RMM, Davis, Reyes, Brown (FL)

Health

Majority (R 11): Simmons, Chmn.; Moran, Vice Chmn.; Baker, Miller, Boozman, Bradley, Beauprez, Brown-Waite, Renzi, Stearns, Murphy

Minority (D 9): Rodriguez, RMM; Filner, Snyder, Strickland, Berkley, Ryan, Gutierrez, Brown (FL), Hooley

Oversight & Investigations

Majority (R 5): Buyer, Chmn.; Bilirakis, Vice Chmn.; Everett, Boozman, 1 vacancy

Minority (D 4): Hooley, RMM; Evans, Filner, Rodriguez

Ways & Means**waysandmeans.house.gov****1102 Longworth****202-225-3625**

Majority (R 24): Thomas (CA), Chmn.; Crane (IL), Shaw (FL), Johnson (CT), Houghton (NY), Herger (CA), McCrery (LA), Camp (MI), Ramstad (MN), Nussle (IA), Johnson (TX), Dunn (WA), Collins (GA), Portman (OH), English (PA), Hayworth (AZ), Weller (IL), Hulshof (MO), McInnis (CO), Lewis (KY), Foley (FL), Brady (TX), Ryan (WI), Cantor (VA)

Minority (D 17): Rangel (NY), RMM; Stark (CA), Matsui (CA), Levin (MI), Cardin (MD), McDermott (WA), Kleczka (WI), Lewis (GA), Neal (MA), McNulty (NY), Jefferson (LA), Tanner (TN), Becerra (CA), Doggett (TX), Pomeroy (ND), Sandlin (TX), Tubbs Jones (OH)

SUBCOMMITTEES**Health**

Majority (R 8): Johnson (CT), Chmn.; McCrery, Crane, Johnson (TX), Camp, Ramstad, English, Dunn

Minority (D 5): Stark, RMM; Kleczka, Lewis, McDermott, Doggett

Human Resources

Majority (R 8): Herger, Chmn.; Johnson (CT), McInnis, McCrery, Camp, English, Lewis, Cantor

Minority (D 5): Cardin, RMM; Stark, Levin, McDermott, Rangel

Oversight

Majority (R 8): Houghton, Chmn.; Portman, Weller, McInnis, Foley, Johnson (TX), Ryan, Cantor

Minority (D 5): Pomeroy, RMM; Kleczka, McNulty, Tanner, Sandlin

Select Revenue Measures

Majority (R 8): McCrery, Chmn.; Hayworth, Weller, Lewis, Foley, Brady, Ryan, Collins

Minority (D 5): McNulty, RMM; Jefferson, Sandlin, Doggett, Tubbs Jones

Social Security

Majority (R 8): Shaw, Chmn.; Johnson (TX), Collins, Hayworth, Hulshof, Lewis, Brady, Ryan

Minority (D 5): Matsui, RMM; Cardin, Pomeroy, Becerra, Tubbs Jones

Trade

Majority (R 9): Crane, Chmn.; Shaw, Houghton, Camp, Ramstad, Dunn, Herger, English, Nussle

Minority (D 6): Levin, RMM; Rangel, Neal, Jefferson, Becerra, Tanner

JOINT COMMITTEES**Joint Committee on Taxation****www.house.gov/jct****1015 Longworth****202-225-3621**

House (5): Thomas (CA), Chmn.; Crane (IL), Shaw (FL), Rangel (NY), Stark (CA)

Senate (5): Grassley (IA), Vice Chmn.; Hatch (UT), Nickles (OK), Baucus (MT), Rockefeller (WV)

Joint Economic Committee**www.house.gov/jec****G-01 Dirksen****202-224-5171**

House (10): Saxton (NJ), Vice Chmn.; Ryan (WI), Dunn (WA), English (PA), Putnam (FL), Paul (TX), Stark (CA), RMM; Maloney (NY), Watt (NC), Hill (IN)

Senate (10): Bennett (UT), Chmn.; Brownback (KS), Sessions (AL), Sununu (NH), Alexander (TN), Collins (ME), Reed (RI), Kennedy (MA), Sarbanes (MD), Bingaman (NM)

Joint Committee on Printingwww.house.gov/jcp/

House (5): Ney (OH), Chmn.; Doolittle (CA), Linder (GA), Larson (CT), Brady (PA)

Senate (5): Chambliss (GA), Vice-Chmn.; Cochran (MS), Smith (OR), Inouye (HI), Dayton (MN)

1309 LHOB**202-225-8281****Joint Committee on the Library****S-237 The Capitol****202-224-3004**

House (5): Ehlers (MI), Vice-Chmn.; Ney (OH), Kingston (GA), Larson (CT), Millender-McDonald (CA)

Senate (5): Stevens (AK), Chmn.; Lott (MS), Cochran (MS), Dodd (CT), Schumer (NY)

Secretary of the Senate**S-312 The Capitol****202-224-3622**

Emily Reynolds

Clerk of the House**H-154 The Capitol****202-225-7000**

Jeff Trandahl